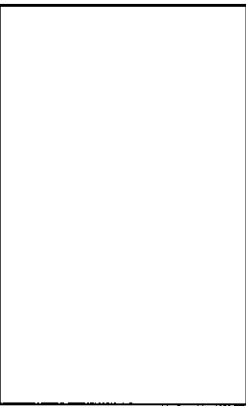
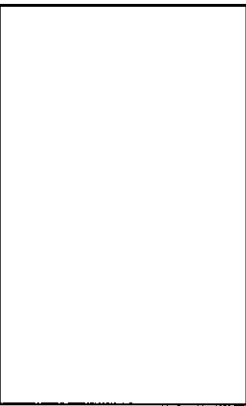
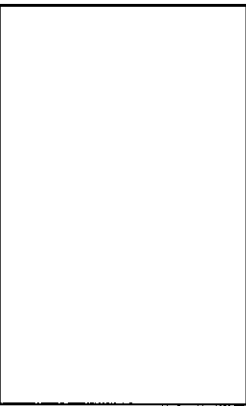
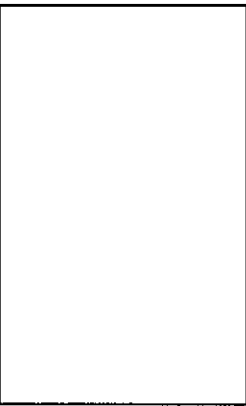
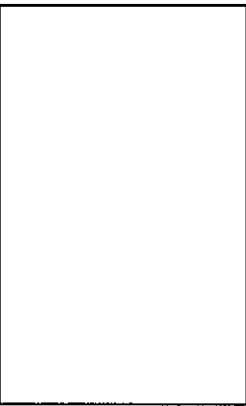
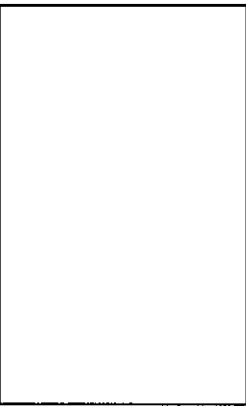
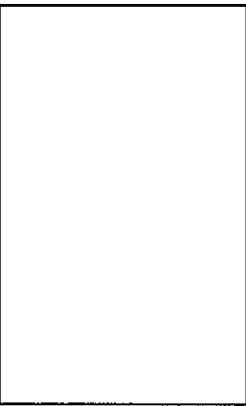
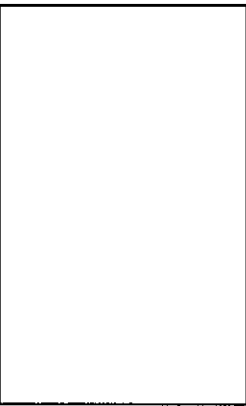
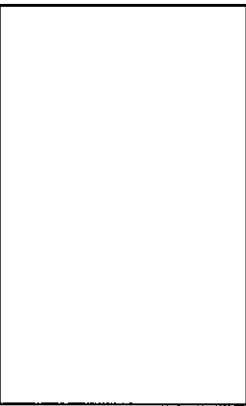
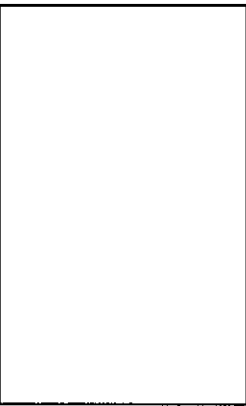
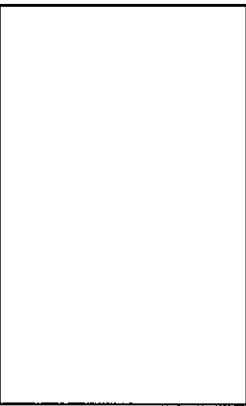
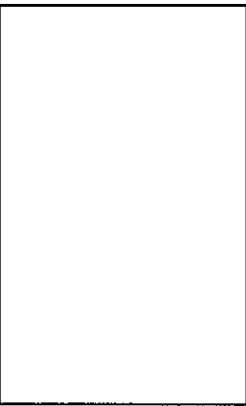
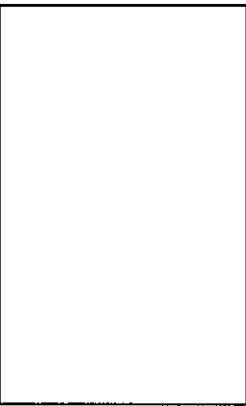
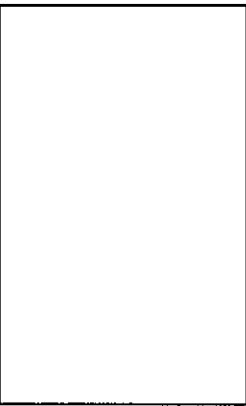


表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [446] 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (5) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (7) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (8) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (9) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (10) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (11) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (12) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (13) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (14) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア (1) ラインコンベア I 系 (1) (2) ラインコンベア I 系 (2) (3) ラインコンベア I 系 (3) (4) ラインコンベア I 系 (4) (5) ラインコンベア I 系 (5) (6) ラインコンベア I 系 (6) (7) 払出しコンベア I 系 (8) ラインコンベア II 系 (1) (9) ラインコンベア II 系 (2) (10) ラインコンベア II 系 (3) (11) ラインコンベア II 系 (4) (12) ラインコンベア II 系 (5) (13) ラインコンベア II 系 (6) (14) 払出しコンベア II 系
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (5) 改造 ・ 耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (7) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (10) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (11) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (12) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (13) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (14) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。

表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/4)

員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基 (13) 1基 (14) 1基	
一般仕様	型式	チェーン搬送方式
	主要な構造材	別表ニ設-8
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12)  (13)  (14) 
	その他の構成機器	ロッドトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[446] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>{446}燃料棒ラインコンベア 第1類</p> <p>ラインコンベア I系(1)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(1)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(2)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(2)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(3)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(3)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(4)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(4)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(5)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(5)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア I系(6)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア I系(6)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)を含む)</p> <p>払出しコンベア I系部材: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>払出しコンベア I系アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)を含む)</p> <p>ラインコンベア II系(1)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(1)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(2)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(2)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(3)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(3)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(4)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(4)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(5)部材: <input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(5)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p> <p>ラインコンベア II系(6)部材: <input type="text"/>、<input type="text"/></p> <p>ラインコンベア II系(6)アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)を含む)</p> <p>払出しコンベア II系部材: <input type="text"/></p> <p>払出しコンベア II系アンカーボルト: <input type="text"/>、<input type="text"/>、<input type="text"/> (新規)</p>
	津波による損傷の防止	--
	外部からの衝撃による損傷の防止	--
	人の不法な侵入等の防止	--
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。

表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-9 端栓切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {447} 燃料棒補修設備 端栓切断機
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒補修設備 端栓切断機	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	燃料棒回転切削式
	主要な構造材	別表ニ設-9
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{447} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-3、図臨成-116)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表二設-9 端栓切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {447} 端栓切断機 第1類 端栓切断機支持脚部材※1: []、[] 端栓切断機支持脚アンカーボルト※1: []、[] 燃料棒受け台部材: [] 燃料棒受け台アンカーボルト: []、[] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図二配-1、図二設-19	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設一10 端栓圧入機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	(448) 燃料棒補修設備 端栓圧入機	
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名		燃料棒補修設備 端栓圧入機	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	圧空圧入式	
	主要な構造材	別表ニ設一10	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{448} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配一3、図臨成一117)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設-10 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [448] 端栓圧入機 第1類 端栓圧入機支持脚部材※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 端栓圧入機支持脚アンカーボルト※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 寸法確認部部材: <input type="text"/> 寸法確認部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。
	添付図	図ニ配-1、図ニ設-20

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-11 UO₂明替ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[449] 燃料棒補修設備 UO ₂ 明替ボックス
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器名		燃料棒補修設備 UO ₂ 明替ボックス
変更内容		改造 ・ 耐震補強のためフードボックスを取替える。
員数		1基
一般仕様	型式	傾斜式
	主要な構造材	別表ニ設-11
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{449} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ペレット取出台) 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 (ペレット明替ボックス) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-3、図臨成-118)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設-11 UO₂明替ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (449)UO ₂ 明替ボックス 第1類 ペレット取出台部材: <input type="text"/> ペレット取出台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット明替ボックス部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ペレット明替ボックスアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {450} 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (4) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (6) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (7) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (8) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (9) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (10) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (11) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (12) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア (1) 受入コンベア (2) UT 前コンベア (3) シール X 線前コンベア (4) トレイ縦送りコンベア (5) 全長・重量前コンベア (6) トレイスタックコンベア (7) 燃料棒スタックコンベア A (8) ヱ線走査コンベア (9) 燃料棒スタックコンベア B (10) 燃料棒供給コンベア (11) チャンネル搬送コンベア (12) チャンネルスタックコンベア
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (4) 改造 ・既設 (X 線装置) を撤去し、X 線機能を廃止した機器を設置する。 (5) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (6) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (7) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (8) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (9) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (10) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (11) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 (12) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・不要機器の一部取外し。

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/4)

員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 2基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基			
一般仕様	型式	ローラ/ホイール/ボールコンベア組合せ方式		
	主要な構造材	別表ニ設-12		
	寸法 (単位: mm)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)		
	その他の構成機器	ロッドトレイ、ロッドチャンネル		
	その他の性能	-		
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒		
	核燃料物質の臨界防止	[450] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-1、図臨組-2、図臨組-3、図臨組-4、図臨組-5、 図臨組-6)		
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。		

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>(450)燃料棒ラインコンベア 第1類</p> <p>受入コンベア部材: []、[]</p> <p>受入コンベアアンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>UT前コンベア部材: []</p> <p>UT前コンベアアンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>シールX線前コンベア部材: []</p> <p>シールX線前コンベアアンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>トレイ縦送りコンベア部材: []</p> <p>トレイ縦送りコンベアアンカーボルト: []、[] (新規) (1基分) 計2基</p> <p>全長・重量前コンベア部材: []、[]、[]</p> <p>全長・重量前コンベア取付ボルト: []、[]</p> <p>全長・重量前コンベア架台部材: []</p> <p>全長・重量前コンベア架台アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(1)部材: []</p> <p>トレイスタックコンベア(1)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(2)部材: []、[]、[]</p> <p>トレイスタックコンベア(2)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)部材: []</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)アンカーボルト: []、[]、[] (新規含む)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)部材: []</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)アンカーボルト: []、[]</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台部材: []</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)昇降部部材: []、[]、[]</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)昇降部取付ボルト: []、[]</p> <p>γ線走査コンベア(1)部材: []</p> <p>γ線走査コンベア(1)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>γ線走査コンベア(2)部材: []、[]</p> <p>γ線走査コンベア(2)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台部材: []</p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB昇降部部材: []、[]</p> <p>燃料棒スタックコンベアB昇降部取付ボルト: []、[]</p> <p>燃料棒供給コンベア部材: []</p> <p>燃料棒供給コンベアアンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>チャンネル搬送コンベア部材: []</p> <p>チャンネル搬送コンベアアンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)アンカーボルト: []、[]、[] (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)アンカーボルト: []、[]、[] (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)アンカーボルト: []、[] (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)アンカーボルト: []、[]、[] (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)部材: []</p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)アンカーボルト: []、[]、[]</p> <p>[] (新規)含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)部材: []、[]</p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)アンカーボルト: []、[]</p>
---------------	------------	--

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12. 1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ニ配-2、図ニ設-22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4. 1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ニ設-13 超音波検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	{451} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置(超音波式)	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 超音波検査装置	
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数		1基	
一般仕様	型式	超音波探傷方式	
	主要な構造材	別表ニ設-13	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{451} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-1)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設一13 超音波検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (451)燃料棒検査装置(超音波式)※1 第1類 超音波検査装置支持脚部材: <input type="text"/> 超音波検査装置支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配一2、図ニ設一23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-14 シールX線検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	[452] 燃料棒検査設備 X線検査装置	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 シールX線検査装置	
変更内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
員数		1基	
一般仕様	型式	マイクロフォーカス式	
	主要な構造材	別表ニ設-14	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[452] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-1)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設-14 シールX線検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [452]X線検査装置 第1類 シールX線検査装置(本体)部材: [] シールX線検査装置(本体)アンカーボルト: [] [] (新規) シールX線検査装置(搬送部)部材: [] シールX線検査装置(搬送部)アンカーボルト: [] [] (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-15 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{453} 燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置	
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	マグネスケール&秤量方式	
	主要な構造材	別表ニ設-15	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
	核燃料物質の臨界防止	{453} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-3)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設-15 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [453]燃料棒全長・重量測定装置※1 第1類 燃料棒全長・重量測定装置支持脚部材： <input type="text"/> 燃料棒全長・重量測定装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表二設-16 渦電流検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{454} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置 (渦電流式)	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 渦電流検査装置	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	渦電流方式	
	主要な構造材	別表二設-16	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{454} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表二設-16 渦電流検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [454]燃料棒検査装置(渦電流式) 第2類 燃料棒搬送装置(供給部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(供給部)アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(搬送部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(搬送部)アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(検査部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(検査部)アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配-2、図二設-26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-17 γ 線走査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{455} 燃料棒検査設備 γ 線走査装置	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 γ 線走査装置	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	アクティブガンマ方式	
	主要な構造材	別表ニ設-17	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{455} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設一17 γ線走査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (455) γ線走査装置※1 第2類 γ線走査装置支持脚部材： <input type="text"/> <input type="text"/> γ線走査装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配一2、図ニ設一27	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-18 ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	[456] 燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置	
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数		3 基	
一般仕様	型式	真空チャンバ方式	
	主要な構造材	別表ニ設-18	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	最高到達真空度 2.6×10^{-6} Pa	
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
	核燃料物質の臨界防止	[456] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-7)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ニ設-18 ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [456]ヘリウムリーク試験装置※1 第1類 ヘリウムリーク試験装置支持脚部材： <input type="text"/> ヘリウムリーク試験装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 本 (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-19 定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{457} 燃料棒検査設備 定盤
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 定盤 (1) 燃料棒検査定盤 (1) (2) 燃料棒検査定盤 (2) (3) 燃料棒立会検査定盤
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ニ設-19
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{457} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-8、図臨組-9)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設-19 定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (457)定盤 第1類 燃料棒検査定盤支持脚部材※1: [] 燃料棒検査定盤支持脚アンカーボルト※1: []、[] (1基分) 計2基 チャンネル搬送部部材: []、[] チャンネル搬送部アンカーボルト: []、[] (新規) (1基分) 計2基 燃料棒立会検査定盤支持脚部材※1: []、[] 燃料棒立会検査定盤支持脚アンカーボルト※1: []、[]、[] (新規) 含む) チャンネルコンベア(1)部材: [] チャンネルコンベア(1)アンカーボルト: []、[] チャンネルコンベア(2)部材: [] チャンネルコンベア(2)アンカーボルト: []、[] ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-29、図ニ設-30	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-20 燃料棒受台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	[458] 燃料棒検査設備 燃料棒受台	
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名		燃料棒検査設備 燃料棒受台	
変更内容		変更なし	
員数		1基	
一般仕様	型式	ボールローラ方式	
	主要な構造材	別表ニ設-20	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[458] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-24)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表二設-20 燃料棒受台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {458} 燃料棒受台 第1類 燃料棒受台部材: <input type="text"/> 燃料棒受台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-31	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第30条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ニ設一1 ペレット乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット乾燥機(1) ペレット乾燥機(9)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト	
ペレット乾燥機(2) ペレット乾燥機(10)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト	
ペレット乾燥機(3) ペレット乾燥機(4) ペレット乾燥機(6)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト	
ペレット乾燥機(8)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{440}

別表ニ設一2 ペレット挿入機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット挿入機Ⅰ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止)	
ペレット挿入機Ⅱ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{441}

別表ニ設一3 ペレットトレイ用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットトレイ用台車(3)	主要な構造材	台車本体 収納部	
	ウランを取り扱う部位	－ (ペレットトレイ)	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 積載防止板	

事業許可との対応：{442}

別表ニ設一4 端面洗浄機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端面洗浄機Ⅰ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	
端面洗浄機Ⅱ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{443}

別表ニ設-5 端栓圧入機 材料一覧 (1/2)

機器名	部位	部位名	材料
端栓圧入機 I 系	主要な構造材	柱 (トップ架台上部) はり (トップ架台上部) 柱 (トップ架台下部) はり (トップ架台下部) 柱 (トレイ架台部 A) はり (トレイ架台部 A) 柱 (トレイ架台部 B) はり (トレイ架台部 B) 柱 (ボトム架台上部) はり (ボトム架台上部) 柱 (ボトム架台下部) はり (ボトム架台下部) 柱 (ベース架台部) はり (ベース架台部)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (ベース架台部) 取付ボルト (トップ架台上部) 取付ボルト (トップ架台下部) 取付ボルト (トレイ架台部 A) 取付ボルト (トレイ架台部 B) 取付ボルト (ボトム架台上部) 取付ボルト (ボトム架台下部)	

事業許可との対応 : {444}

別表ニ設-5 端栓圧入機 材料一覧 (2/2)

機器名	部位	部位名	材料
端栓圧入機Ⅱ系	主要な構造材	柱 (トップ架台上部) はり (トップ架台上部) 柱 (トップ架台下部) はり (トップ架台下部) 柱 (トレイ架台部 A) はり (トレイ架台部 A) 柱 (トレイ架台部 B) はり (トレイ架台部 B) 柱 (ボトム架台上部) はり (ボトム架台上部) 柱 (ボトム架台下部) はり (ボトム架台下部) 柱 (ベース架台部) はり (ベース架台部)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (ベース架台部) 取付ボルト (トップ架台上部) 取付ボルト (トップ架台下部) 取付ボルト (トレイ架台部 A) 取付ボルト (トレイ架台部 B) 取付ボルト (ボトム架台上部) 取付ボルト (ボトム架台下部)	

事業許可との対応：{444}

別表ニ設一6 端栓周溶接装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
上部端栓周溶接装置Ⅰ系	主要な構造材	柱(上部端栓周溶接装置Ⅰ系) はり(上部端栓周溶接装置Ⅰ系) はり(上部端栓周溶接装置Ⅰ系架台)	
	ウランを取り扱う部位	－(被覆管)	
	その他	アンカーボルト (上部端栓周溶接装置Ⅰ系架台) 取付ボルト (上部端栓周溶接装置Ⅰ系)	
下部端栓周溶接装置Ⅰ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－(被覆管)	
	その他	アンカーボルト	
上部端栓周溶接装置Ⅱ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－(被覆管)	
	その他	アンカーボルト	
下部端栓周溶接装置Ⅱ系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－(被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{445}

別表ニ設一7 He加圧溶接装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
He加圧溶接装置Ⅰ系	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
その他	アンカーボルト		
He加圧溶接装置Ⅱ系	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{445}

別表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (1/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア I 系 (1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系 (2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系 (3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系 (4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系 (5)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (2/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア I 系 (6)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
払出しコンベア I 系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (3/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベアⅡ系(1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベアⅡ系(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベアⅡ系(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベアⅡ系(4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベアⅡ系(5)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (4/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア II 系 (6)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
払出しコンベア II 系	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設-9 端栓切断機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端栓切断機	主要な構造材	柱(端栓切断機)	
		はり(端栓切断機)	
	柱(燃料棒受け台)		
	はり(燃料棒受け台)		
ウランを取り扱う部位	— (被覆管)		
その他	アンカーボルト(端栓切断機)		
	アンカーボルト(燃料棒受け台)		
	厚み制限バー		

事業許可との対応：{447}

別表ニ設-10 端栓圧入機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端栓圧入機	主要な構造材	柱(端栓圧入機)	
		はり(端栓圧入機)	
	柱(寸法確認部)		
	はり(寸法確認部)		
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト(端栓圧入機) アンカーボルト(寸法確認部) 厚み制限バー	

事業許可との対応：{448}

別表ニ設一11 UO₂明替ボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
UO ₂ 明替ボックス	主要な構造材	柱(ペレット取出台) はり(ペレット取出台) 柱(ペレット明替ボックス) はり(ペレット明替ボックス)	
	ウランを取り扱う部位	ー(被覆管) フードボックス(パネル)	
	その他	アンカーボルト(ペレット取出台) アンカーボルト (ペレット明替ボックス)	

事業許可との対応：{449}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (1/6)

機器名	部位	部位名	材料
受入コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
UT 前コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
シール X 線前コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
トレイ縦送りコンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (2/6)

機器名	部位	部位名	材料
全長・重量前コンベア	主要な構造材	柱(全長・重量前コンベア) はり(全長・重量前コンベア) 柱(全長・重量前コンベア架台) はり(全長・重量前コンベア架台)	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (全長・重量前コンベア架台) ストッパー (落下防止) 取付ボルト(全長・重量前コンベア) ロッドトレイ	
トレイスタックコンベア	主要な構造材	柱(トレイスタックコンベア(1)) はり(トレイスタックコンベア(1)) 柱(トレイスタックコンベア(2)) はり(トレイスタックコンベア(2))	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (トレイスタックコンベア(1)) アンカーボルト (トレイスタックコンベア(2)) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (3/6)

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒スタックコンベア A	主要な構造材	柱(燃料棒スタックコンベア A(1)) はり(燃料棒スタックコンベア A(1)) 柱(燃料棒スタックコンベア A(2)) はり(燃料棒スタックコンベア A(2)) 柱 (燃料棒スタックコンベア A(3) 架台) はり (燃料棒スタックコンベア A(3) 架台) 柱 (燃料棒スタックコンベア A(3) 昇降部) はり (燃料棒スタックコンベア A(3) 昇降部)	
	ウランを取り扱う部位	- (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料棒スタックコンベア A(1)) アンカーボルト (燃料棒スタックコンベア A(2)) アンカーボルト (燃料棒スタックコンベア A(3) 架台) 取付ボルト (燃料棒スタックコンベア A(3) 昇降部)	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (4/6)

機器名	部位	部位名	材料
γ線走査コンベア	主要な構造材	柱(γ線走査コンベア(1)) はり(γ線走査コンベア(1)) 柱(γ線走査コンベア(2)) はり(γ線走査コンベア(2))	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (γ線走査コンベア(1)) アンカーボルト (γ線走査コンベア(2)) ストッパー (落下防止)	
燃料棒スタックコンベア B	主要な構造材	柱(燃料棒スタックコンベア B 架台) はり(燃料棒スタックコンベア B 架台) 柱 (燃料棒スタックコンベア B 昇降部) はり (燃料棒スタックコンベア B 昇降部)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料棒スタックコンベア B 架台) 取付ボルト (燃料棒スタックコンベア B 昇降部)	
燃料棒供給コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (5/6)

機器名	部位	部位名	材料
チャンネル搬送コンベア	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル	
チャンネルスタックコンベア	主要な構造材	柱(チャンネルスタックコンベア(1)) はり (チャンネルスタックコンベア(1)) 柱(チャンネルスタックコンベア(2)) はり (チャンネルスタックコンベア(2)) 柱(チャンネルスタックコンベア(3)) はり (チャンネルスタックコンベア(3))	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (6/6)

機器名	部位	部位名	材料	
チャンネルスタックコンベア	主要な構造材	柱(チャンネルスタックコンベア(4)) はり (チャンネルスタックコンベア(4)) 柱(チャンネルスタックコンベア(5)) はり (チャンネルスタックコンベア(5)) 柱(チャンネルスタックコンベア(7)) はり (チャンネルスタックコンベア(7)) 柱(チャンネルスタックコンベア(8)) はり (チャンネルスタックコンベア(8))		
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)		
	その他	アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(1)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(2)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(3)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(4)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(5)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(7)) アンカーボルト (チャンネルスタックコンベア(8)) ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル		

事業許可との対応：{450}

別表ニ設一13 超音波検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
超音波検査装置	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{451}

別表ニ設-14 シールX線検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シールX線検査装置	主要な構造材	柱(シールX線検査装置(搬送部)) はり(シールX線検査装置(搬送部)) 柱(シールX線検査装置(本体)) はり(シールX線検査装置(本体))	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (シールX線検査装置(搬送部)) アンカーボルト (シールX線検査装置(本体)) ストッパー(落下防止) 厚み制限バー	

事業許可との対応：{452}

別表ニ設一15 燃料棒全長・重量測定装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒全長・重量測定装置	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{453}

別表二設-16 渦電流検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
渦電流検査装置	主要な構造材	柱(燃料棒搬送装置(供給部)) はり(燃料棒搬送装置(供給部)) 柱(燃料棒搬送装置(搬送部)) はり(燃料棒搬送装置(搬送部)) 柱(燃料棒搬送装置(検査部)) はり(燃料棒搬送装置(検査部))	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料棒搬送装置(供給部)) アンカーボルト (燃料棒搬送装置(搬送部)) アンカーボルト (燃料棒搬送装置(検査部)) ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{454}

別表ニ設-17 γ 線走査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
γ 線走査装置	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：(455)

別表ニ設-18 ヘリウムリーク試験装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ヘリウムリーク試験装置	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{456}

別表二設-19 定盤 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒検査定盤(1) 燃料棒検査定盤(2)	主要な構造材	柱(燃料棒検査定盤) はり(燃料棒検査定盤) 柱(チャンネル搬送部) はり(チャンネル搬送部)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料棒検査定盤) (チャンネル搬送部) 定盤	
燃料棒立会検査定盤	主要な構造材	柱(燃料棒立会検査定盤) はり(燃料棒立会検査定盤) 柱(チャンネルコンベア(1)) はり(チャンネルコンベア(1)) 柱(チャンネルコンベア(2)) はり(チャンネルコンベア(2))	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料棒立会検査定盤) アンカーボルト (チャンネルコンベア(1)) アンカーボルト (チャンネルコンベア(2)) 定盤	

事業許可との対応：{457}

別表ニ設一20 燃料棒受台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒受台	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{458}

表ニ設一21 被覆施設 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/2)

加工施設の技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	表ニ設一1 ペレット乾燥機	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	{858} 附属建物 第3核燃料倉庫 (領域間距離)
	表ニ設一2 ペレット挿入機		
	表ニ設一3 ペレットトレイ用台車(3)		
	表ニ設一4 端面洗浄機		
	表ニ設一5 端栓圧入機		
	表ニ設一6 端栓周溶接装置		
	表ニ設一7 He加圧溶接装置		
	表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア		
	表ニ設一9 端栓切断機		
	表ニ設一10 端栓圧入機		
	表ニ設一11 UO ₂ 明替ボックス		
	表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア		
	表ニ設一13 超音波検査装置		
	表ニ設一14 シールX線検査装置		
	表ニ設一15 燃料棒全長・重量測定装置		
	表ニ設一16 渦電流検査装置		
	表ニ設一17 γ線走査装置		
	表ニ設一18 ヘリウムリーク試験装置		
	表ニ設一19 定盤		
	表ニ設一20 燃料棒受台		
安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
地震による損傷の防止	—	—	—
津波による損傷の防止	—	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—	—
閉じ込めの機能	—	—	—

表二設一21 被覆施設 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（2/2）

加工施設の技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
火災等による損傷の防止	—	—	—
溢水による損傷の防止	—	—	—
安全避難通路等	—	—	—
安全機能を有する施設	—	—	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
警報設備等	—	—	—
放射線管理施設	—	—	—
廃棄施設	—	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
遮蔽	—	—	—
換気設備	—	—	—
非常用電源設備	—	—	—
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—

追表ニ設一1 (2次) ペレット乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{459} 燃料棒組立設備乾燥機
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		ペレット乾燥機 (1) ペレット乾燥機(1) (2) ペレット乾燥機(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	電熱式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{459} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 80.0cm 以下 [3.2-設1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨一1 (2次)、追図臨一25 (2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [4.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設一(2次) ペレット乾燥機 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (459) (ペレット乾燥機) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配一、図ニ設一 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設一 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-2 (2次) ペレット挿入機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{460} 燃料棒組立設備ペレット挿入機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ペレット挿入機	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	押し込み式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{460} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表二設-2 (2次) ペレット挿入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (460) (ペレット挿入機) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図二配-1、図二設-2 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表二設-2 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 () 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-3 (2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(461) 燃料棒組立設備ペレットトレイ用台車(4)
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	ペレットトレイ用台車(4)	
変更内容	変更なし	
員数	1台	
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO2ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	(461) [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [3.2-設2(2次)] <u>ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42(2次))。</u> [3.2-設3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表ニ設-3 (2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 (□□□□))
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	-
添付図	図ニ設-3 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-3 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表二設-4 (2次) 端栓圧入機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{462} 燃料棒組立設備端栓圧入機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓圧入機	
変更内容	変更なし	
員数	1基	
一般仕様	型式	圧入式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{462} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-26(2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-4 (2次) 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [5.2.1-設7] 耐震重要度分類2類であることに対して、波及的影響が生じないよう第1類の設計用地震力とする。 (462) (端栓圧入機) 第2類 部材: <input type="text"/> , <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ニ配-1、図ニ設-4 【三原燃 第19-0257】
添付表	別表ニ設-4 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-5 (2次) He 加圧溶接装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	He 加圧溶接装置	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	加圧チャンバ式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{463} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-5 (2次) He加圧溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (463) (He加圧溶接装置) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ニ配-1、図ニ設-5 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-5 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-6 (2次) 端栓周溶接装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓周溶接装置	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	ロッド回転式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{463} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設-6 (2次) 端栓周溶接装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [463] (端栓周溶接装置) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	--
	外部からの衝撃による損傷の防止	--
	人の不法な侵入等の防止	--
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	--
	閉じ込めの機能	--
	遮蔽	--
	換気	--
	核燃料物質等による汚染の防止	--
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	--
	警報設備等	--
	安全避難通路等	--
	核燃料物質の貯蔵施設	--
	廃棄施設	--
	放射線管理施設	--
	非常用電源設備	--
	通信連絡設備	--
	その他事業許可で求める仕様	--
添付図	図ニ配-1、図ニ設-6 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-6 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 () 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表ニ設一7.(2次) 端栓切断機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{464} 燃料棒補修設備端栓切断機
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名	端栓切断機	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	切削式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{464} [3.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨一1(2次)、追図臨一27(2次))。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表ニ設一7 (2次) 端栓切断機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {464} (旋盤) 第1類 部材: [] (追加含む)、 [] アンカーボルト: [] [] {464} (受台) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配一1、図ニ設一7 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設一7 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-8 (2次) ペレット取出台 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	(465) 燃料棒補修設備ペレット取出台	
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名		ペレット取出台	
変更内容		改造 ・ 耐震補強のためフードボックスを改造し取り替える。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	傾斜式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット、燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	(465) [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-28 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。 [4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。	

追表ニ設-8 (2次) ペレット取出台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (465) (傾斜台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (465) (ペレット明替ボックス) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> (変更) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設3 (2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。(局所排気系統は図ト系3-10参照) [7.1-設4 (2次)] 排気は局所排気系統に接続する。(局所排気系統は図ト系3-10参照)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配-1、図ニ設-8 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-8 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-9 (2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	〔466〕 燃料棒搬送設備燃料棒ラインコンベア	
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名		燃料棒ラインコンベア	
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する	
員数		1 基	
一般仕様	型式	ベルト搬送式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	〔466〕 〔3.1-設 1〕 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 〔3.2-設 1 (2次)〕 ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。 〔4.2-設 6〕 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)	
	火災等による損傷の防止	〔4.3-設 2〕 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	〔5.1-設 1〕 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。	

追表ニ設-9 (2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [466] (搬送部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む) [466] (入口スタック部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> [466] (出口スタック部) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー <input type="text"/>)
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配-1、図ニ設-9 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-9 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表ニ設-10 (2次) γ線走査装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	[467] 燃料棒検査設備 γ線走査装置	
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名		γ線走査装置	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	パッシブガンマ式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[467] [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。	

追表ニ設-10 (2次) γ 線走査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (467) (γ 線走査部) 第2類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (467) (燃料棒押し出し機構部) 第2類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	-
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	-
添付図	図ニ配-1、図ニ設-10 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-10 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表ニ設-11 (2次) スタック台 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	[468] 燃料棒検査設備スタック台	
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名		スタック台	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	傾斜式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[468] [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する (追図臨-1 (2次)、追図臨-29 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。	

追表ニ設-11 (2次) スタック台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (468) (スタック台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図	図ニ配-1、図ニ設-11 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表ニ設-11 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

ホ 組立施設

1. 変更の概要

申請対象建物及び変更内容を表ホー1に、工場棟組立工場の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ホー2に、組立施設の申請対象機器と変更内容を表ホー3に、申請機器の名称対比表を表ホー付1に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (12) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (13) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 工場棟組立工場

今回申請する工場棟組立工場の建物は、昭和46年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、平成14年に燃料集合体貯蔵室内に独立遮蔽壁を設置している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

工場棟組立工場に関する仕様を追表ホ建-1に、主要な構造材の仕様を表ホ建-2に、建物の各部位の仕様を表ホ建-3に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ホ建-4に示す。

・申請範囲の概要

工場棟組立工場に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-3-1：工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2：工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン
(1階)

図イ建-3-3：工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域（1階）

図イ建-3-10：工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価

(3) 設備・機器

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ホ設-1～16に、配置を図ホ配-1に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ホ設-17に示す。本申請の設備は燃料集合体組立工程のなかの、燃料集合体組立工程、燃料集合体検査工程、及び燃料集合体の洗浄工程（事業許可212、213ページ）を構成する設備である。

表ホー1 組立施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	工場棟組立工場	1 式	改造

表ホー2 工場棟組立工場の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建3 参照)
3-a. 鉄扉新設	—	○

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1 工場棟組立工場(1)手順 参照

・ 表ホ建ー2 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表 参照

・ I-2 検査の項目及び方法 表 1ー1(1/4)及び表 1ー3ー3 参照

・ 図イ建ー3ー1 参照

表ホ-3 組立施設の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室	マガジン挿入装置	2基*1	変更なし
	マガジン	4基	変更なし
	運搬台車	2台	改造
	マガジン架台	3基	改造
	マガジン姿勢変換台	1基	改造
	燃料集合体組立装置	3基	改造
	マガジン架台部	1台	変更なし
	燃料集合体洗浄装置	1式	改造
	ジブクレーン	1基	改造
	エンベロープ検査装置	1基	改造
	チャンネル検査装置	1基	改造
	燃料集合体検査定盤	1基	改造
	燃料集合体検査測定台	3基	変更なし
	ジブクレーン	2基	改造
	燃料集合体外観検査台	1基	改造
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料集合体検査ピット	3基	改造

*1：マガジン昇降台を含む

表ホー付1 申請機器名称対比表（組立施設）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
469	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置
470	マガジン昇降台	
471	マガジン	マガジン
472	運搬台車	運搬台車
473	マガジン架台	マガジン架台
474	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台
475	燃料集合体組立装置(組立部)	燃料集合体組立装置
476	燃料集合体組立装置(マガジン架台部)	マガジン架台部
477	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置
478		ジブクレーン
479	燃料集合体検査台	エンベロープ検査装置
480	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置
481	燃料集合体修正治具	燃料集合体検査定盤
482	燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定台
483	燃料集合体検査用ホイスト	ジブクレーン
484	燃料集合体検査台	燃料集合体外観検査台
485	燃料集合体嵌合台	燃料集合体検査ピット

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 工場棟組立工場

(1) 手順

今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。また、工場棟組立工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を3-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 工場棟組立工場の燃料棒貯蔵棚に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

3-a. 鉄扉新設^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッターを撤去し、鉄扉(SD-17)を新設する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

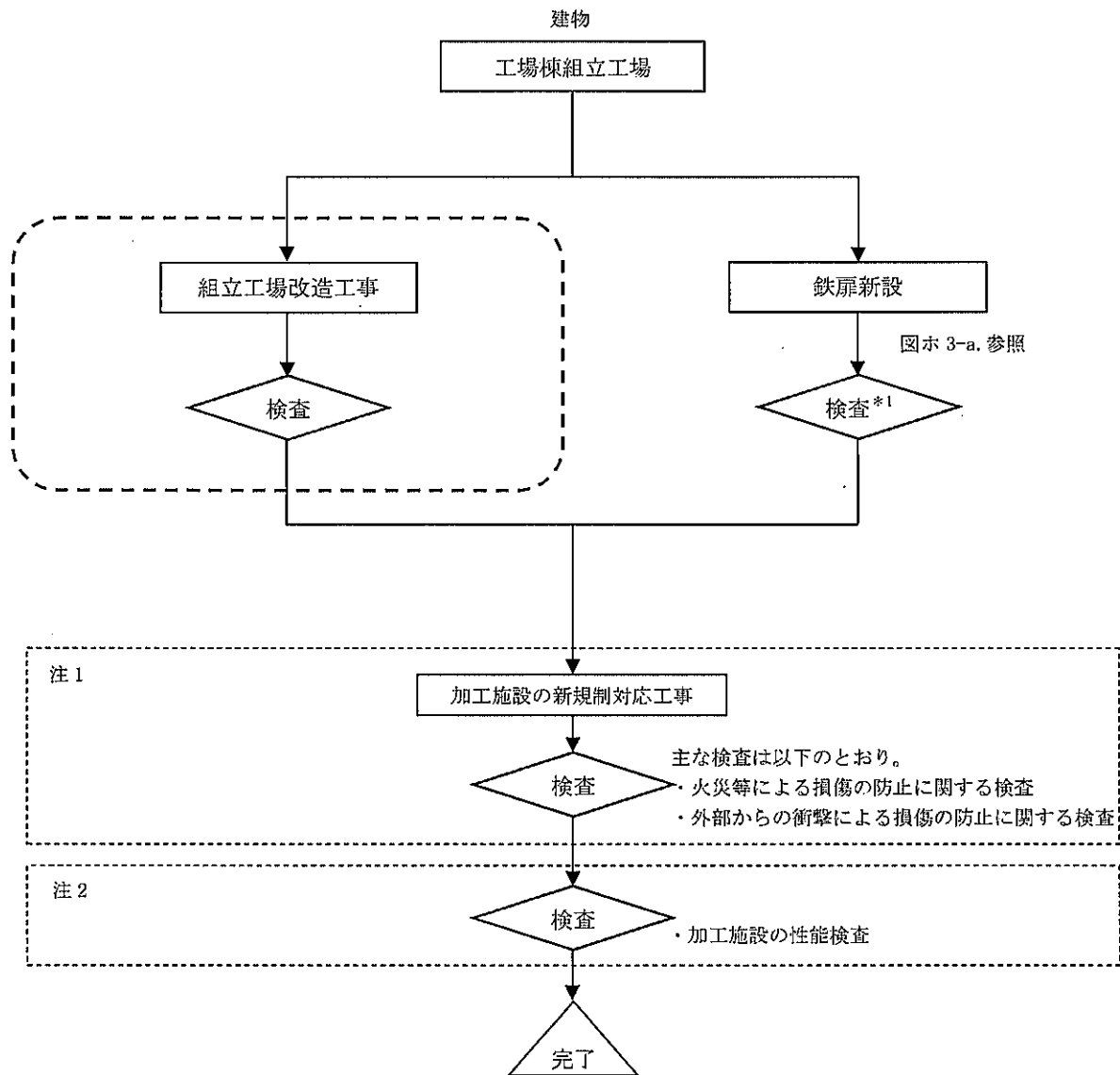
a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



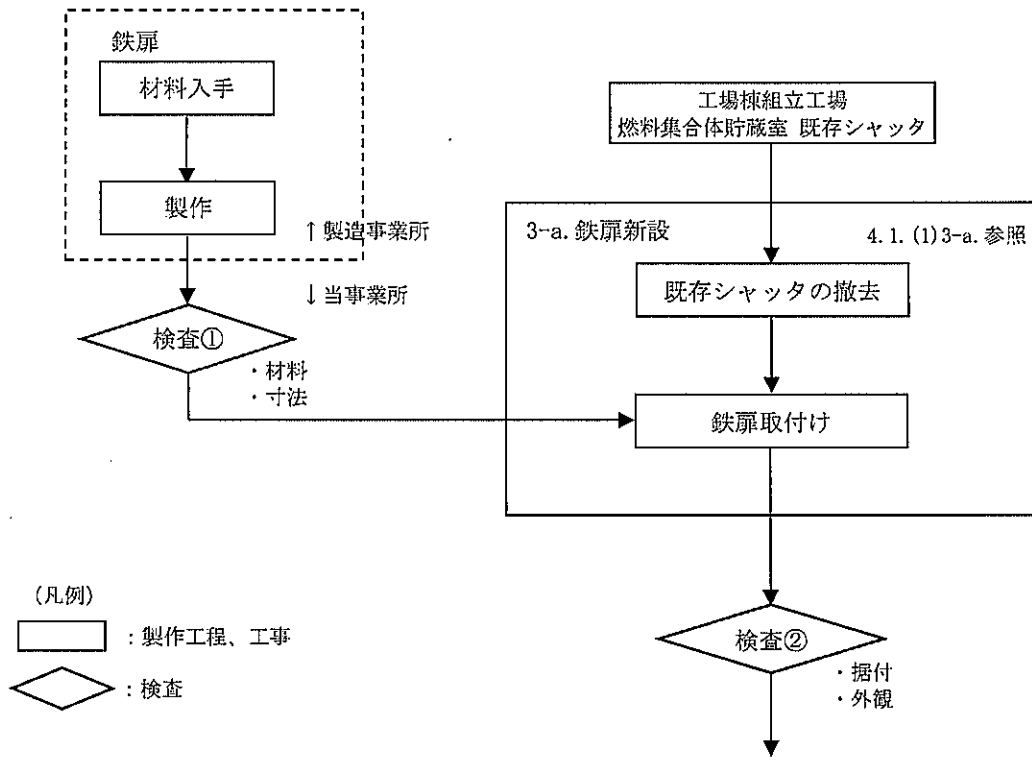
図ホ 1-1 工事の手順フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
 - : 検査
 - : 既認可
(4次申請:156 ページ参照)

*1: I-2 検査の項目及び方法
表 1-3-3 参照

注 1: 工場棟組立工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ホ 3-a. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I－2検査の項目及び方法」の表1－1(1/4)に、検査の方法を表1－3－3に示す。

4. 2. 設備・機器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図ニ 2-1 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-1216 号、三原燃 第 19-0801 号)に示している。

工事対象の設備・機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ホ2-1-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及び I-2 の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ホ2-2-1参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとと

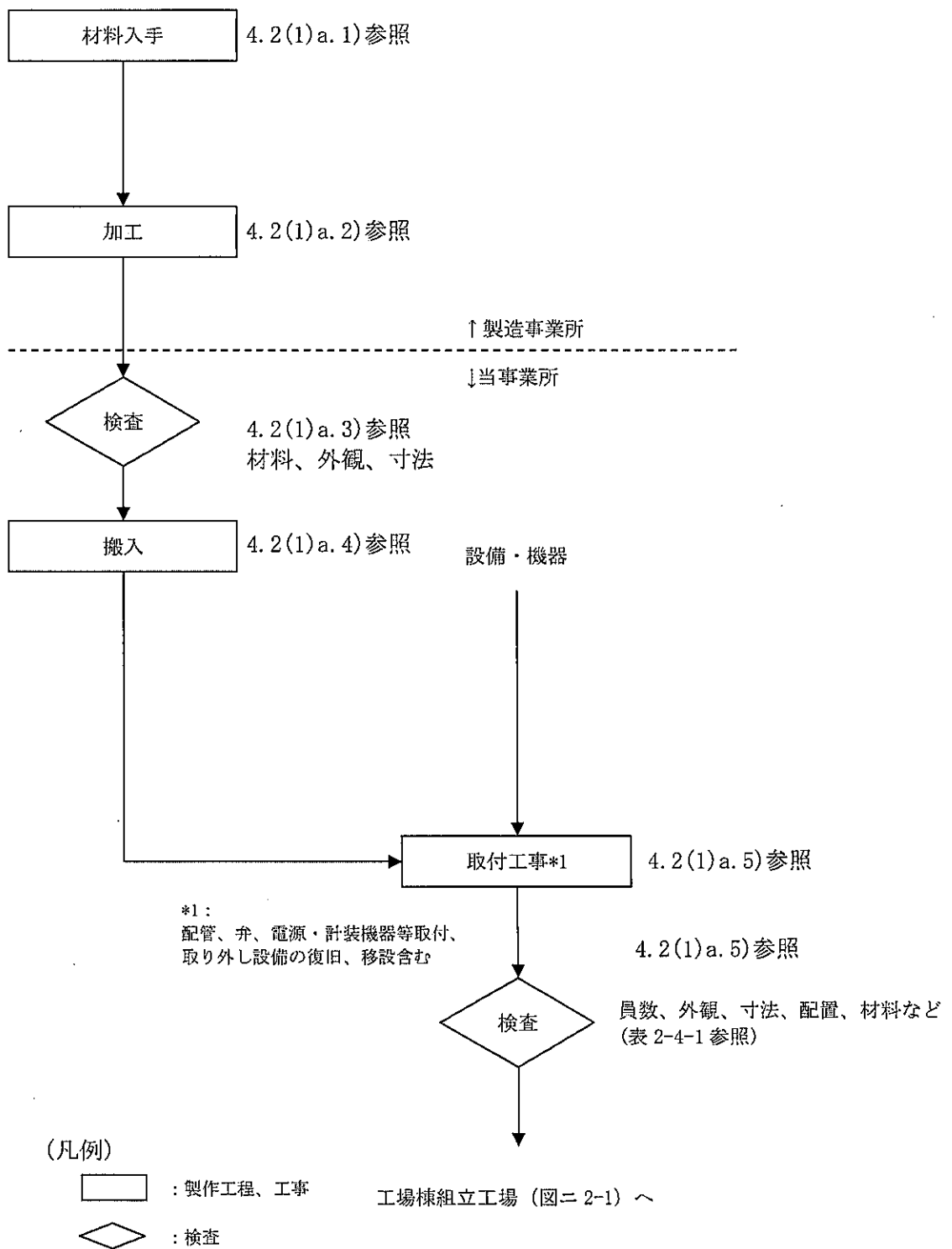
- もに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

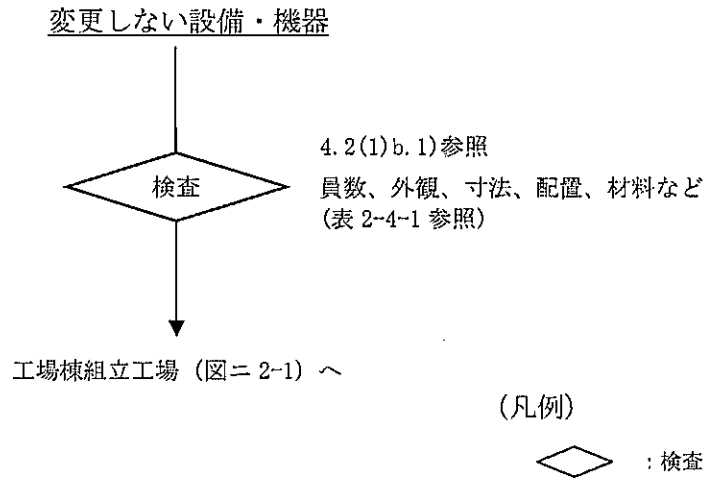
(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-4-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



図ホ 2-1-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)

当事業所



図ホ 2-2-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (1/14)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号(日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)</p> <p>{841}建物 工場棟 組立工場 {890, 891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>工場棟組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁新設補強 工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉、シャッター、及びダンパを新設する ・ 壁増打ち補強 工場棟組立工場本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・ バットレス新設補強 工場棟組立工場本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレスを新設する ・ スラブ新設補強 工場棟組立工場本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する ・ 屋根面鉄骨補強 工場棟組立工場本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追設する <p>1-2. 竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄扉及びシャッター補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟組立工場本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッターを鋼材及びシャッター補強バーにより補強する ・ 鉄扉新設 工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッターを撤去し、鉄扉(SD-17)を新設する ・ 外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・ 折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える 	

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (2/14)

変更内容		<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-3.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-4.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造:鉄骨造)、平屋建</p> <p>前室 : 鉄骨造</p> <p>屋根 : (本体)折板、(前室)折板</p> <p>基礎 : (本体)杭基礎、(前室)杭基礎</p>
	主要な構造材	表ホ建-2-1に示す
	寸法(単位:m)	<p>(本体) <input type="text"/> (1階を組立工場としている14-15通り間を含む)</p> <p>(前室) <input type="text"/></p> <p>延べ床面積:約3,200㎡</p>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (3/14)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要隔離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。</u> <u>各領域の配置については、図臨-1参照。</u> ・ <u>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要隔離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>原料貯蔵所領域 (次回以降申請)</u> □ <u>シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請)</u> □ <u>第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請)</u> □ <u>第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請)</u> □ <u>加工棟領域</u> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要隔離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):5個 □ 感知器(熱):7個 □ 感知器(空気管式):22基 □ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図り建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図り建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:3本 □ 二酸化炭素消火器7型:36本 □ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:1本 <p>なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。</p> ・ 設置設備の配置 図り建-42参照

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (4/14)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894, 895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照) □ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ建-35参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m以下(図リ建-35-2参照) □ 20mホース2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟組立工場は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 主要構造材を表ホ建-2-1に示す。 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6~8・図ホ建-16のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建4] 工場棟組立工場本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(2/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッター及びダンパを設置する。ダンパは、火災時に温度ヒューズが溶断することにより自動閉止し延焼を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 図ホ建-1、2、17参照 ・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 図イ建-8-1(2/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (5/14)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] <u>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m（本体） 既設杭杭先端深度：GL-8.20m（本体）、GL-8.0m（前室） 配置：図ホ建-4参照 □ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904}) <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (6/14)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建8] 工場棟組立工場に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、工場棟組立工場の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ホ建-1~3 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5、図イ建-5-1 参照 <p>[5.2.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ホ建-2-1、図ホ建-1~13、15 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-18 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-29~30 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-7 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (7/14)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ホ建-2-1、図ホ建-1~13、15参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 工場棟組立工場本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 <ul style="list-style-type: none"> 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 <ul style="list-style-type: none"> 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。
---------------	-----------------	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (8/14)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照) ○ 鉄扉及びシャッターの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5.4.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ホ建-2に示すように最大で約11.7mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建 7] (火山の影響) 表ホ建-2-1に示す工場棟組立工場の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階段(図ハ建-3)より登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ: 図イ建-1 参照 <p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p>
----------------	-----------------	--

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (9/14)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10^{-7}回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 <u>また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</u></p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) <u>原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災爆発源までの隔離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。</u> ・ 火災影響評価対象：図ホ建-1 参照 ・ 各評価対象の隔離距離：図イ建-8-2 参照 <u>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁[914] (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</u> また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ホ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ホ建-1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 工場棟組立工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建2] 第2種管理区域である工場棟組立工場は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源を有し第1種管理区域である工場棟成型工場に隣接するので溢水防護区画を設定する。工場棟組立工場と屋外の境界の鉄扉、シャッタはノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くならないようにする。また、工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界の鉄扉には、工場棟成型工場側に堰を設けることにより、工場棟組立工場側から工場棟成型工場側へ溢水が流出することを防止する。 ・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (10/14)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、工場棟組立工場本体及び前室は第2種管理区域に設定する。(図イ建-2~4参照)
	遮蔽	[8.1-建1] <u>加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ホ遮-1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] <u>通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</u> [11.2-建1] <u>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</u>
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-7参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19台)及び誘導灯(11個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	

追表ホ建一1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建一1-1) (11/14)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機(888)は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">非常用 通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自動火災 報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1] ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 □ 非常用通報設備 ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式)) □ 自動火災報知設備 ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</p>	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○																																											
		無線式	-	-	○																																											
自動火災 報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																												
設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																												
	誘導灯	○	-	○																																												

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (12/14)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):16台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式7台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個 ・ 設置設備の配置 図リ建-18参照
<p>その他事業許可で求める仕様</p>		<p>[99-建1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の工場棟組立工場は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、工場棟組立工場本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 □ 工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9~11-1参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟組立工場本体 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 工場棟組立工場本体の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ <u>工場棟組立工場本体の鉄扉</u> 鉄扉の補強、交換又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(842)を設置する。</p> <p>[99-建5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 <u>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。</u> また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (13/14)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階)</p> <p>図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)</p> <p>図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-5 (2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(2階)</p> <p>図イ建-5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(3階)</p> <p>図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)</p> <p>図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)</p> <p>図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-8-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(2階)</p> <p>図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(3階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びガラリ固縛概要図</p> <p>図ホ建-1 工場棟 組立工場 建物平面図</p> <p>図ホ建-2 工場棟 組立工場 建物立面図</p> <p>図ホ建-3 工場棟 組立工場 建物断面図(X-X、Y-Y、Z-Z断面)</p> <p>図ホ建-4 工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図</p> <p>図ホ建-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図(FL+6.5m付近)</p> <p>図ホ建-6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図</p> <p>図ホ建-7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図</p> <p>図ホ建-8 工場棟 組立工場 F通り軸組図</p> <p>図ホ建-9 工場棟 組立工場 L通り軸組図</p> <p>図ホ建-10 工場棟 組立工場 4、9通り軸組図</p> <p>図ホ建-11 工場棟 組立工場 14a通り軸組図</p> <p>図ホ建-12 工場棟 組立工場 補強詳細図</p> <p>図ホ建-13 工場棟 組立工場 前室L、K通り軸組図</p> <p>図ホ建-15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図</p> <p>図ホ建-16 工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図</p> <p>図ホ建-17 工場棟 組立工場 14a-15通り建物平面図</p> <p>図ホ建-1 工場棟 組立工場 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建-7 工場棟 組立工場 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p>
-----	--

追表示建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請: 表示建-1-1) (14/14)

添付図	図リ建-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) 図リ建-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/2) 図リ建-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ電建-5 非常用照明・誘導灯 (成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディジーゼル発電機負荷系統図 図イ建-1-1* 敷地内建物配置図 図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (1階) 図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャック配置及び竜巻防護ライン (1階) 図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-10* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 []内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

*は本申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。次回以降申請を除くその他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号にて認可済。

表ホ建-2 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐竜巻 性能向上	(1)工場棟組立工場 3-a. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 (<input type="text"/>)	(1)本体 3-a. 図イ建-3-2~4 (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建3

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (両開：外側) 板厚 <input type="text"/> mm (両開：内側) 板厚 <input type="text"/> mm (潜戸：外側) 板厚 <input type="text"/> mm (潜戸：内側)	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建3

表ホ建-3 建物の各部位の仕様表 (工場棟組立工場) (1/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号 (グレー部分の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容		
工場棟組立工場 木体	東側 (15通り)	成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC		図ホ建-16	既設 (一部 補強)		
			成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (I-1通り間)	鉄筋 (2筋) + 板		鉄筋: 一 根: 図イ建-53	既設 新設		
	南側 (F通り)	燃料体検査室 (1階) と作業室 (1階) との境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界	シャック (1筋)		図ホ建-17	図ホ建-17	新設	
			火災区域境界	RC					図ホ建-17
	1階	東側 (14a通り)	成型工場2階、3階部と組立工場の境界 (F-4通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界		鉄筋 (4筋)	図ホ建-17	図ホ建-17	新設
				シャック (1筋)		図ホ建-17			
	南側 (F通り)	燃料体検査室/燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (F-15通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電送防護ライン	RC		図ホ建-17	図ホ建-17	新設	
			RC	図ホ建-17					既設 (一部 補強)
	中心 (15通り)	作業室 (14-15通り間)	作業室と放射線管理棟 (非管理区域)との境界 (14-15通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電送防護ライン		鉄筋 (SP-22)	図イ建-9 図イ建-12	図イ建-9 図イ建-12	補強
				RC		図イ建-9 図イ建-12			
			燃料集合体貯蔵室 (14-15通り間)	間仕切り壁		鉄筋 (SP-T1)	図イ建-9 図イ建-12	図イ建-9 図イ建-12	交換
			作業室 (14-15通り間)	間仕切り壁		RC			既設

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表 棟建-3 建物の各部位の仕様表 (工場棟組立工場) (2/3)

建物名称	階	境界位置	部材	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図章等 (グレー部の図章等は四次申請の 図章等)	工事 内容	
工場棟組立工場木体	1 階	西側 (4通り)	燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (P-4通り間)	RC	既設 (一部 補設)	(グレー部の図章等は四次申請の 図章等)	既設 (一部 補設)	
			燃料集合体貯蔵室と前室との境界 (P-4通り間)	RC				
		北側 (L通り)	燃料集合体組立室/燃料集合体貯蔵室 と屋外との境界 (4-13通り間)	RC 鉄筋 (SP-17)				既設 (鉄筋 新設)
			燃料集合体組立室と転換工場との境界 (13-15通り間)	RC 鉄筋 (SP-21)				
		天井	独立遮蔵庫 柱 (4-15通り間) (P-L通り間) 作業室の天井 (14-15通り間) (P-L通り間)	RC				既設
				RC 土間コンクリート				
		床根	RC	RC				補設
				折板				

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表ホ建一3 建物の各部位の仕様表 (工場棟組立工場) (3/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図号群 (グレー部の図号群は四次申請の 図番号)	工事 内容
工場棟組立工場前室	1 階	東側 (4通り)	組立工場本体と前室の境界 (K-7間)	他の建物上の境界 防犯防護ライン	RC		既設
				鉄扉 (SD-17)			
		南側 (5通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)		交換
				耐火煉瓦材 (内側)			
		西側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (K-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)		新設
				耐火煉瓦材 (内側)			
		北側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	シャック (SS-87)		補強
				サイディング (外側)			
		床 (1-1通り間) 、 (K-1通り間)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	耐火煉瓦材 (内側)		新設
				シャック (SS-19)			
		屋根	組立工場前室と屋外の境界 (1-4通り間) 、 (K-1通り間)	第2種管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	鉄扉 (SD-18)		補強
				溢水防護			
					土間コンクリート		既設
					軒板		

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表ホ建-4 工場棟組立工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/1）

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様 ^{*1}	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所(861)領域、シリンダ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器(必要離隔距離) ・第3核燃料倉庫(858)の臨界隔離壁
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [16.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。 [16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。 なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機(888) 無停電電源装置(889)
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

*1：設計番号は、4次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表ホ設-1 マガジン挿入装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	[469] 燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 [470] 燃料集合体組立設備 マガジン昇降台	
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室		
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 (1) マガジン挿入装置 (2) マガジン昇降台		
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし		
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		
一般仕様	型式	押し込み挿入方式	
	主要な構造材	別表ホ設-1	
	寸法(単位:mm)	(1)	
		(2)	
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[469] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 配列部 厚み 6.5cm以下、幅 120cm以下 整列部及び挿入部 厚み 6.5cm以下、幅 420cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) [470] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1体以下/収納部 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-10、図臨組-11)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ホ設-1 マガジン挿入装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (469) マガジン挿入装置 第1類 配列部部材: <input type="text"/> 配列部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 整列部 A 部材: <input type="text"/> 整列部 A アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 整列部 B 部材: <input type="text"/> 整列部 B アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 挿入部部材: <input type="text"/> 挿入部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (470) マガジン昇降台 第1類 マガジン昇降台部材: <input type="text"/> マガジン昇降台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ホ配-1、図ホ設-1、図ホ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-2 マガジン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{471} 燃料集合体組立設備 マガジン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン
変更内容		変更なし
員数		4 基
一般仕様	型式	横置型
	主要な構造材	別表ホ設-2
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{471} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表ホ設-2 マガジン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に対してストッパーで移動を制限する設計とする。	
添付図	図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表示設-3 運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{472} 燃料集合体組立設備 運搬台車
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 運搬台車
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数		2台
一般仕様	型式	電動昇降型ホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-3
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{472} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1体以下/収納部 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全でことが確認されたある範囲に制限する。 [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表示設-3 運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づき設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12. 1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16. 1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16. 1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重: 1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ホ設-4 マガジン架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{473} 燃料集合体組立設備 マガジン架台	
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室		
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン架台 (1) マガジン架台 (1) (2) マガジン架台 (2) (3) マガジン架台 (3)		
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。		
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基		
一般仕様	型式	横置型	
	主要な構造材	別表ホ設-4	
	寸法 (単位: mm)	(1)	[]
		(2)	
		(3)	
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{473} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-12)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ホ設-4 マガジン架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [473] マガジン架台 第1類 マガジン架台部材: <input type="text"/> マガジン架台アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) (1基分※1) 計3基 ※1: 耐震計算書の評価部位2つ分。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{474} 燃料集合体組立設備 姿勢変換台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン姿勢変換台	
変更内容	改造 ・ 配置を変更する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置回転方式
	主要な構造材	別表ホ設-5
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{474} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-13)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (474)姿勢変換台※1 第1類 マガジン姿勢変換台支持脚部材: []、[] マガジン姿勢変換台支持脚アンカーボルト: []、[] (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-6 燃料集合体組立装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[475] 燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置 (1) 燃料集合体組立装置 (1) (2) 燃料集合体組立装置 (2) (3) 燃料集合体組立装置 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	横型油圧起立式
	主要な構造材	別表ホ設-6
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{475} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-14)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-6 燃料集合体組立装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [475]燃料集合体組立装置 第1類 燃料集合体組立装置(1)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(1)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> (新規)含む) 燃料集合体組立装置(2)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(2)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) 燃料集合体組立装置(3)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(3)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-5、図ホ設-6、図ホ設-7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-7 マガジン架台部 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{476} 燃料集合体組立設備 マガジン架台部
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン架台部
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	横置型及びホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-7
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{476} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 駆動源となる圧縮空気の供給を 1 台の台車のみを制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-15、図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-7 マガジン架台部 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [476] マガジン架台部 第1類 マガジン架台部部材: <input type="text"/> マガジン架台部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{477} 燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置 (1) 燃料集合体洗浄装置 (2) 拘束力検査測定台
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震性向上のため機器の一部を取り外す。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため架台脚部を改造する。 ・ 耐震補強のためクランプポストを取替える。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	洗浄槽型
	主要な構造材	別表ホ設-8
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1) に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{477} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-16)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (477)燃料集合体洗浄装置 第1類 燃料集合体洗浄装置支持脚※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置支持脚※1 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 検査測定架台部材: <input type="text"/> 検査測定架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) クランプポスト部材: <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚、架台を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-9 ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{478} 燃料集合体組立設備 ホイスト
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 ジブクレーン ジブクレーン(1)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため不要な部材を撤去する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-9
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{478} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-9 ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {478}ホイスト 第1類 ジブクレーン(1) 柱部材: <input type="text"/> ジブクレーン(1) 柱アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む) ジブクレーン(1) ジブ部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重: 1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-10 エンベロープ検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[479] 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 エンベロープ検査装置	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-10
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{479} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-17)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-10 エンベロープ検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {479}燃料集合体検査台 第1類 エンベロープ検査装置部材: <input type="text"/> エンベロープ検査装置アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) エンベロープ検査装置取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-11 チャンネル検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[480] 燃料集合体検査設備 燃料棒間隔測定装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 チャンネル検査装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-11
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{480} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-18)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-11 チャンネル検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {480}燃料棒間隔測定装置 第1類 チャンネル検査装置部材: [] チャンネル検査装置アンカーボルト: [] [] (新規) チャンネル検査装置取付ボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-12 燃料集合体検査定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{481} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤	
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため移動防止ストッパーを設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ホ設-12
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{481} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-19)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-12 燃料集合体検査定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (481)燃料集合体検査定盤※1 第1類 燃料集合体検査定盤支持脚部材: <input type="text"/> 燃料集合体検査定盤支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{482} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台 (1) 燃料集合体検査測定台 (1) (2) 燃料集合体検査測定台 (2) (3) 燃料集合体検査測定台 (3)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表ホ設-13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1) に含む (3) (1) に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{482} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-20)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (482)燃料集合体検査測定台 第1類 燃料集合体検査測定台部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体検査測定台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基 クランプポスト部材： <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-14	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-14 ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{483} 燃料集合体検査設備 ホイスト
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 ジブクレーン (1) ジブクレーン(2) (2) ジブクレーン(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-14
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{483} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-14 ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [483]ホイス ト 第1類 ジブクレーン(2),(3)柱部材: <input type="text"/> ジブクレーン(2),(3)柱アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規含む) ジブクレーン(2),(3)ジブ部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-15 燃料集合体外観検査台 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{484} 燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-15
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{484} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) 第 2 核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-15 燃料集合体外観検査台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (484)燃料集合体外観検査台 第1類 燃料集合体外観検査台部材： <input type="text"/> 燃料集合体外観検査台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 燃料集合体外観検査台アンカーボルト支点間距離： 1,270mm 以上 燃料集合体外観検査台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{485} 燃料集合体検査設備 燃料集合体嵌合台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査ピット (1) 燃料集合体検査ピット(1) (2) 燃料集合体検査ピット(2) (3) 燃料集合体検査ピット(3)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表ホ設-16
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む (3) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{485} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-21)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (485)燃料集合体嵌合台 第1類 燃料集合体嵌合台部材： <input type="text"/> 燃料集合体嵌合台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (1基分) 計3基 クランプポスト部材： <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ホ設-1 マガジン挿入装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン挿入装置	主要な構造材	柱(整列部 A) はり(整列部 A) 柱(整列部 B) はり(整列部 B) 柱(配列部) はり(配列部) 柱(挿入部) はり(挿入部)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト(整列部 A) アンカーボルト(整列部 B) アンカーボルト(配列部) アンカーボルト(挿入部)	
マガジン昇降台	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{469}, {470}

別表ホ設-2 マガジン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン	主要な構造材	側板	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	燃料棒ガイド板	

事業許可との対応：{471}

別表ホ設-3 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{472}

別表ホ設-4 マガジン架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{473}

別表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン姿勢変換台	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{474}

別表ホ設一6 燃料集合体組立装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体組立装置(1)	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
燃料集合体組立装置(2)	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
燃料集合体組立装置(3)	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{475}

別表ホ設-7 マガジン架台部 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン架台部	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	取付ボルト 専用収納部 (落下防止)	

事業許可との対応：{476}

別表ホ設一8 燃料集合体洗浄装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体洗浄装置	主要な構造材	柱(燃料集合体洗浄装置) はり(燃料集合体洗浄装置) はり(燃料集合体洗浄装置架台) 柱(燃料集合体洗浄装置架台)	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	洗浄タンク アンカーボルト (燃料集合体洗浄装置架台) 取付ボルト (燃料集合体洗浄装置)	
拘束力検査測定台	主要な構造材	柱(検査測定架台) はり(検査測定架台) 柱(クランプポスト) はり(クランプポスト)	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	アンカーボルト(検査測定架台) アンカーボルト(クランプポスト)	

事業許可との対応：{477}

別表ホ設-9 ジブクレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ジブクレーン(1)	主要な構造材	柱(ジブクレーン(1) 柱) 柱 (ジブ) (ジブクレーン(1) ジブ) はり (ジブ) (ジブクレーン(1) ジブ)	
	ウランを取り扱う部位	- (被覆管)	
	その他	ラッチロック式フック アンカーボルト (ジブクレーン(1) 柱)	

事業許可との対応：{478}

別表ホ設-10 エンベロープ検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エンベロープ検査装置	主要な構造材	柱	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{479}

別表ホ設-11 チャンネル検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チャンネル検査装置	主要な構造材	柱	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{480}

別表ホ設-12 燃料集合体検査定盤 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査定盤	主要な構造材	柱（移動防止型ストッパー）	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	アンカーボルト 定盤	

事業許可との対応：{481}

別表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査測定台(1) 燃料集合体検査測定台(2) 燃料集合体検査測定台(3)	主要な構造材	柱(燃料集合体検査測定台) はり(燃料集合体検査測定台) 柱(クランプポスト) はり(クランプポスト)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト (燃料集合体検査測定台) アンカーボルト (燃料集合体検査測定台)	

事業許可との対応：{482}

別表ホ設-14 ジブクレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	主要な構造材	柱(ジブクレーン(2),(3)柱) はり(ジブクレーン(2),(3)柱) 柱(ジブクレーン(2),(3)ジブ) (ジブクレーン(2),(3)ジブ)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ラッチロック式フック アンカーボルト (ジブクレーン(2),(3)柱)	

事業許可との対応：{483}

別表ホ設-15 燃料集合体外観検査台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体外観検査台	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{484}

別表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査ピット(1) 燃料集合体検査ピット(2) 燃料集合体検査ピット(3)	主要な構造材	柱(燃料集合体嵌合台)	
		はり(燃料集合体嵌合台)	
	柱(クランプポスト)		
		はり(クランプポスト)	
	ウランを取り扱う部位	—(被覆管)	
	その他	アンカーボルト(燃料集合体嵌合台)	
		アンカーボルト(クランプポスト)	

事業許可との対応：{485}

表ホ設-17 組立施設 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/2)

加工施設の技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	表ホ設-1 マガジン挿入装置	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	(858)付属建物 第3核燃料倉庫 (領域間距離)
	表ホ設-2 マガジン		
	表ホ設-3 運搬台車		
	表ホ設-4 マガジン架台		
	表ホ設-5 マガジン姿勢変換台		
	表ホ設-6 燃料集合体組立装置		
	表ホ設-7 マガジン架台部		
	表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置		
	表ホ設-9 ジブクレーン		
	表ホ設-10 エンベロープ検査装置		
	表ホ設-11 チャンネル検査装置		
	表ホ設-12 燃料集合体検査定盤		
	表ホ設-13 燃料集合体検査測定台		
	表ホ設-14 ジブクレーン		
	表ホ設-15 燃料集合体外観検査台		
	表ホ設-16 燃料集合体検査ビット		
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	-	-	-
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	-	-	-
材料及び構造	-	-	-

表ホ設-17 組立施設 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (2/2)

加工施設の技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	-	-	-
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-	-

へ 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要

申請対象建物・構築物及び変更内容を表へ-1 に、付属建物原料貯蔵所の建物改造工事の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表へ-2 に、付属建物容器管理棟メンテナンス室内に新設する独立遮蔽壁の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表へ-3 に、付属建物容器管理棟保管室内に新設する鉄扉の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表へ-4 に、核燃料物質の貯蔵施設の新たな申請対象機器及び変更内容を表へ-5 に、申請機器の名称対比表を表へ-付1 に示す。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する設備・機器及び建物をそれぞれ追表へ-5 及び追表へ-6 に示す。

改造工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表へ-6 に示す。なお、取り外した設備・機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管し、次回以降申請する新規制対応工事において復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属建物原料貯蔵所

今回申請する付属建物原料貯蔵所の建物は、昭和58年10月、12月及び昭和59年4月に施設検査を受検後、同年5月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物原料貯蔵所に関する仕様を表へ建-1-1 に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-1 に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-1 に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-1 に示す。

・申請範囲の概要

付属建物原料貯蔵所に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図へ建-1-1：付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図

図へ建-1-2：付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係

図へ建-1-3：付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図

図へ建-1-4：付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン

図へ建-1-5：付属建物 原料貯蔵所 火災区域図

図へ建-1-5-1：付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧

図へ建-1-5-2(1/10)～(10/10)：付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1)～(10)

図へ建-1-15：付属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット詳細図

(2) 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年8月及び同年10月に施設検査を受検後、同年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物容器管理棟メンテナンス室内に新設する独立遮蔽壁(以下「独立遮蔽壁(5)」という。)に関する仕様を表へ建-1-2に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-2に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(3) 付属建物容器管理棟

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年8月及び同年10月に施設検査を受検後、同年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物容器管理棟に関する仕様を追表へ建-1-3に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-3に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物容器管理棟に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-3-1：工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2：工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)

図イ建-3-3：工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域（1階）

(4) 付属建物第2核燃料倉庫

今回申請する付属建物第2核燃料倉庫の建物は、昭和58年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2核燃料倉庫に関する仕様を追表へ建-1-4に示す。

(5) 設備・機器

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回新たに申請する設備・機器に関する仕様を表へ設-1~59に、配置を図へ配-1~6に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ設-60に示す。本申請の設備・機器はUF₆シリンダ入荷・貯蔵工程、ウラン粉末入荷・貯蔵・出荷工程のなかのウラン粉末の貯蔵工程、ペレット/Gd入りペレット貯蔵・出荷工程のなかのペレット貯蔵工程、燃料棒/Gd燃料棒貯蔵・出荷工程のなかの燃料棒及びGd燃料棒貯蔵工程、及び燃料集合体の貯蔵・出荷工程のなかの燃料集合体の貯蔵、燃料集合体の出荷（事業許可188、195~197、206~208、211~213ページ）を構成する設備の一部である。

また、先行して申請した機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する機器の仕様表を追表へ5に示す。取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配準-2、図へ配準-1及び図へ配準-2に示す。

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物・構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物原料貯蔵所	1 式	改造
付属建物容器管理棟 メンテナンス室*1	付属建物容器管理棟 独立遮蔽壁(5)	1 式	新設
屋外	付属建物容器管理棟	1 式	改造

*1：付属建物容器管理棟メンテナンス室は保管室から独立した一般建物

表へー2 付属建物原料貯蔵所の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書ー建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建3 参照)
4-a. 東側外壁の壁新設補強	○	—
4-b. 西側外壁の壁新設補強	○	—
4-c. 鉄扉新設	—	○
4-d. 鉄扉補強	—	○

- 注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 1. 付属建物原料貯蔵所(1)手順 参照
 ・ 表へ建ー2ー1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表 参照
 ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1ー1(1/4)及び表 1ー3ー4 参照
 ・ 図へ建ー1ー1 参照

表へー3 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書ー建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建3 参照)
5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設	○	○

- 注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 2. 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)(1)手順 参照
 ・ 表へ建ー2ー2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 主要な構造材の仕様表 参照
 ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1ー1(1/4)及び表 1ー3ー5 参照

表へー4 付属建物容器管理棟の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建3 参照)
5-b. 鉄扉新設	—	○

- 注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 3. 付属建物容器管理棟(1)手順 参照
 ・ 表へ建ー2ー3 付属建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表参照
 ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1ー1(1/4)及び表 1ー3ー6 参照

表へー5 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容 (1/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 転換工場 原料倉庫	シリンダ貯蔵架台	1 式	改造*1
	シリンダ転倒装置	1 基	改造
	天井走行クレーン (転換 5t)	1 基	変更なし
工場棟 転換工場 転換加工室	大型粉末容器貯蔵架台	1 式	改造*1
	大型粉末容器	72 基	改造
	大型粉末容器用台車	1 基	改造
	仕掛品貯蔵棚	3 基	改造
	SUS 容器用台車(3)	2 台	変更なし
	SUS 容器用台車(4)	1 台	変更なし
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	1 基	改造
	運搬台車	7 基	改造
	中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	改造
	金属容器 (粉末) 用台車(1)	1 台	改造
工場棟 成型工場 ペレット加工室	粉末一時貯蔵棚	4 基	改造
	金属容器 (粉末) 用台車(2)	2 台	改造
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	16 基	改造
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	変更なし
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	改造
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	変更なし
	ペレットラインコンベア(1)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(2)	1 基	改造
	乗移台 2	1 基	改造
	ボート運搬台車	2 台	変更なし
	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	変更なし
	焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	改造
	焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(3)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(4)	1 基	改造
	ボート (焼結) 用台車(1)	1 台	変更なし
	ボート (焼結) 用台車(2)	2 台	変更なし
	スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)	2 基	変更なし

*1 : 既設を撤去し、新規に同等の機能をもつ設備を製作する。

表へー5 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容 (2/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 成型工場 ペレット加工室	金属容器 (ペレット)	30 個	改造*1
	金属容器 (ペレット) 用台車(1)	1 台	変更なし
	仕上りペレット一時貯蔵棚	4 基	改造
工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚	1 式	改造*1
	仕上りペレット貯蔵棚用台車	2 台	変更なし
	ペレットトレイ用台車(1)	1 台	変更なし
	余剰ペレット貯蔵棚	4 基	改造
	金属缶用台車(1)	1 台	変更なし
工場棟 成型工場 燃料棒補修室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	変更なし
	ロッドチャンネル用台車(1)	1 台	変更なし
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	変更なし
	ロッドチャンネル用台車(2)	1 台	改造
	ロッドチャンネル用台車(3)	1 台	改造
	燃料棒貯蔵棚	2 基	改造
	トラバーサ	1 台	改造
	運搬車	1 台	改造*1
工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室	燃料集合体一時貯蔵架台	29 基	改造
	天井走行クレーン (組立北 4.8t)	1 基	変更なし
	天井走行クレーン (組立北 3t)	1 基	変更なし
	天井走行クレーン (組立南 5t)	1 基	変更なし
	天井走行クレーン (組立南 1t)	1 基	変更なし
工場棟 組立工場 燃料集合体 貯蔵室	燃料集合体貯蔵架台	90 基	改造
	燃料集合体移送装置	1 基	改造*1
付属建物 第 2 核燃料倉庫	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第 2 核燃料倉庫)	58 基	改造
	電動リフタ	1 台	変更なし
付属建物 除染室 ・分析室 作業室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	4 基	改造
付属建物 容器管理棟 保管室	天井走行クレーン (容器管理棟 4.8t)	1 基	変更なし
付属建物 原料貯蔵所	シリンダ貯蔵ピット	1 式	変更なし

*1: 既設を撤去し、新規に同等の機能をもつ設備を製作する。

表へー付1 申請機器名称対比表（核燃料物質の貯蔵施設）（1/2）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
487	シリンダ貯蔵ピット	シリンダ貯蔵ピット
491	UF6 シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台
493	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置
494	天井走行クレーン	天井走行クレーン（転換 5t）
495	—	大型粉末容器貯蔵架台
496	大型粉末容器（台車付）	大型粉末容器
497	—	大型粉末容器用台車
498	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚
500	ポリ容器・SUS 容器用台車(1)	S U S 容器用台車(3)
501	ポリ容器・SUS 容器用台車(2)	S U S 容器用台車(4)
502	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚（粉末用）
504	運搬台車	運搬台車
507	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚
509	ポリビン(粉末用)台車(1)	金属容器（粉末）用台車(1)
510	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚
513	ポリビン(粉末)用台車(2)	金属容器（粉末）用台車(2)
514	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚（粉末用）
529	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)）
532	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚(粉末用)（第2核燃料倉庫）
534	—	電動リフト
546	圧粉ペレット一時貯蔵棚	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)
		圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
		圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)
547	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1)
		ペレットラインコンベア(2)
548	乗移台	乗移台 2
549	ボート運搬台車	ボート運搬台車
550	焼結ペレット一時貯蔵棚	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)
		焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
		焼結ペレット一時貯蔵棚(3)

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へー付1 申請機器名称対比表（核燃料物質の貯蔵施設）(2/2)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
551	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3)
		ペレットラインコンベア(4)
552	ボート(焼結)用台車(1)	ボート(焼結)用台車(1)
553	ボート(焼結)用台車(2)	ボート(焼結)用台車(2)
554	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚(ペレット用)
555	—	金属容器(ペレット)
556	ペレットポリビン用台車(1)	金属容器(ペレット)用台車(1)
557	仕上りペレット一時貯蔵棚	仕上りペレット一時貯蔵棚
558	仕上りペレット貯蔵棚	仕上りペレット貯蔵棚
559	—	仕上りペレット貯蔵棚用台車
560	—	
561	ペレットトレイ用台車(1)	ペレットトレイ用台車(1)
562	余剰ペレット貯蔵棚	余剰ペレット貯蔵棚
563	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)
579	燃料棒一時貯蔵棚	燃料棒一時貯蔵棚
580	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)
581	燃料棒一時貯蔵棚	燃料棒一時貯蔵棚
582	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)
583	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)
584	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚
585	リフタ	トラバーサ
586	運搬車	運搬車
593	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台
594	天井走行クレーン	天井走行クレーン(組立北4.8t)
		天井走行クレーン(組立北3t)
		天井走行クレーン(組立南5t)
		天井走行クレーン(組立南1t)
595	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台
596	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置
597	クレーン	天井走行クレーン(容器管理棟4.8t)

*1: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へー6 核燃料物質の貯蔵施設の取り外し対象機器

設置場所	名称	事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備 の区分 ^{注2)}	
付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	10 ^{注3)} シリンダ転倒装置	489	区分3
	付属建物 第3核燃料倉庫	粉末貯蔵設備	11 ^{注3)} 粉末回収・ペレット取扱ボックス	535
12 ^{注3)} 粉末容器ハンドリング装置		536	区分3	
付属建物 シリンダ 洗浄棟	洗浄残渣貯蔵 設備	14 ^{注3)} 洗浄残渣コンベア	599	区分3
		15 ^{注3)} チャッキングリフト	600	区分3
		16 ^{注3)} 棚搬入コンベア	601	区分3
		17 ^{注3)} 洗浄残渣明替フードボックス	604	区分3
		18 ^{注3)} 洗浄残渣乾燥機(乾燥バットを含む)	605	区分3
19 ^{注3)} 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	606	区分3		

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配準-2「付属建物 シリンダ洗浄棟 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-1「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」及び図へ配準-2「付属建物 原料貯蔵所 設備・機器準備工事範囲図」における当該機器の番号を示す。

追表へー5 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器（機能・性能を申請する機器）

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟 成型工場	粉末一時貯蔵棚(1)～(6)	6基	追表へ設-3(2次)
	SUS容器用台車(1)	1台	追表へ設-4(2次)
	金属容器(粉末)用台車(3)-1、(3)-2	2台	追表へ設-5(2次)
ペレット加工室	フードボックス(4)	1基	追表へ設-6(2次)
前室(2)	原料粉末貯蔵棚(1)、(2)	2基	追表へ設-7(2次)
粉末貯蔵室(1)	電動リフタ(5)、(6)	2台	追表へ設-8(2次)
粉末貯蔵室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)	4基	追表へ設-9(2次)
ペレット貯蔵室	圧粉ペレット貯蔵棚	1基	追表へ設-10(2次)
燃料棒溶接室	ペレットラインコンベア(2)	1基	追表へ設-12(2次)
	焼結ペレット貯蔵棚	1基	追表へ設-14(2次)
	ボート(焼結)用台車(3)	1台	追表へ設-15(2次)
	ボート(焼結)用台車(4)	1台	追表へ設-16(2次)
	金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	追表へ設-17(2次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	1基	追表へ設-18(2次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	1基	追表へ設-19(2次)
	ペレットトレイ用台車(2)	1台	追表へ設-20(2次)
	仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)	32基	追表へ設-21(2次)
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	追表へ設-22(2次)
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	追表へ設-23(2次)
	燃料棒貯蔵棚	1基	追表へ設-24(2次)
	ロッドチャンネル用台車(4)	1台	追表へ設-25(2次)

追表へー6 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	附属建物容器管理棟	1式	追表へ建-1-3 注(4次申請:表へ建-1-2)
	附属建物第2核燃料倉庫	1式	追表へ建-1-4 注(4次申請:表へ建-1-1)

注:申請時の仕様表番号

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属建物原料貯蔵所

(1) 手順

今回申請の付属建物原料貯蔵所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。また、付属建物原料貯蔵所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を4-a.～4-d.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物原料貯蔵所のシリンダ貯蔵ピットに核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

4-a. 東側外壁の壁新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の東側外壁（10通り）に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する。
配置を図へ建-1-6及び10～13に、壁新設補強詳細図を図へ建-1-14に示す。

4-b. 西側外壁の壁新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の西側外壁（1通り）に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する。
配置を図へ建-1-6及び10～13に、壁新設補強詳細図を図へ建-1-14に示す。

4-c. 鉄扉新設^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-44)を新設する。
配置を図へ建-1-4、6及び8に、建具表を図へ建-1-4に示す。

4-d. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の既存鉄扉(SD-42)を鉄扉補強材により補強する。
配置を図へ建-1-4、6及び8に、建具表及び鉄扉補強図を図へ建-1-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

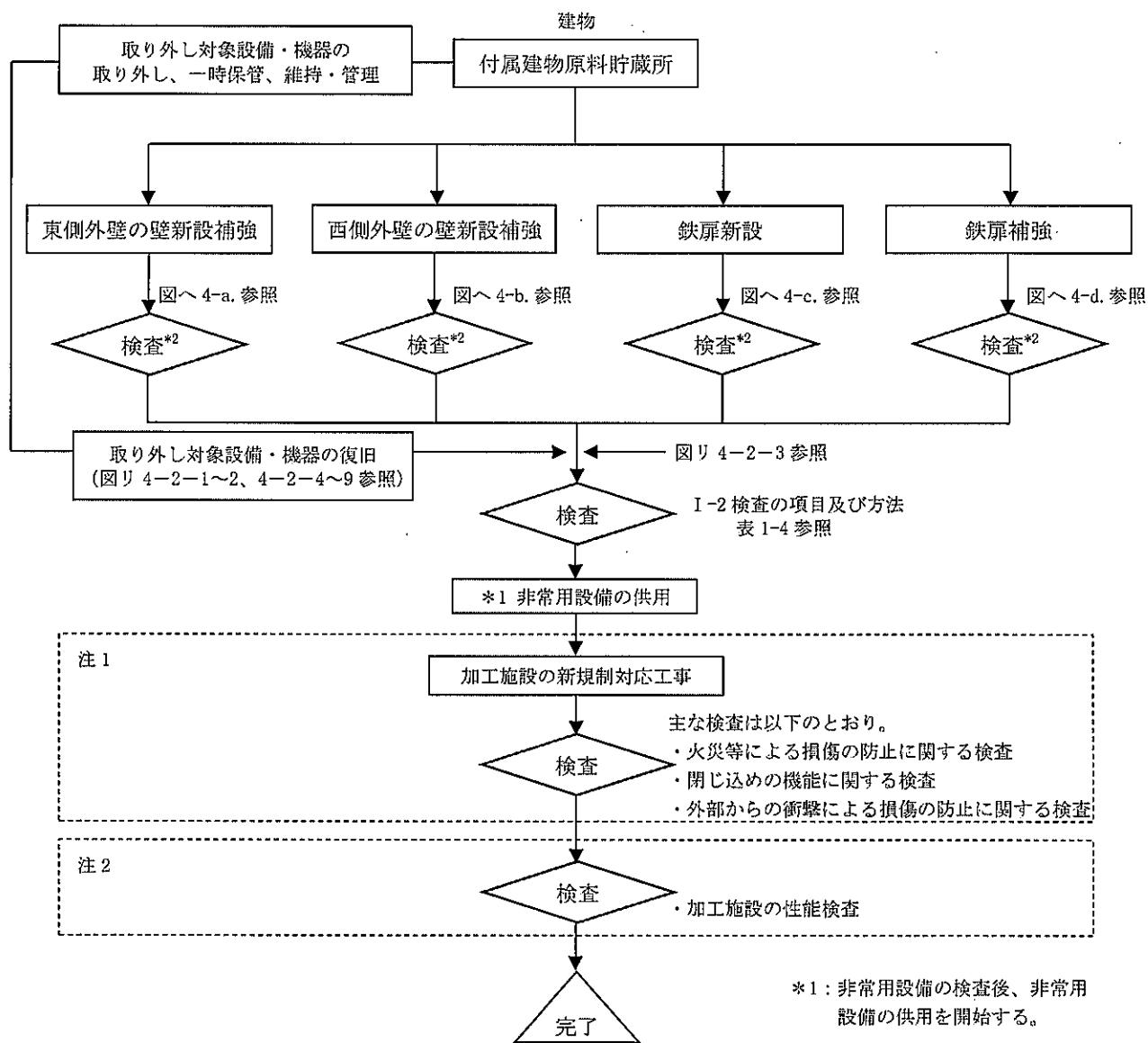
注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



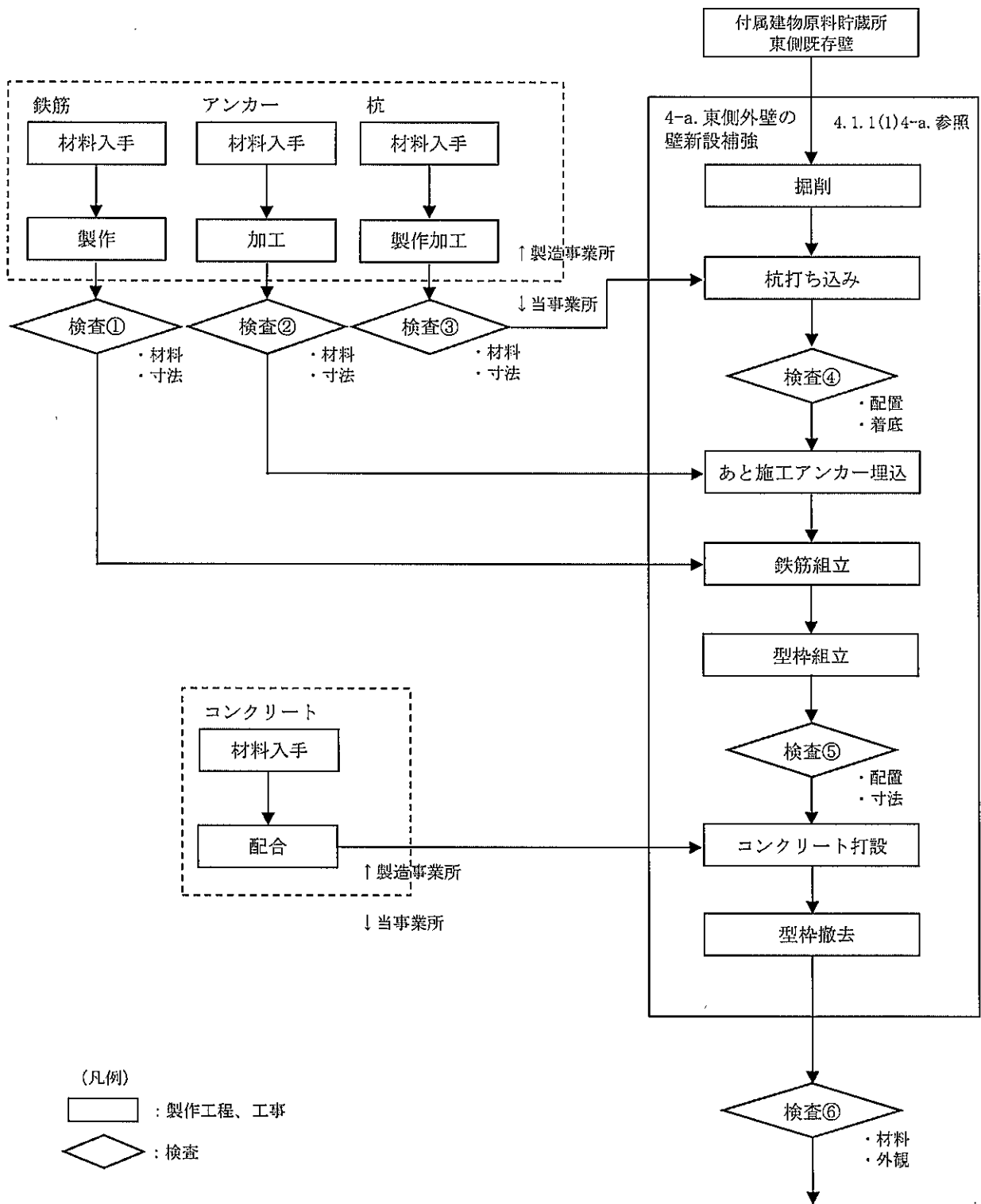
図へ 1-1 工事の手順フロー図

*1：非常用設備の検査後、非常用設備の供用を開始する。

*2：I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-4 参照

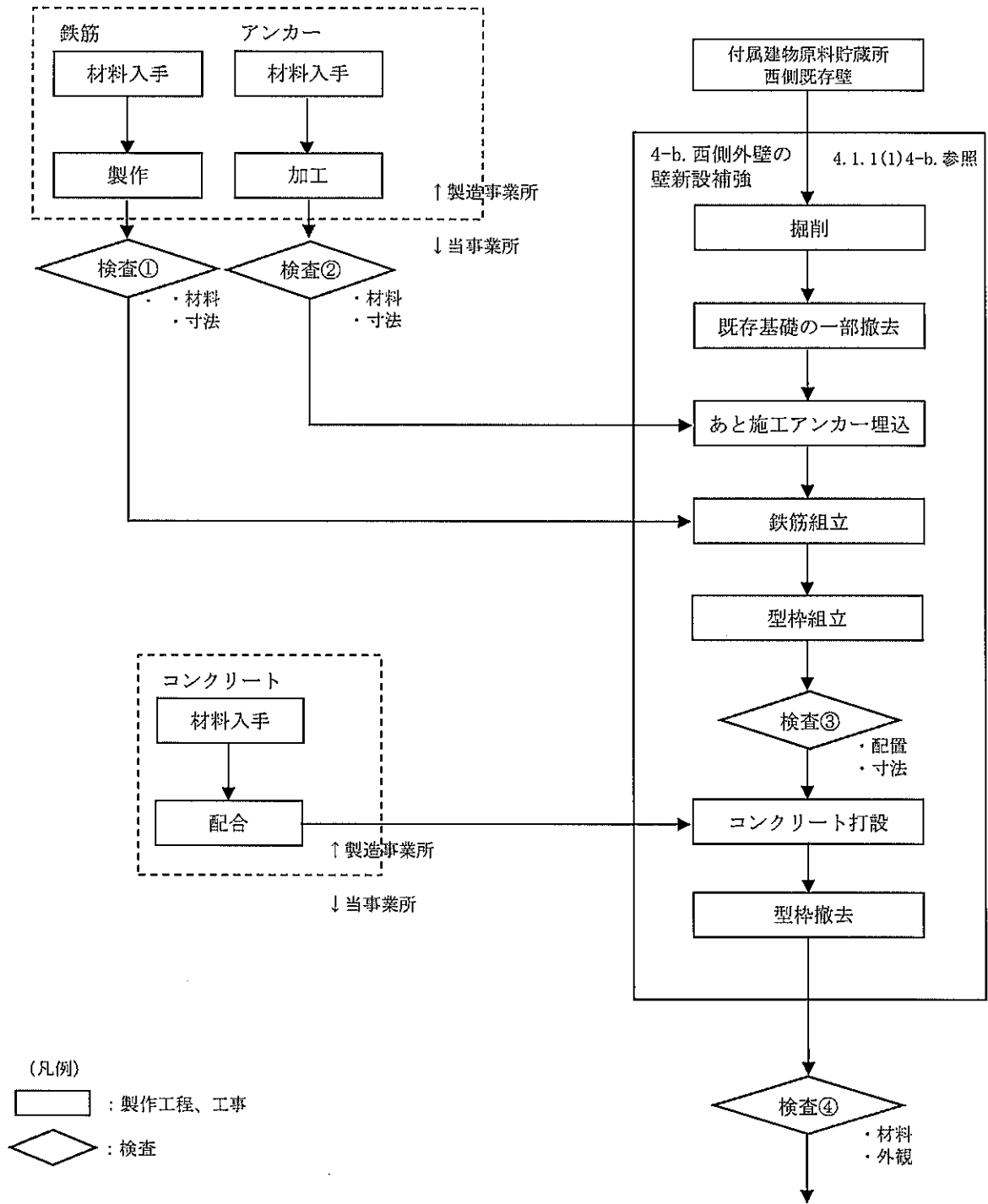
注 1：付属建物原料貯蔵所以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。
注 2：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)
 [] : 工事
 ◇ : 検査



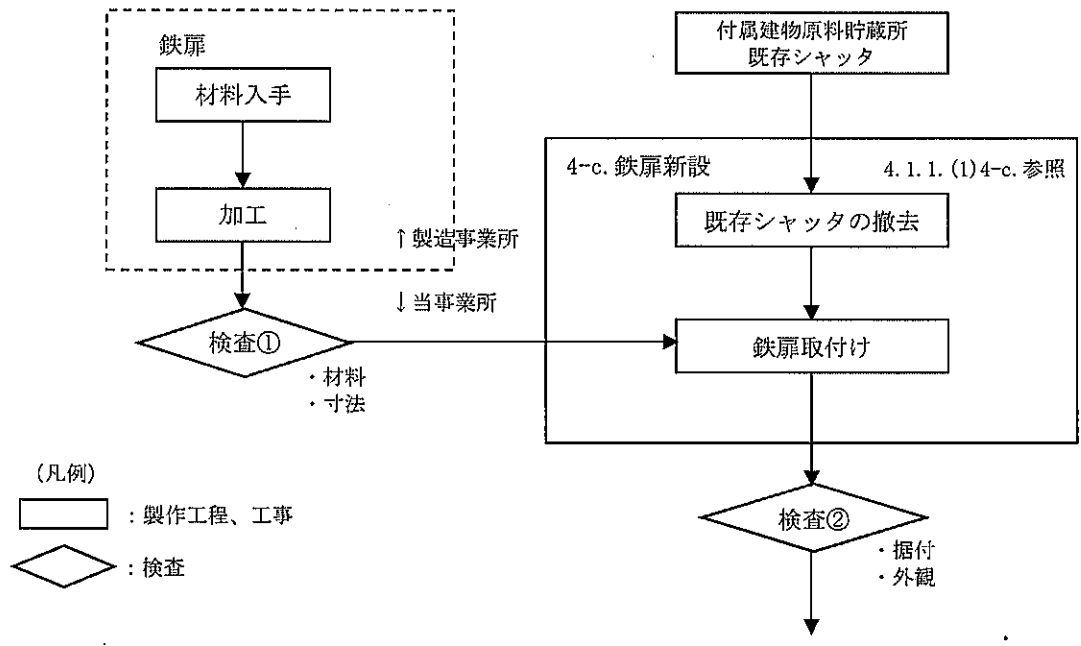
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-a. 東側外壁の壁新設補強の手順フロー図



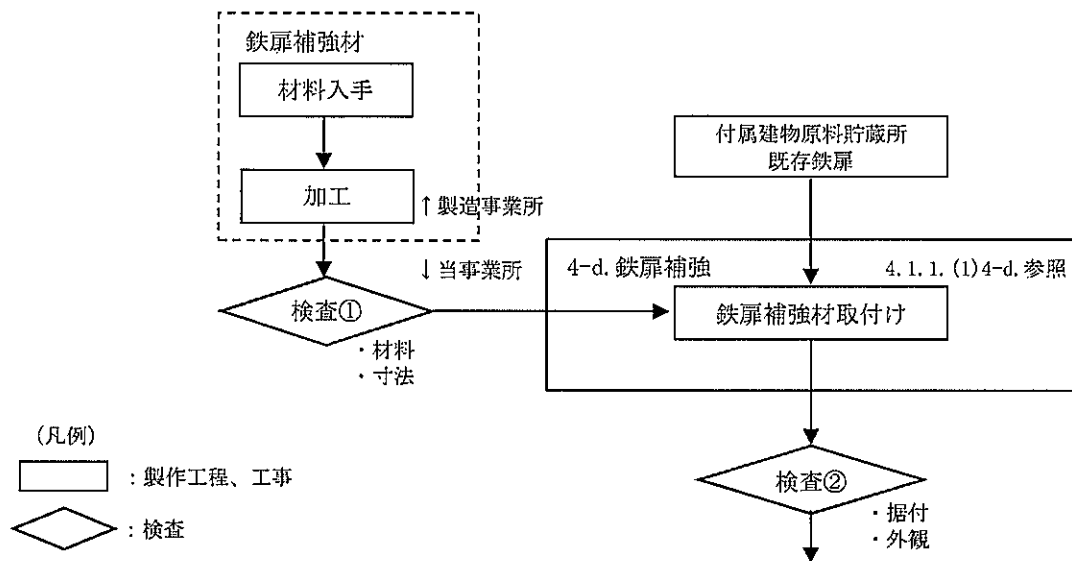
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-b. 西側外壁の壁新設補強の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-c. 鉄扉新設の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-d. 鉄扉補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-4に示す。

4. 1. 2. 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)

(1) 手順

今回申請の付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ5-a.参照)により行う。また、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を5-a.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物容器管理棟メンテナンス室に核燃料物質はない。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設^(注1)：付属建物容器管理棟メンテナンス室の室内に独立遮蔽壁を新設する。

配置を図へ建-2に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

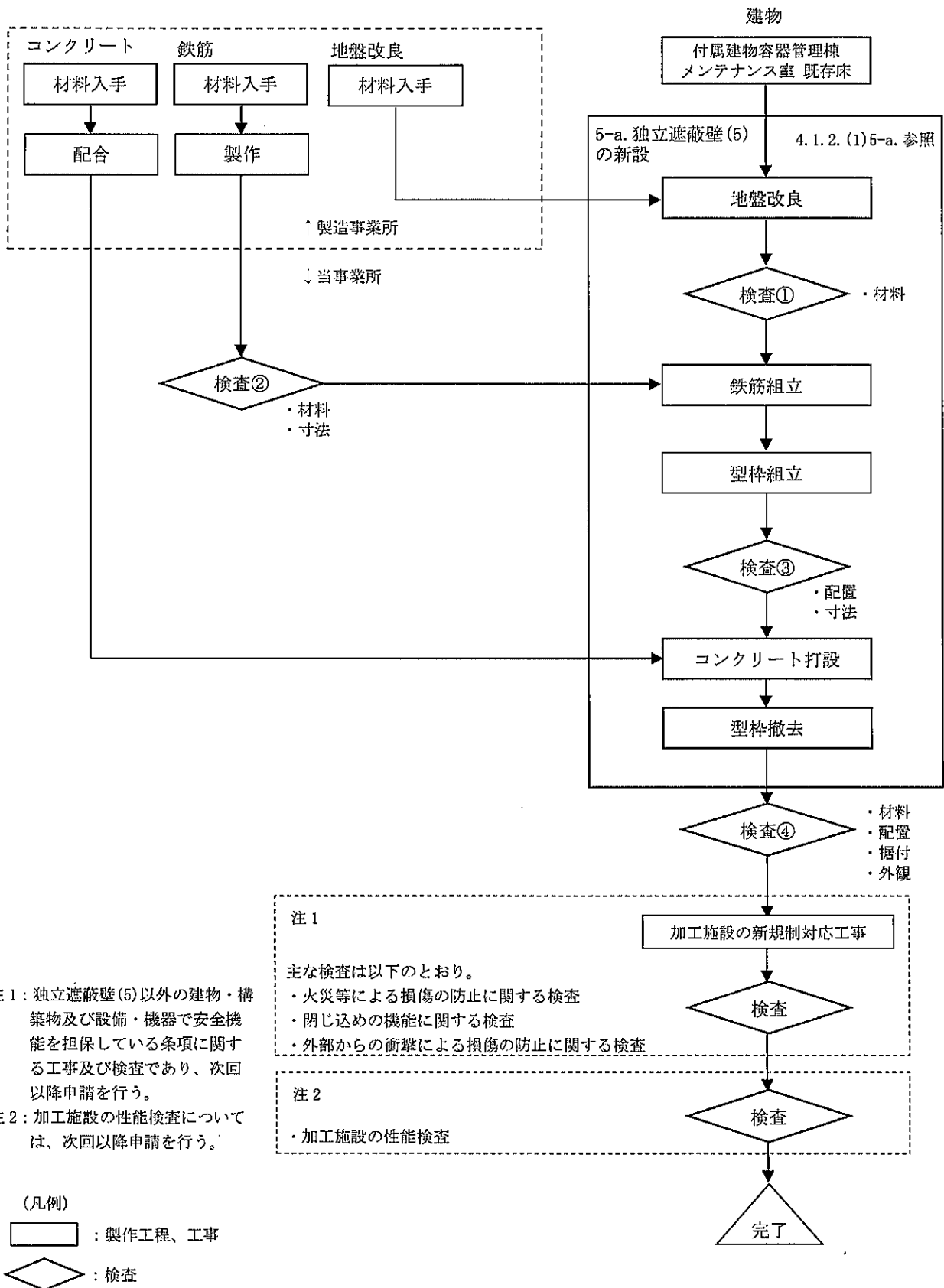
c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図へ 5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-5に示す。

4. 1. 3. 付属建物容器管理棟

(1) 手順

今回申請の付属建物容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、付属建物容器管理棟の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を5-b. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物容器管理棟に核燃料物質はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

5-b. 鉄扉新設^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、鉄扉(SD-221)を新設する。なお、付属建物容器管理棟保管室前室の既存シャッタは残置する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

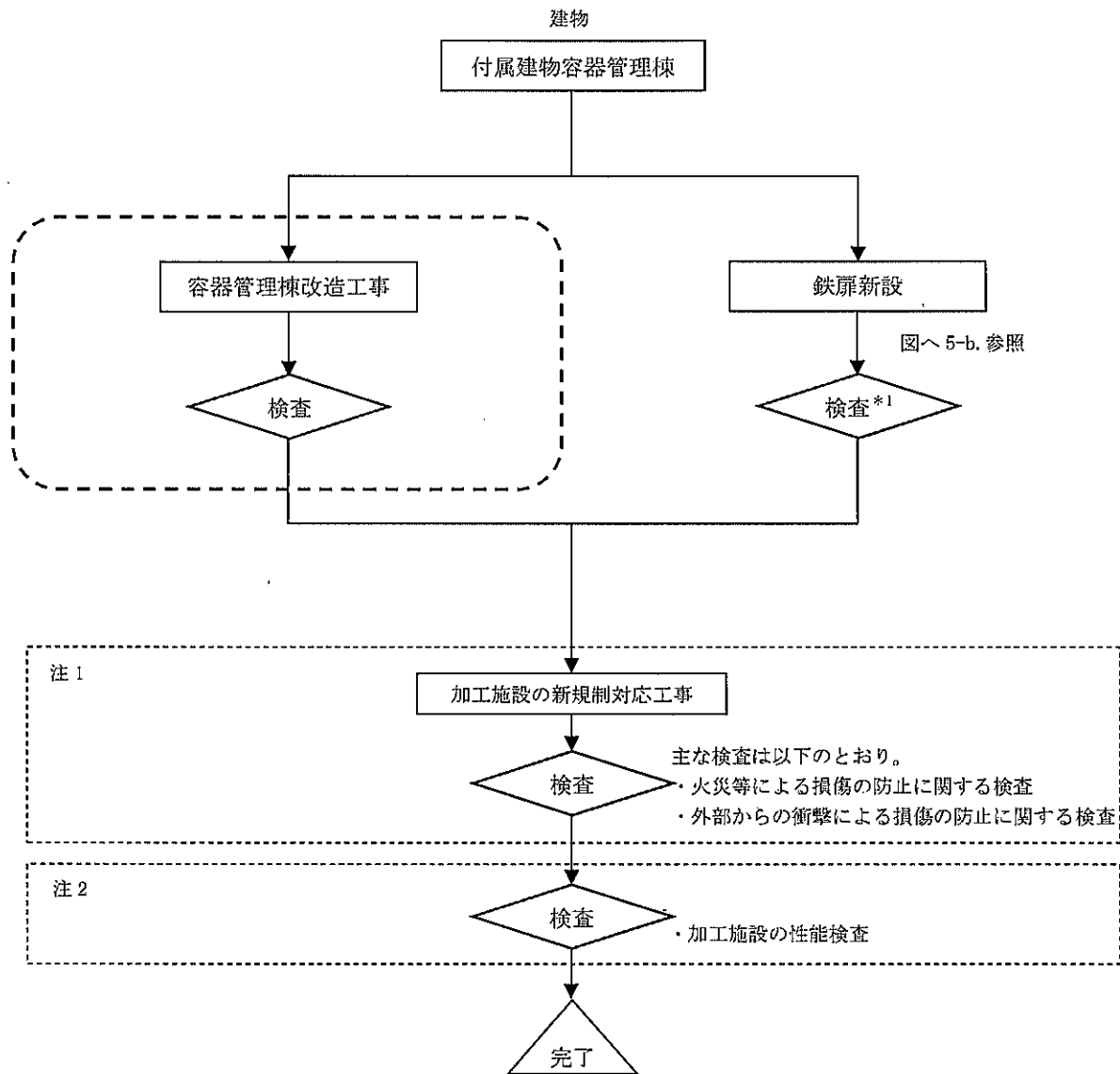
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入を經由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図へ 1-2 工事の手順フロー図

(凡例)

□ : 製作工程、工事

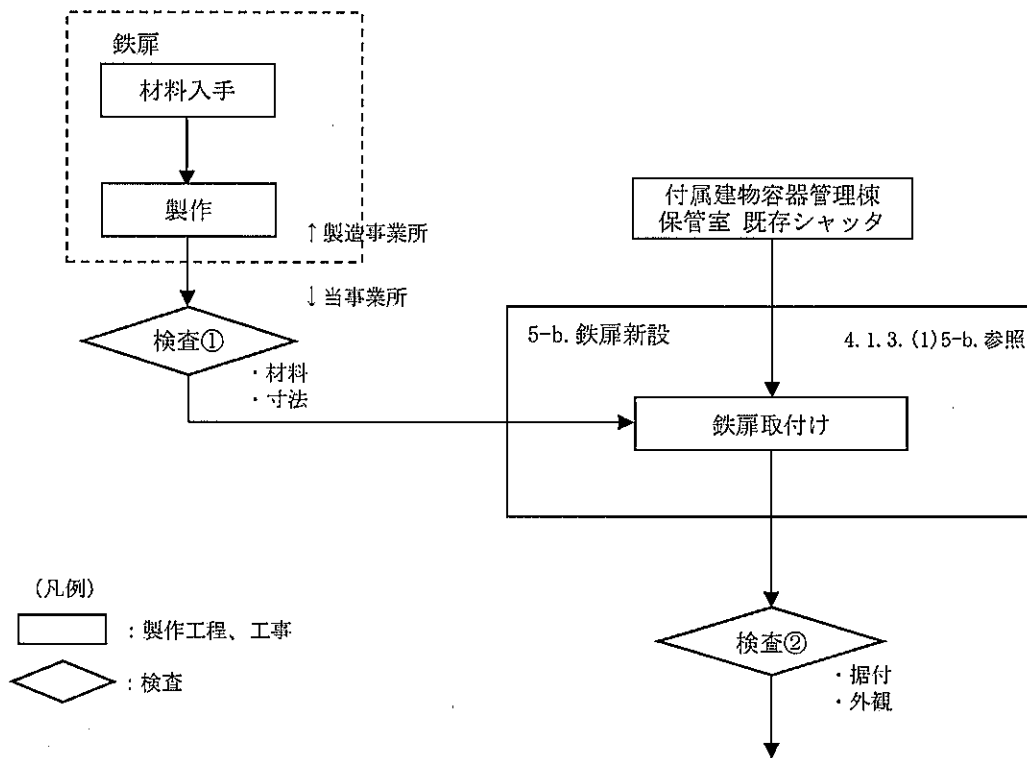
◇ : 検査

⋯ : 既認可
(4 次申請:207 ページ参照)

*1: 1-2 検査の項目及び方法
表 1-3-6 参照

注 1: 付属建物容器管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ 5-b. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-6に示す。

4. 2. 設備・機器

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ2-1、図イ2-2、図ハ2-1、図ニ2-1、図ヘ2-1、図ヘ2-2及び図ヘ2-3に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第18-1216号、三原燃 第19-0801号)に示している。

工事にあたり、工場棟転換工場転換加工室の大型粉末容器貯蔵架台、工場棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚と余剰ペレット貯蔵棚、工場棟組立工場燃料棒検査室の燃料棒貯蔵棚、附属建物第2核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)及び附属建物原料貯蔵所のシリンダ貯蔵ピットに核燃料物質が保管されているため、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。また第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄又は有効利用する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ヘ2-4-1及び図ヘ2-4-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。必要に応じて、核燃料物質を移動したうえで施工を行う((2)a.参照)。不要となった部品等は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ヘ2-5-1及び図ヘ2-5-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施す

る。

2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 手順の詳細

- a. 大型粉末容器貯蔵架台、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、仕上りペレット貯蔵棚、余剰ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚
- 貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。

(3) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
 - ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)
- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
 - ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

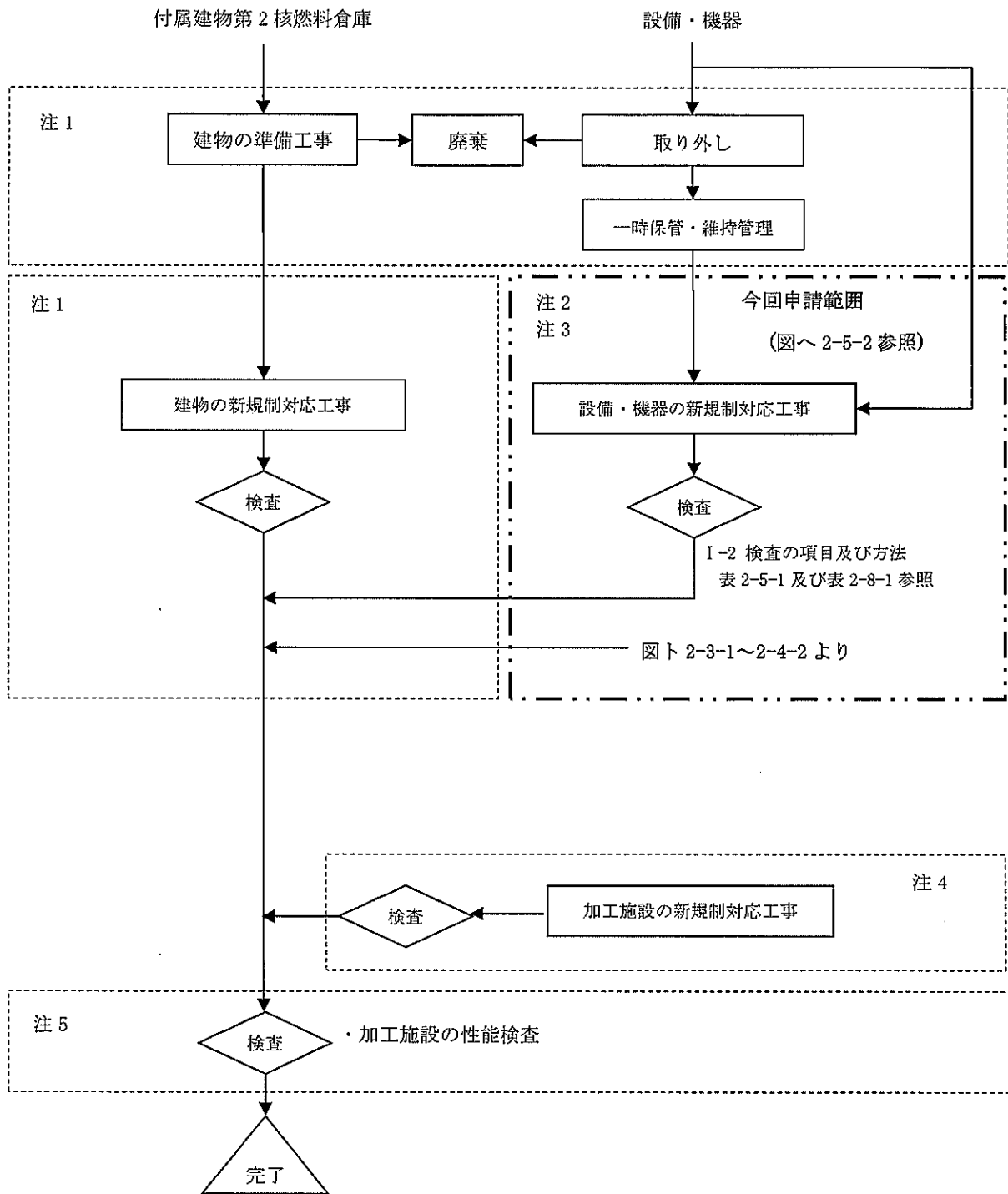
・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(4) 品質保証計画

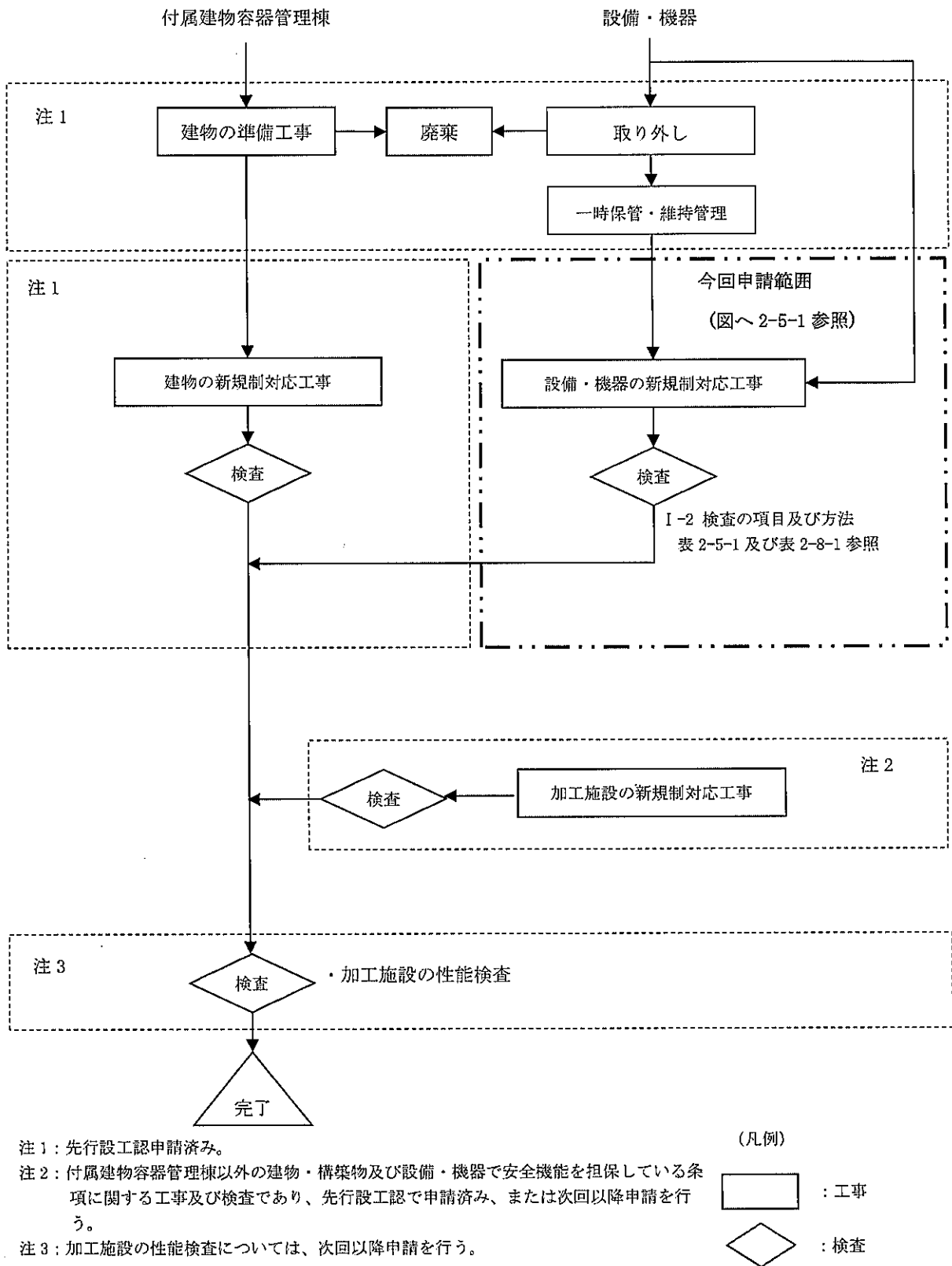
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(5) 検査

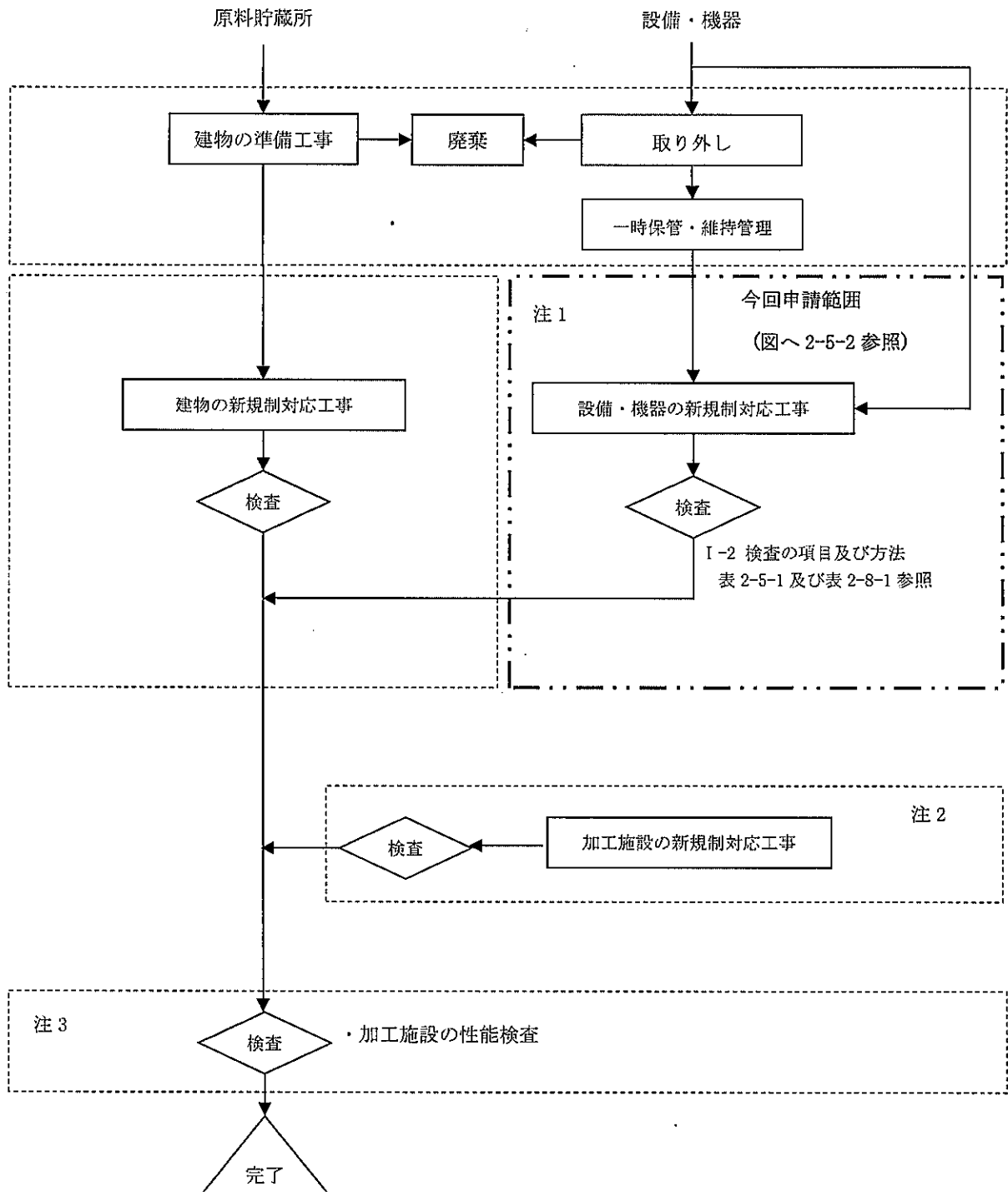
検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-5-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



図へ2-1 建物工事と設備工事との関係図（付属建物第2核燃料倉庫）



図へ2-2 建物工事と設備工事との関係図 (附属建物容器管理棟)



注 1：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注 2：原料貯蔵所以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

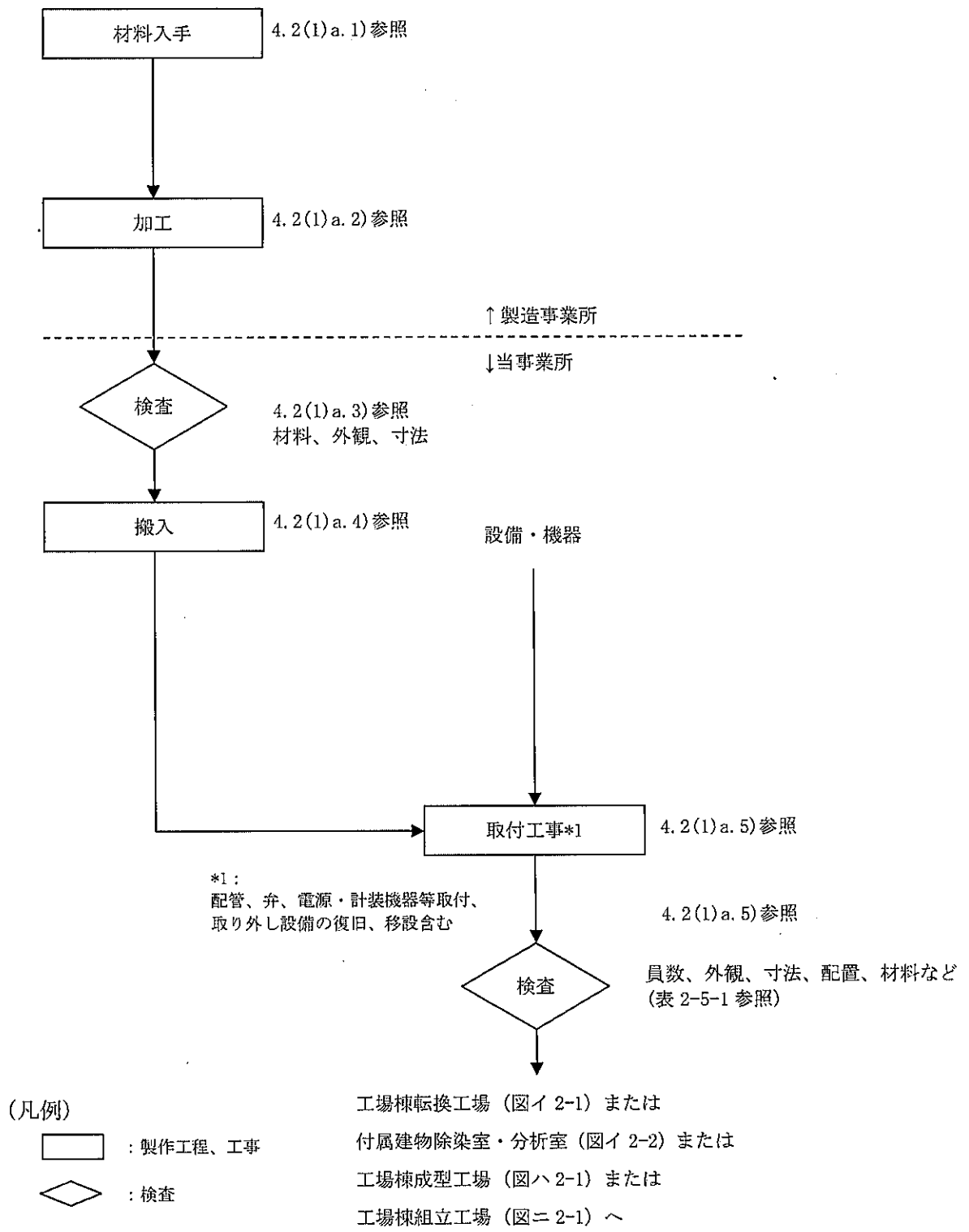
注 3：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

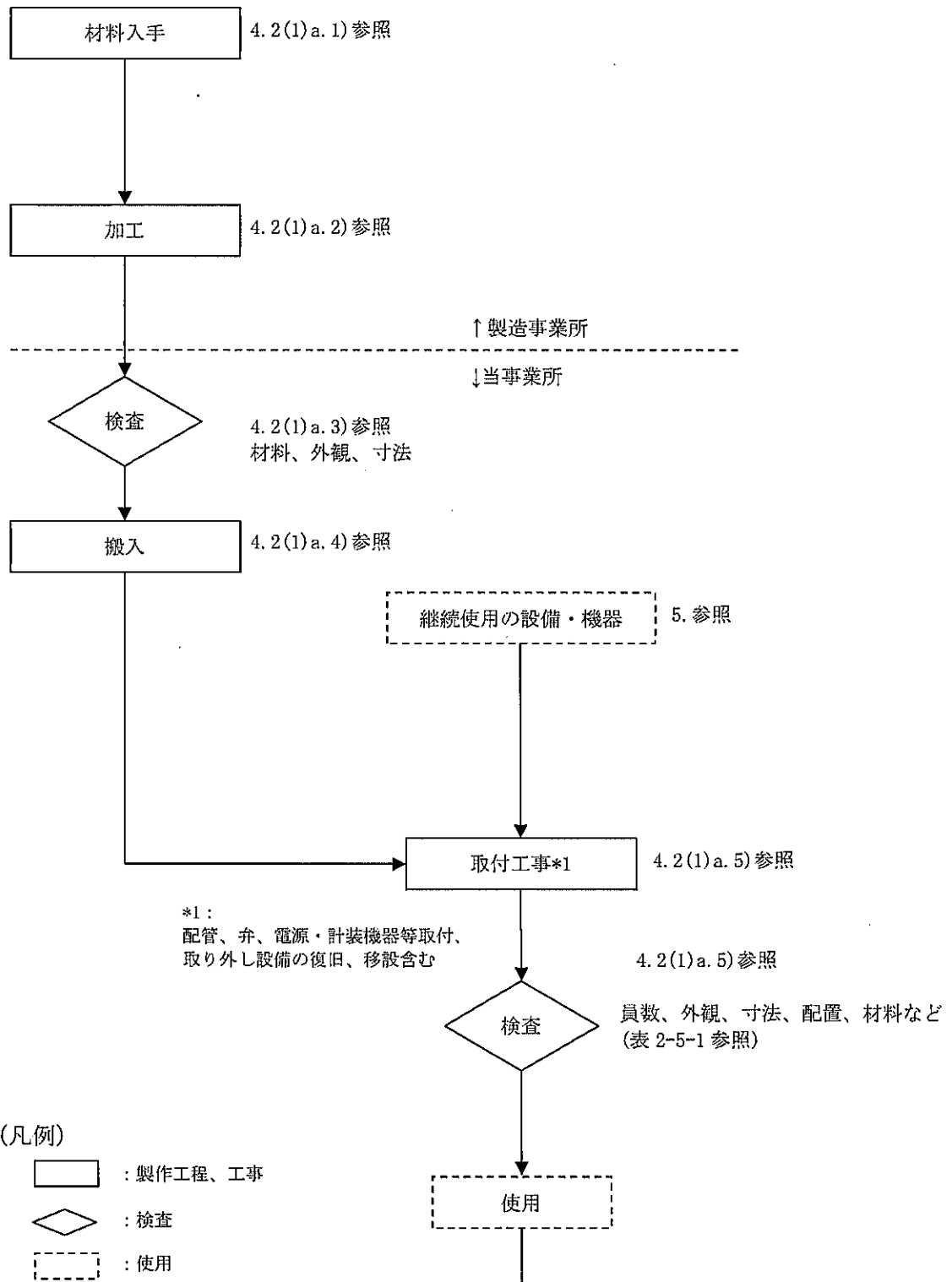
□ : 工事

◇ : 検査

図へ2-3 建物工事と設備工事との関係図 (原料貯蔵所)



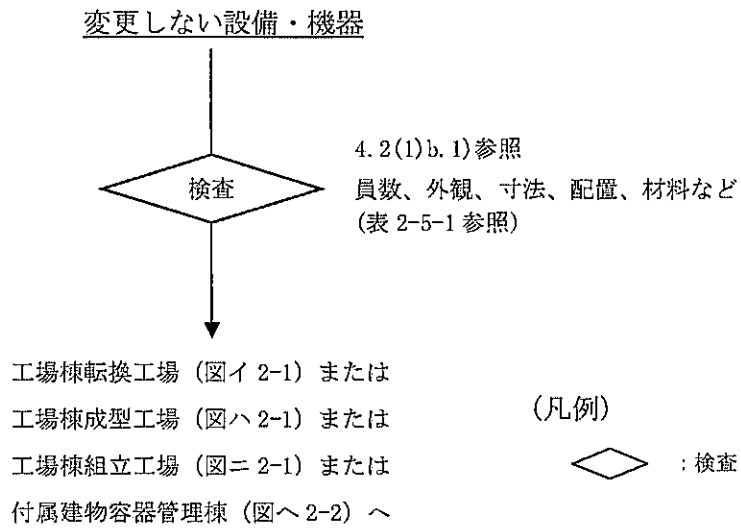
図へ 2-4-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)



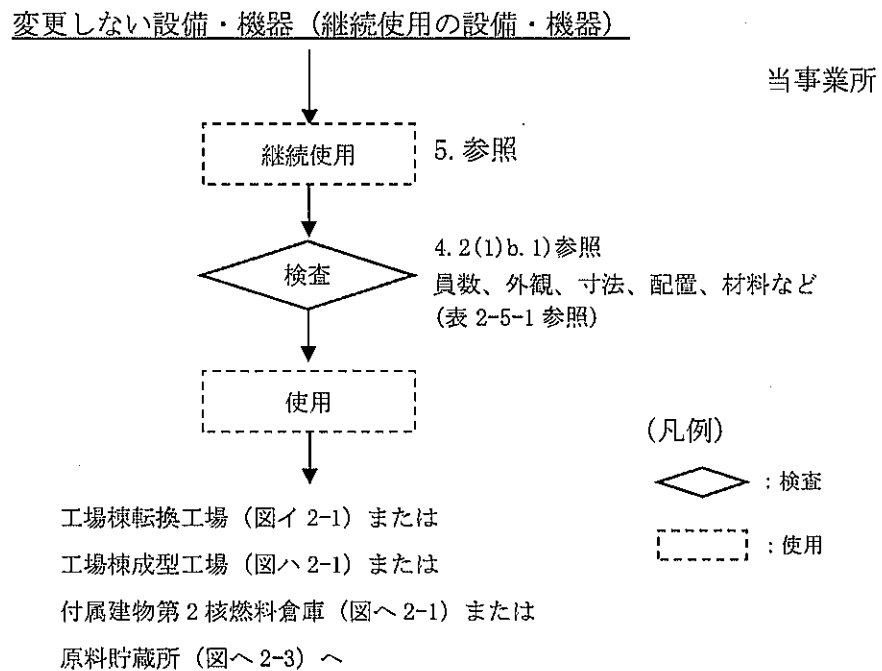
工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
工場棟組立工場 (図ニ 2-1) へ

図へ 2-4-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

当事業所



図へ 2-5-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)



図へ 2-5-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

4. 3. 準備工事（附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟の貯蔵施設）

(1) 手順

今回申請の附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ準一参照）により行う。

取り外した設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 附属建物原料貯蔵所、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 附属建物第3核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟の気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し、負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口部を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- a. 核燃料物質の汚染のおそれのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大するおそれがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。
- b. 取り外し対象の設備・機器は、固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクト、配管の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- c. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。なお第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定（第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

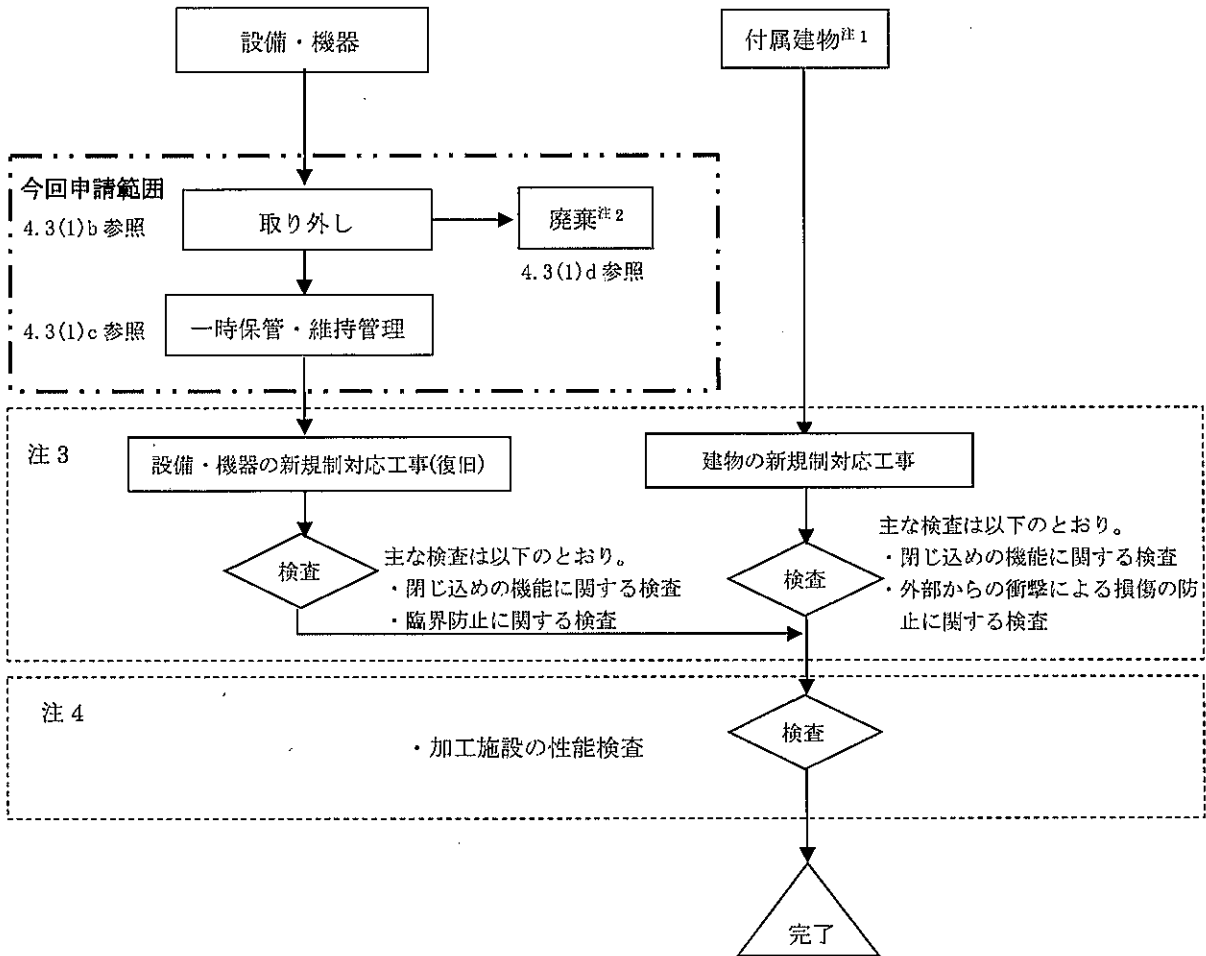
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



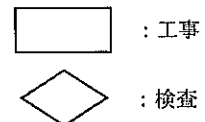
注 1：付属建物原料貯蔵所、付属建物シリンダ洗浄棟

注 2：第 1 種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

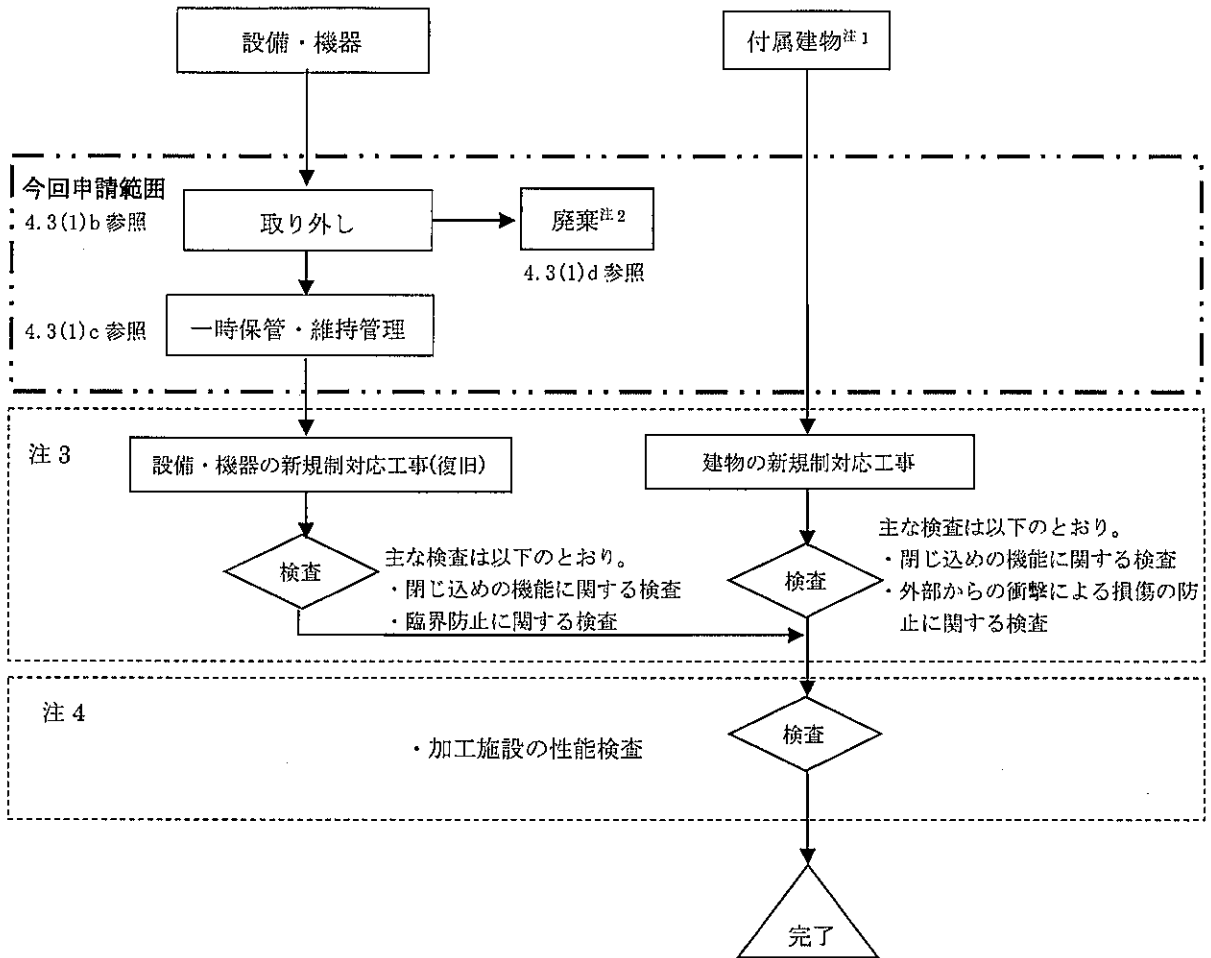
注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については今回申請するが、設備・機器については次回以降申請を行う。

注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)



図へ準-1 (1/2) 工事の手順フロー図



注 1：付属建物第 3 核燃料倉庫

注 2：第 1 種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図へ準一 (2/2) 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物原料貯蔵所は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットについては、加工施設の維持管理に不可欠な活動である核燃料物質の貯蔵、IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴う大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器用台車、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、仕上りペレット貯蔵棚、余剰ペレット貯蔵棚、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物原料貯蔵所は、I-2 の検査で適合を確認した後、図へ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットは、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(1/12)

事業許可との対応		許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称		{861}建物 付属建物 原料貯蔵所 {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	機器名		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照 付属建物原料貯蔵所 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容			改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・ 東側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の東側外壁(10通り)に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する ・ 西側外壁の壁新設補強 原料貯蔵所の西側外壁(1通り)に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・ 鉄扉新設 原料貯蔵所の既存シャッターを撤去し、鉄扉(SD-44)を新設する ・ 鉄扉補強 原料貯蔵所の既存鉄扉(SD-42)を鉄扉補強材により補強する

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(2/12)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 原料貯蔵所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・ 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・ 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備(屋外消火栓)の改造 南側屋外消火栓及び西側屋外消火栓の改造により、初期消火における設備の確保を図る 												
<p>員数</p>	<p>1 式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="263 1433 625 1556"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="625 1433 1447 1556"> <p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート シリンダ貯蔵ピット部 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 杭基礎 (本体)、直接基礎 (シリンダ貯蔵ピット部)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1556 625 1590"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="625 1556 1447 1590"> <p>表へ建-2-1 に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1590 625 1680"> <p>寸法 (単位 : m)</p> </td> <td data-bbox="625 1590 1447 1680"> <p>(本体) <input type="text"/> (シリンダ貯蔵ピット部) <input type="text"/> 延べ床面積 : 約 1,200 m²</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1680 625 1713"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="625 1680 1447 1713"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1713 625 1747"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="625 1713 1447 1747"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1747 625 1774"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="625 1747 1447 1774"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート シリンダ貯蔵ピット部 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 杭基礎 (本体)、直接基礎 (シリンダ貯蔵ピット部)</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表へ建-2-1 に示す</p>	<p>寸法 (単位 : m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (シリンダ貯蔵ピット部) <input type="text"/> 延べ床面積 : 約 1,200 m²</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート シリンダ貯蔵ピット部 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 杭基礎 (本体)、直接基礎 (シリンダ貯蔵ピット部)</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表へ建-2-1 に示す</p>												
<p>寸法 (単位 : m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (シリンダ貯蔵ピット部) <input type="text"/> 延べ床面積 : 約 1,200 m²</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(3/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[4.2-建1] 他領域区分に直面する壁は、表へ建-3-1 に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 工場棟領域 □ 第2核燃料倉庫領域 □ シリンダ洗浄棟領域 □ 加工棟領域
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭 □ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照 □ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・ シリンダ貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 原料貯蔵所 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(4/12)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 2] 耐震重要度分類第 1 類である原料貯蔵所は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建 12] 図へ建-1-6、8-9 通り間の鉄筋コンクリート壁（自立壁）は、建物と同じ耐震重要度分類第 1 類の耐震性を有しており、安全機能を有する設備に波及的影響を及ぼすことはない。</p> <p>[6.1-建 8] 原料貯蔵所に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備（上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第 1 類の地震力で損傷するが、原料貯蔵所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第 3 類の各設備（消火設備（屋外消火栓）を除く）を上位の原料貯蔵所と同じ耐震重要度分類第 1 類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、原料貯蔵所の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[6.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-1-6～1-15 参照（原料貯蔵所） ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 (シリンダ貯蔵ピット部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 </p> <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第 3 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-2-8 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-3-9 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ非-1-9 参照
---------------	------------	---

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(5/12)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-13 参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、原料貯蔵所の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 原料貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建 2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図へ建-1-7、1-8 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止 <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-1-8 に示すように最大で約 9.8m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1 に示す原料貯蔵所の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-1-8 参照)</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-1-6 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図へ建-1-5-2(1/10)～(10/10) 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
----------------------	------------------------	---

表へ建-1-1 附属建物原料貯蔵所 仕様表(7/12)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 原料貯蔵所は、表へ建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建-1-4、1-6、1-8 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 原料貯蔵所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、原料貯蔵所は第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-3 参照)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):18 個 □ 警報設備(ベル):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9 参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P 型):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9 参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10 型:10 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m 以下となる位置に設置する。 図リ非-4-14 参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式3 基(原料貯蔵所の近傍) (図リ非-4-1 参照) □ 各消火栓に設置するホース:20m ホース2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m 以下(図リ非-4-1 参照) □ 20m ホース3 本を設置する消火栓の位置:図リ非-4-1 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-4 参照

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(8/12)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の原料貯蔵所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 原料貯蔵所各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図へ建-1-5-1参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-1-6参照 ・ 設置設備の材料 図へ建-1-5-1参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第二百九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(9/12)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図り非-1-9 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(14台)及び誘導灯(7個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図り非-1-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1,2 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(10/12)

技術基準に基づく設計(注)

非常用電源設備

[24. 1-建 1]
 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。

非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	
	放送設備*2	○	○	○	
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	—	○
		無線式	—	—	○
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	
	警報設備(ベル)*5	○	—	○	

- *1：警報盤を介して接続 *4：受信器を介して接続
- *2：放送設備本体を介して接続 *5：中継盤を介して接続
- *3：電話交換機を介して接続

[24. 1-建 2]
 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。

非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○
	誘導灯	○	—	○

[24. 2-建 1]

- ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
 - 非常用通報設備
 - ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式))
 - 自動火災報知設備
 - ・ 火災感知設備
 - ・ それに連動する警報設備
 - 緊急対策設備(1)
 - ・ 非常用照明
 - ・ 誘導灯
- ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
 - ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)
 - ・ 非常用通報設備(放送設備)
- ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。

通信連絡設備

[25. 1-建 1]
 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。

- ・ 設置設備の種類と員数
 - 非常用通報設備(放送設備(スピーカー))：3台
 - 通信連絡設備(電話設備)：有線式1台、無線式1台
 - 非常用通報設備(非常ベル設備)：1個
- ・ 設置設備の配置
 図リ非-2-8参照

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(11/12)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、原料貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ◦ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-i-4 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ◦ 原料貯蔵所の外壁(鉄筋コンクリート) 壁新設補強(東側、西側)により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ◦ 原料貯蔵所の鉄扉、シャッター 鉄扉の補強又は、シャッターを撤去し鉄扉を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] 敷地境界から原料貯蔵所までの距離は 210m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
----------------------	---

表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(12/12)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図へ建-1-1 付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図</p> <p>図へ建-1-2 付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係</p> <p>図へ建-1-3 付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図</p> <p>図へ建-1-4 付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン</p> <p>図へ建-1-5 付属建物 原料貯蔵所 火災区域図</p> <p>図へ建-1-5-1 付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧</p> <p>図へ建-1-5-2(1/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図へ建-1-5-2(2/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図へ建-1-5-2(3/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図へ建-1-5-2(4/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図へ建-1-5-2(5/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図へ建-1-5-2(6/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図へ建-1-5-2(7/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図へ建-1-5-2(8/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図へ建-1-5-2(9/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図へ建-1-5-2(10/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図へ建-1-6 付属建物 原料貯蔵所 平面図</p> <p>図へ建-1-7 付属建物 原料貯蔵所 屋根伏図</p> <p>図へ建-1-8 付属建物 原料貯蔵所 立面図</p> <p>図へ建-1-9 付属建物 原料貯蔵所 断面図</p> <p>図へ建-1-10 付属建物 原料貯蔵所 基礎伏図</p> <p>図へ建-1-11 付属建物 原料貯蔵所 クレーン梁伏図</p> <p>図へ建-1-12 付属建物 原料貯蔵所 R階 梁伏図</p> <p>図へ建-1-13 付属建物 原料貯蔵所 1,10 通り 軸組図</p> <p>図へ建-1-14 付属建物 原料貯蔵所 補強詳細図</p> <p>図へ建-1-15 付属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット詳細図</p> <p>図へ遮-1 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図へ遮-2 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物断面)</p> <p>図リ非-1-9 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(原料貯蔵所)</p> <p>図リ非-2-8 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(原料貯蔵所)</p> <p>図リ非-3-9 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(原料貯蔵所)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-4 原料貯蔵所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-14 消火設備 消火器(原料貯蔵所)</p> <p>図臨配-1 臨界管理上の領域区分</p> <p>図リ電建-5 付属建物 原料貯蔵所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {864} 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)	
変更内容	新設 ・ 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 容器管理棟メンテナンス室の室内に独立遮蔽壁を新設する	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表へ建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> (設計GLからの高さ)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5){864} □ 支持方法 基礎底版下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上 地盤種類: 地表近くのローム層の改良地盤 [5.1-建2] 容器管理棟独立遮蔽壁(5)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第3類 □ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5) [6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料: 表へ建-2-2、図へ建-2参照 ・ 一次設計 □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地上部0.2、地下部0.1)に耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(地上部0.2G、地下部0.1G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 [6.1-建11] 容器管理棟独立遮蔽壁(5)は、鉄筋コンクリートの強固な構築物であり、鉄骨造の容器管理棟メンテナンス室が損傷しても波及的影響を受けない。
津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。	

表へ建-1-2 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表(2/3)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-2 参照 <ul style="list-style-type: none"> ◦ F1 竜巻(最大風速 49m/s) 荷重による発生応力に対し、容器管理棟独立遮蔽壁(5)の各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。また、F1 竜巻(最大風速 49m/s) 荷重による発生接地圧は、短期地耐力が基礎底板接地圧を上回る構造とする。 ◦ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建9] (森林火災)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の隔離距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス)</p> <p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323 保第 14 号：平成 30 年 3 月 30 日)に障壁として定められた仕様(厚さ 12cm 以上、高さ 2m 以上)以上の厚さ、高さを有し、予想される外部火災、ガス爆発に耐えられる設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突)</p> <p>事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-建1] 耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表へ建-2-2 に示す)
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 仕様表(3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-建1] 図へ建-2に示す高さ及び厚さを有する壁を施設
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)荷重に対し、容器管理棟独立遮蔽壁(5)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、終局接地耐力は、基礎底板接地圧を上回る。 □ 容器管理棟 独立遮蔽壁(5)の外壁(鉄筋コンクリート) [99-建5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、容器管理棟独立遮蔽壁(5)は貫通しない構造とする。	
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図へ建-2 付属建物 容器管理棟 独立遮蔽壁(5) 基礎伏図及び断面図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、加工施設の技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (1/11)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {863} 建物 付属建物 容器管理棟 {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために容器管理棟保管室及び前室の既存鉄扉を鋼材により補強する ・外壁更新 ・F1 竜巻荷重に対し、容器管理棟前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・鉄扉新設 <u>鉄扉(SD-221)を新設する。なお、容器管理棟保管室前室の既存シャッタは残置する</u> 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-2. 非常用設備の仮移設、復旧及び増設 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び増設 容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び増設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p>	

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (2/11)

員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (保管室) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (保管室) 杭基礎、(前室) 杭基礎
	主要な構造材	表へ建-2-2 に示す
	寸法 (単位: m)	(保管室) <input type="text"/> (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 370 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	—

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (3/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(煙):1個 □ 感知器(空気管式):4基 □ 警報設備(ベル):1個 ・ 設置設備の配置 図り建-32 参照 <p>[4.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P型):1個 ・ 設置設備の配置 図り建-32 参照 <p>[4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器10型:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り建-44 参照 <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894, 895)を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離: (図り建-35-2 参照) □ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1 参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の容器管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2 に示す。 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、容器管理棟前室は、容器管理棟保管室との境界に設置する鉄扉、シャッターにより火災区域間の延焼を防止しているため、工場棟組立工場の火災区域(A2)に含まれる。</p>

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (4/11)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] <u>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) 配置：図へ建-9参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (5/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 容器管理棟 □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) □ 遮蔽壁(5安(核規)第656号で認可済み) <p>[5.2.1-建8]</p> <p>付属建物容器管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第3類の建物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、容器管理棟の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[5.2.1-建4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-6~12参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[5.2.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-6~13参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-20参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-35参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-32参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-9参照
津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>	

追表へ建-1-3 附属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (6/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-6~13参照 □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、容器管理棟保管室及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 容器管理棟保管室及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 <ul style="list-style-type: none"> □ 茨城県水戸气象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 <ul style="list-style-type: none"> □ 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。
---------------	-----------------	---

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (7/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-7に示すように最大で約11.6mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-2に示す容器管理棟保管室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、ALC 屋根の容器管理棟前室は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-7 参照)</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) <u>原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図へ建-6 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照 <p><u>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</u></p> <p>また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-2) (8/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。
	人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 加工施設の建物は、表へ建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図へ建-6、7参照)等の堅牢な障壁を有する。 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 容器管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 [5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2] 第2種管理区域である容器管理棟は、ウラン廃液の漏えいがないことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源のある工場棟組立工場に隣接しているため溢水防護区画を設定する。容器管理棟と屋外の境界の鉄扉はノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くないようにする。 <ul style="list-style-type: none"> 溢水防護区画: 図リ建-47参照
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、容器管理棟保管室及び前室は第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)
	遮蔽	[8.1-建1] <u>加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。南側壁の内側に、高さ□□□(設計確認値)、厚さ□□□の鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を設置する(5安(核規)第656号で認可済み)。</u> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-3、4参照 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] <u>検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</u>
	搬送設備	—

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (9/11)

技術基準に基づく設計(注)	警報設備等	[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)																																														
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902, 905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建-9 参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(7台)及び誘導灯(4個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。																																														
	核燃料物質の貯蔵施設	—																																														
	廃棄施設	—																																														
	放射線管理施設	—																																														
	非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機(888)は次回以降申請する。 非常用設備電源接続システム一覧表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> [16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。 非常用設備電源接続システム一覧表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	—	○	無線式	—	—	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	—	○																																											
		無線式	—	—	○																																											
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																																												
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																																												
	誘導灯	○	—	○																																												

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (10/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-20参照
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、容器管理棟保管室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 □ 容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 容器管理棟保管室 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 容器管理棟保管室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 容器管理棟保管室の鉄屋 <u>鉄屋の補強又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</u> <p>[99-建5]</p> <p>F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根、及び鉄扉は貫通しない構造とする。 <u>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。</u> また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (11/11)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びガラリ固縛概要図</p> <p>図へ建-6 付属建物 容器管理棟 建物平面図</p> <p>図へ建-7 付属建物 容器管理棟 建物立面図</p> <p>図へ建-8 付属建物 容器管理棟 建物断面図</p> <p>図へ建-9 付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図</p> <p>図へ建-10 付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図</p> <p>図へ建-11 付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図</p> <p>図へ建-12 付属建物 容器管理棟 梁伏図</p> <p>図へ建-13 付属建物 容器管理棟 補強詳細図</p> <p>図へ遮-3 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図へ遮-4 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物断面)</p> <p>図リ建-9 付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建-20 付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建-32 付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建-44 付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器</p> <p>図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ電建-5 非常用照明・誘導灯(成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p> <p>図イ建-1-1* 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建-3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図</p>
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

*は本申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。次回以降申請を除くその他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号にて認可済。

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (1/15)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {855} 建物 付属建物 第 2 核燃料倉庫 {856} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照	
機器名	付属建物第 2 核燃料倉庫 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換 (交換により延焼防止も向上) F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第 2 核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第 2 核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る	

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-1) (2/15)

変更内容	2-4. 非常用設備の仮移設及び復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 片持ち梁による鉄筋コンクリート造+鉄骨造 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 基礎なし(本体から延伸した梁による片持ち構造)
	主要な構造材	表へ建-2-1 に示す
	寸法 (単位: m)	(本体) <input type="text"/> (前室) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 470 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要隔離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。</u> <u>各領域の配置については、図臨-1参照</u> ・ <u>第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要隔離距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 (次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 (次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域 (次回以降申請) ・ <u>第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 (次回以降申請) ◦ 加工棟領域 ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ□以下のユニット ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要隔離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ□を超えるユニット
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(熱) : 12個 ◦ 感知器(空気管式) : 1基 ◦ 警報設備(ベル) : 2個 ・ 設置設備の配置 図リ建-31参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型) : 1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-31参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 二酸化炭素消火器7型 : 6本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-43参照

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (4/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894,895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894,897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図り建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下 (図り建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離：□以下 (図り建-35-2 参照) □ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置：図り建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図り建-35-1 参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 主要構造材を表へ建-2-1 に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {856}：ステンレス鋼(固定式) (配置を図り建-56 に示す) ・ 使用材料：表へ建-2-1 参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1){608.614}で構成される。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 火災区域毎の材料及び厚さ：図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 図へ建-1 参照 ・ 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール
---------------	-------------	--

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建8]</p> <p>電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建-4参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ・ 1階床土間コンクリート <p>第2核燃料倉庫本体及び前室</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (6/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第2核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建8] 第2核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-1~3 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5.2.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部止水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-56 参照 ◦ 寸法、構造、材料:表へ建-2-1 参照 <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-19 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-31 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置:図リ建-8 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (7/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5 参照 <ul style="list-style-type: none"> ◦ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ◦ 第2核燃料倉庫本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ◦ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) ◦ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ◦ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図へ建-2に示すように最大で約5.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p>
---------------	-----------------	--

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (8/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1に示す第2核燃料倉庫本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。またALC屋根の第2核燃料倉庫前室は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し1階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外気取入用ファンの後方にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10⁻⁷回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図へ建-1参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2参照 <u>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</u> また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (9/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表へ建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図へ建-1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第2核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 また、第2核燃料倉庫には溢水源はなく工場棟転換工場又は、除染室・分析室から流入する溢水を防護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画: 図リ建-47参照 <p>[5.6.1-建1] 溢水防護区画外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰の位置、構造、寸法、材料: 表へ建-2-1 (2/2)、図リ建-56参照 <p>[5.6.1-建3] 溢水防護区画からの溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{857}(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[5.6.1-建5] 第2核燃料倉庫本体には、溢水源となる水配管等を設置しないとともに、扉に堰を設け室外からの水の侵入を防止する。</p> <p>[5.6.1-建6] 第2核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (10/15)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2核燃料倉庫本体及び前室は第1種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)</p> <p>[7.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上 <p>[7.1-建 6] 第2核燃料倉庫内部(前室入り口から堰までの間)の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[7.1-建 3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図へ建-1~3参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照 <p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建-56参照) なお、漏水検知警報設備は次回以降申請する。</p>
遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-1、2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10⁻²mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>	

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-1) (11/15)

技術基準に基づく設計 (注)	換気	[9.1-建1] 115,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)を施設できる構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	[10.1-建1] 第2核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [11.1-建5] 気体廃棄設備(1)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。 [14.1-建6] (6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 第2核燃料倉庫本体内への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。 [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)

追表へ建-1-4 附属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図り建-8 参照 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(10台)及び誘導灯(5個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図り建-8 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機(888)は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">設備</th> <th style="text-align: center;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="text-align: center;">無停電電源装置</th> <th style="text-align: center;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">非常用 通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通信連絡設備 (電話設備)</td> <td style="text-align: center;">有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自動火災 報知設備</td> <td>火災感知設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[16.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">設備</th> <th style="text-align: center;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="text-align: center;">無停電電源装置</th> <th style="text-align: center;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災 報知設備	火災感知設備*1	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用 通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	-	○																																											
		無線式	-	-	○																																											
自動火災 報知設備	火災感知設備*1	○	-	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																												
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																												
	誘導灯	○	-	○																																												
通信連絡設備	<p>[17.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3台 □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台、無線式1台 □ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-19 参照 																																															

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (14/15)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の第2核燃料倉庫は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ○ 第2核燃料倉庫前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないが、核燃料物質が通過するため竜巻防護ラインの内とする。竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わない。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2核燃料倉庫 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ○ 第2核燃料倉庫本体(鉄筋コンクリート)及び前室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ○ 第2核燃料倉庫前室の鉄扉 鉄扉の交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。</p> <p>[99-建 5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、第2核燃料倉庫本体の外壁及び屋根、第2核燃料倉庫前室の外壁及び鉄扉は貫通しない構造とする。 <u>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。</u> また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
----------------------	---

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (15/15)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図へ建-1 付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図</p> <p>図へ建-2 付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図</p> <p>図へ建-3 付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図</p> <p>図へ建-4 付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図</p> <p>図へ建-5 付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図</p> <p>図へ遮-1 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図へ遮-2 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面)</p> <p>図リ建-8 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建-19 付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建-31 付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建-43 付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器</p> <p>図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ建-56 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)</p> <p>図リ電建-1 非常用照明・誘導灯(転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは本申請の設計番号を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。次回以降申請を除くその他の事項については、原規規発第2003279号又は原規規発第2008051号にて認可済み。

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(1/3)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 付属建物原料貯蔵所</p> <p>①原料貯蔵所 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 壁：鉄筋コンクリート（北面及び南面）、プレキャストコンクリートパネル（東面及び西面） 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎（地下ピットがない部分） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>②原料貯蔵所床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上の地表近くのローム層</p> <p>③シリンダ貯蔵ピット部 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 付属建物原料貯蔵所</p> <p>①鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³ 以上） <p>既設基礎梁、既存床：設計基準強度 23.5N/mm² 新設基礎部：設計基準強度 24.0N/mm²</p> <p>②外壁：上記の鉄筋コンクリート（北面及び南面） プレキャストコンクリートパネル（北面(9-10 通り間)、東面及び西面）</p> <p>③鉄骨：JIS G3192 に定めるH形鋼</p> <p>④屋根：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>⑤床：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>⑥杭</p> <p><u>既設部</u></p> <p>種類：JIS A5372 に定める遠心カプレストレストコンクリート杭 杭長さ：□m 杭径寸法：□mm 杭先端深度：設計 GL から-8.35m 及び-9.21m</p> <p><u>新設部</u></p> <p>種類：鋼管杭（国交省認定番号：TACP-0126） 杭長さ：□m 杭径寸法：□mm 杭先端深度：設計 GL から-7.3m</p> <p>(2) 原料貯蔵所床</p> <p>①鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート <p>既設基礎梁、既存床：設計基準強度 23.5N/mm²</p> <p>(3) シリンダ貯蔵ピット部</p> <p>①鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート <p>ピット部：設計基準強度 20.6N/mm²</p>

(参考)

添付説明書-建 2

添付説明書-建 3

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(2/3)

付属建物原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピット部の基本仕様

基本仕様	(1)シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート 壁厚 : <input type="text"/> mm 上部スラブ厚 : <input type="text"/> mm 底版厚 : <input type="text"/> mm 鉄筋 : D10、D13 (<input type="text"/>)
------	--

(参考)

付属建物原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピット詳細図 : 図へ建-1-15

耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 4-a. 東側外壁の壁新設補強 (10 通り) 新設壁厚さ : <input type="text"/> mm、 <input type="text"/> mm 柱増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 梁増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 基礎梁増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 鉄筋 : D10、D13 (<input type="text"/>)、D19、D22 (<input type="text"/>) あと施工アンカー : D13、D16 (<input type="text"/>)、D19 (<input type="text"/>) 新設杭 : <input type="text"/> mm (鋼管杭) 新設基礎 : 鉄筋コンクリート <input type="text"/> 鉄筋 : D13、D16 (<input type="text"/>)、D19 (<input type="text"/>) あと施工アンカー : D19 (<input type="text"/>) 4-b. 西側外壁の壁新設補強 (1 通り) 新設壁厚さ : <input type="text"/> mm 柱増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 梁増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 基礎梁増打ち厚さ : <input type="text"/> mm 鉄筋 : D10、D13、D16 (<input type="text"/>)、D25 (<input type="text"/>) あと施工アンカー : D13、D16 (<input type="text"/>)、D19、D22 (<input type="text"/>)	(1)本体 4-a. 図へ建-1-6、 10~14 4-b. 図へ建-1-6、 10~14 (参考) 図へ建-1-1 添付説明書-建 2
耐竜巻性能向上	(1)本体 4-c. 鉄扉新設 鋼板 : 板厚 <input type="text"/> mm (<input type="text"/>) 他 4-d. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> (<input type="text"/>) 他	(1)本体 4-c. 図へ建-1-4、 6、8 4-d. 図へ建-1-4、 6、8 (参考) 図へ建-1-1 添付説明書-建 3

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D19、D22 あと施工アンカー：D13、D16 あと施工アンカー：D19	
4-b. 西側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D25 あと施工アンカー：D13、D16 あと施工アンカー：D19、D22	
4-c. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	
4-d. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/>	

(参考)

添付説明書-建2

添付説明書-建3

表へ建-2-2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5) 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)独立遮蔽壁(5) 構造：鉄筋コンクリート造 基礎：直接基礎 支持方法：基礎底版下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 80kN/m ² 以上、短期許容応力度 160kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)独立遮蔽壁(5) ①鉄筋コンクリート ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート(密度：2.05g/cm ³ 以上) 新設躯体全般：設計基準強度 24.0N/mm ²

(参考)

- 添付説明書-建2
- 添付説明書-建3
- 添付説明書-建9

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
構造材基本仕様	(1)独立遮蔽壁(5) 5-a.独立遮蔽壁(5)の新設 ①鉄筋コンクリート 遮蔽壁厚さ：□mm 遮蔽壁高さ：□mm(設計GLから) 遮蔽壁合計長さ：□mm 基礎部幅：□mm 地盤改良(長期地耐力 80kN/m ² 以上) 鉄筋：D19及びD22(□)	(1)独立遮蔽壁(5) 5-a.図へ建-2 (参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3 添付説明書-建9

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-a.独立遮蔽壁(5)の新設	新設	鉄筋：D19、D22	□

(参考)

- 添付説明書-建2
- 添付説明書-建3

表へ建-2-3 付属建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐竜巻 性能向上	(1) 付属建物容器管理棟 5-b. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 (<input type="text"/>)	(1) 本体 5-b. 図イ建-3-2~4 (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建 3

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-b. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建 3

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物原料貯蔵所)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号	工事 内容	
原料貯蔵所	東側 (10通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	プレキャストコンクリート (内側)		図へ建-1-6	既設	
				RC(外側) GLより4915h以上			新設	
				RC(外側) GLより4915hまで			新設	
				鉄筋(SD-42)+ 鉄筋(SD-44)			補強 新設	
	南側 (A通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-1-6	既設	
				プレキャストコンクリート (内側)		図へ建-1-6	既設	
	西側 (1通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC(外側)		図へ建-1-6	新設	
				RC		図へ建-1-6	既設	
	北側 (D通り)	原料貯蔵所 (1-9通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図へ建-1-6	既設	
				RC RC GLより4185h以上		図へ建-1-8	既設	
	原料貯蔵所 (9-10通り間)	原料貯蔵所 (9-10通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	プレキャストコンクリート GLより4185hまで		図へ建-1-8	既設	
				RC		図へ建-1-7	既設	
	屋根	屋根	第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設
	床	床	第2種管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート				既設

表へ建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物容器管理棟)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主要寸法 (mm)	取組方法 (取組要領)	工事内容
容器管理棟 木作	1 階	東側 (N8通り)	保管室と屋外との境界 (N1-N3通り間)	RC	厚1,000	図1、図2	既設
		南側 (N1通り)	保管室と屋外との境界 (N6-N18通り間)	RC (外側) 遮断壁 (RC) (内側)			既設
		西側 (N6通り)	保管室とメンテナンス室との境界 (N1-N3通り間)	RC			既設
		北側 (N3通り)	保管室と屋外との境界 (N6-N17通り間)	RC			既設
			保管室と前室との境界 (N1-N3通り間)	コンクリート (前室側) 鉄骨 (RC-201) (保管室側)			既設
		床	保管室の床 (N6-N18通り間)	土間コンクリート			既設
		床	保管室の屋根 (N6-N18通り間)	RC			既設
		東側 (N8通り)	前室と屋外との境界 (N6-N18通り間)	サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)			交換
			保管室と前室との境界 (N1-N3通り間)	鉄骨 (SR-20)			新設
		西側 (N3通り)	保管室と前室との境界 (N1-N3通り間)	コンクリート (前室側) 鉄骨 (SR-201) (保管室側)			既設
			前室と屋外との境界 (N6-N18通り間)	鉄骨 (SR-48)			補強
		西側 (N7通り)	前室と屋外との境界 (N6-N18通り間)	サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)			交換
前室の床 (N7-N8通り間)	土間コンクリート		既設				
床	前室の床 (N7-N8通り間)	AIC	既設				
	前室の床 (N7-N8通り間)	AIC	既設				

は認可済みのものを示す (認可済みの図番等は四角申請書の図番号を示す)

表へ建-4-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[4.2-建1]他領域区分に対面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。	・第3核燃料倉庫{858}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。 [24.2-建1]以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。 ・非常用通報設備(非常ベル設備) ・非常用通報設備(放送設備)	非常用ディーゼル発電機{888} 無停電電源装置{889}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様*	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。 [16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機{888} 無停電電源装置{889}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

*1: 設計番号は、4次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表へ建-4-3 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)
(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様 ^{※1}	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンダ洗浄棟{873}領域内の核的制限値を有する設備・機器(必要離隔距離) ・第3核燃料倉庫{858}の臨界隔離壁
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建5]第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{857}
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]第2核燃料倉庫本体への溢水防止及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{857}
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[13.1-建1]第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{857}
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [16.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。 [16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機{888} 無停電電源装置{889}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

※1: 設計番号は、4次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{491} 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (3) 工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台 (1) シリンダ貯蔵架台(1) (2) シリンダ貯蔵架台(2) (3) シリンダ貯蔵架台(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	縦置き式
	主要な構造材	別表へ設-1
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{491} [4.1-設 1] UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。 (図臨配-2、図臨転-105) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-1 シリンド貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {491} シリンド貯蔵架台 第1類 シリンド貯蔵架台(1), (2)部材: [] シリンド貯蔵架台(1), (2)アンカーボルト: [] (新規) (1基分) シリンド貯蔵架台(3)部材: [] シリンド貯蔵架台(3)アンカーボルト: [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] UF ₆ シリンドを貯蔵架台に保持する。(チェーン固縛)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] UF ₆ シリンドの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 52,182kgU (UF ₆ シリンド×34) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-2 シリンダ転倒装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{493} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	シリンダ回転式
	主要な構造材	別表へ設-2
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{493} [4.1-設 1] UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-106) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-2 シリンダ転倒装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {493} シリンダ転倒装置 第1類 シリンダ転倒装置部材： <input type="text"/> シリンダ転倒装置アンカーボルト： <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] シリンダの落下を防止する (ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-3 天井走行クレーン (転換 5t) 仕様表 (1/2)

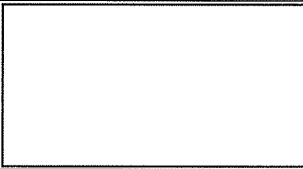

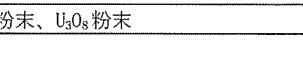



事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {494} 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	工場棟 転換工場 原料倉庫	
機器名	原料貯蔵設備 天井走行クレーン (転換 5t)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-3
	寸法 (単位: mm)	定格 <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{494} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 UF ₆ シリンダで担保 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の走行レールに設置する。

表へ設-3 天井走行クレーン（転換 5t） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {494}天井走行クレーン（転換 5t） 第 1 類 天井クレーン主桁部材： <input type="checkbox"/> サドル部材： <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 14] UF ₆ シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても F3 竜巻に耐えるようクレーンの支持部を設計する。	
添付図	図へ配-1、図へ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{495} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台 (1) 大型粉末容器貯蔵架台 (1) (2) 大型粉末容器貯蔵架台 (2) (3) 大型粉末容器貯蔵架台 (3) (4) 大型粉末容器貯蔵架台 (4) (5) 大型粉末容器貯蔵架台 (5) (6) 大型粉末容器貯蔵架台 (6)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。	
員数	1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基	
一般仕様	型式	大型容器固定式
	主要な構造材	別表へ設-4
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	

表へ設一4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{495} [4.1-設1] 大型粉末容器で担保 [4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。 (図臨配一2、図臨転一107) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {495} 大型粉末容器貯蔵架台 第1類 大型粉末容器貯蔵架台 (1) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (1) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (2) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (2) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (3) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (3) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (4) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (4) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (5) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (5) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) 大型粉末容器貯蔵架台 (6) 部材: <input type="text"/> 大型粉末容器貯蔵架台 (6) アンカーボルト: <input type="text"/> (新規)

表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する。(チェーン固縛)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量：37,026kgU(大型粉末容器×60) [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図へ配-1、図へ設-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-5 大型粉末容器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{496} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		72 基 但し、保安規定に基づき使用数量を 60 基とする。
一般仕様	型式	可動大型容器式
	主要な構造材	別表へ設-5
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{496} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-5 大型粉末容器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン () を介した構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ配-1、図へ設-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-6 大型粉末容器用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{497} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
変更内容		改造 ・容器の転倒防止のため、部材を追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-6
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{497} [4.1-設 1] 大型粉末容器で担保 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-6 大型粉末容器用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(容器転倒防止:補助輪、アウトリガー、容器落下防止:ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の運搬時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{498} 粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚 (1) 仕掛品貯蔵棚(1) (2) 仕掛品貯蔵棚(2) (3) 仕掛品貯蔵棚(3)
変更内容		(1) 改造 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (2) 改造 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 (3) 改造 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-7
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU 粉末、UO ₄ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{498} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-7 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-102) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {498}仕掛品貯蔵棚 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] (1基分) 計3基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 仕掛品貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1200kgU (SUS容器×150) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-8 SUS容器用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{500} 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(3)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-8
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{500} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-8 SUS容器用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-9 SUS容器用台車(4) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{501} 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(4)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(4)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、ADU 粉末、UO ₄ 粉末、ADU ケーキ、UO ₄ ケーキ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{501} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-9 SUS容器用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{502} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため据付部を改造する。 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-10
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{502} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-10 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 （図臨配-2、図臨転-101） [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用）仕様表（2/2）

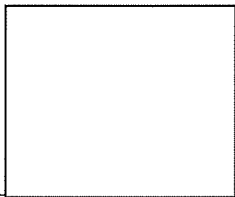
技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {502}スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> （新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2]スクラップ貯蔵棚（粉末用）からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 1,536kgU（SUS容器×96） [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 （例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-11 運搬台車 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{504} 粉末貯蔵設備 運搬台車
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 運搬台車 (1) 運搬台車(1) (2) 運搬台車(2) (3) 運搬台車(3) (4) 運搬台車(4) (5) 運搬台車(5) (6) 運搬台車(6) (7) 運搬台車(7)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (7) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、既設 (付属機器のポリエチレン製容器) を撤去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	7 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基	

表へ設-11 運搬台車 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-11
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{504} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-11 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-104) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設一11 運搬台車 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {504}運搬台車 第1類 部材: <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> (新規) (1基分) 計7基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 運搬台車からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,240kgU (金属容器(粉末)×70又はSUS容器×140) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配一1、図へ設一11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{507} 粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚 (1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(1) (2) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-12
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{507} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-12 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-103) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {507}中間仕掛品一時貯蔵棚 第1類 部材: <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> (新規) (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] 中間仕掛品一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 384kgU(金属容器(粉末)×24) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-13 金属容器（粉末）用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{509} 粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(1)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(1)
変更内容		改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		1 台
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表へ設-13
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{509} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 （図臨台-1） [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-13 金属容器（粉末）用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。	
添付図	図へ設-13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{510} 粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚 (1) 粉末一時貯蔵棚(1) (2) 粉末一時貯蔵棚(2) (3) 粉末一時貯蔵棚(3) (4) 粉末一時貯蔵棚(4)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		4基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-14
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{510} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率 1.6%)以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-14 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-90、図臨成-91) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {510} 粉末一時貯蔵棚 第1類 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(1), (3), (4)アンカーボルト : <input type="text"/> (新規) (1基分) 粉末一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 粉末一時貯蔵棚(2)アンカーボルト: <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 1,216kgU(金属容器(粉末)又はSUS容器×76)	
添付図	図へ配-2、図へ設-14	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-15 金属容器（粉末）用台車(2) 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{513} 粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(2)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 金属容器（粉末）用台車(2)
変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数		2 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-15
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{513} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-2） [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-15 金属容器（粉末）用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

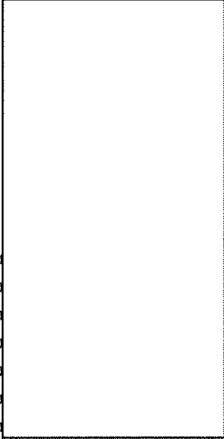
表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（1/4）

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付） {514} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (11) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (12) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (13) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (14) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (15) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (16) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用） (1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) (3) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3) (4) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4) (5) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5) (6) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6) (7) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(7) (8) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(8) (9) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(9) (10) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(10) (11) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(11) (12) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(12) (13) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(13) (14) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(14) (15) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(15) (16) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(16)	

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（2/4）

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(6) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(7) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(8) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(9) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(10) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(11) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(12) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(13) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(14) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(15) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p> <p>(16) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。</p>
-------------	---

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 仕様表（3/4）

員数	16基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基 (13) 1基 (14) 1基 (15) 1基 (16) 1基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-16
	寸法（単位：mm）	(1)  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)
	その他の構成機器	-
その他の性能	-	
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{514} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-16 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-92、図臨成-93、図臨成-94、図臨成-95、図臨成-96、図臨成-97) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用）仕様表（4/4）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [514] スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4), (7)～(16)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4), (7)～(16)アンカーボルト： <input type="text"/> （新規）(1基分) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5)アンカーボルト： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6)アンカーボルト： <input type="text"/> （新規）
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（60mm）より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2] スクラップ貯蔵棚（粉末用）からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 5,120kgU（金属容器（粉末）又はSUS容器×320）	
添付図	図へ配-2、図へ設-16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）	
	設備・機器名称	{529} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）	
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)		
機器名	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） (1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) (3) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3) (4) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4)		
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基		
一般仕様	型式	多段式	
	主要な構造材	別表へ設-17	
	寸法（単位：mm）	(1)	[Redacted]
		(2)	
		(3)	
		(4)	
その他の構成機器	-		
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末		
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{529} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-17 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 （図臨配-2、図臨転-108） [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [529] スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1), (3)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1), (3)アンカーボルト ： <input type="text"/> (新規)含む) (1基分) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2), (4)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2), (4)アンカーボルト ： <input type="text"/> (新規)含む) (1基分)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2]スクラップ貯蔵棚（粉末用）からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 1,728kgU (SUS 容器×108) [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	
添付図	図へ配-1、図へ設-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{532} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）
設置場所	(1) 付属建物 第2核燃料倉庫 (2) 付属建物 第2核燃料倉庫	
機器名	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫） (1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。 (2) 改造 ・ 貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。	
員数	58 基 (1) 50 基 (2) 8 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造材	別表へ設-18
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{532} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 （単一ユニット） 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 （複数ユニット） 質量 8.0kgU 以下/容器（下から 2 段目、5 段目） 質量 16.0kgU 以下/容器（下から 1 段目） 減速度 H/U=0.5（含水率 1.6%）以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-18 参照 [4.2-設 1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置に、貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 第2核燃料倉庫領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）工場棟領域の上端高さ 490cm 以上のユニットと干渉しない位置に設置する。（図へ設-18）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第2核燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [532] スクラップ貯蔵棚（粉末用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) 部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) アンカーボルト： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) 部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) アンカーボルト： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.1-設2] スクラップ貯蔵棚（粉末用）からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 41,472kgU（SUS容器×3,888）	
添付図	図へ配-4、図へ設-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-19 電動リフト 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{534} 粉末貯蔵設備 第 2 核燃料倉庫用電動リフト	
設置場所		付属建物 第 2 核燃料倉庫	
機器名		粉末貯蔵設備 電動リフト	
変更内容		変更なし	
員数		1 台	
一般仕様	型式	電動昇降式	
	主要な構造材	別表へ設-19	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{534} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1) [4.2-設 6] 第 2 核燃料倉庫領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

表へ設-19 電動リフト 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:250kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-19	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚	
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	
変更内容		変更なし	
員数		1 基	
一般仕様	型式	可動貯蔵式	
	主要な構造材	別表へ設-20	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	ボート(焼結)	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-98) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 部材: []、[] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) アンカーボルト: []、[]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,332kgU(ボート(焼結)×90)	
添付図	図へ配-2、図へ設-20	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-21
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 部材: [] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) アンカーボルト : []、[]、[] (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 444kgU(ボート(焼結)×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-21	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{546} UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{546} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-100) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (546) 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)部材: []、[] 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: []、[]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU(ボート(焼結)×69)	
添付図	図へ配-2、図へ設-22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(1)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {547} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(1)部材: [] ペレットラインコンベア(1)アンカーボルト: [] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{547} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-24
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{547} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-101) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {547} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(2)部材: []、[] ペレットラインコンベア(2)アンカーボルト: []、[] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-25 乗移台 2 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{548} UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 乗移台 2
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	モーターローラー式
	主要な構造材	別表へ設-25
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{548} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-102) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-25 乗移台 2 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {548} 乗移台 2 第 1 類 乗移台 2 部材: <input type="text"/> 乗移台 2 アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止枠、ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-26 ボート運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{549} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車 (1) ボート運搬台車(1) (2) ボート運搬台車(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	別表へ設-26
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{549} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。また、レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-26 ボート運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12. 1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12. 1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-27
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-103) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)部材: []、[] 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)アンカーボルト: []、[] 分配コンベア架台部材: []、[] 分配コンベア架台アンカーボルト: []、[]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,451kgU(ボート(焼結)×98)	
添付図	図へ配-2、図へ設-27	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-28
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)部材: <input type="text"/> 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)アンカーボルト : <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 563kgU(ボート(焼結)×38)	
添付図	図へ配-2、図へ設-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{550} UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)
変更内容		改造 ・ 配置を変更して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	可動貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-29
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{550} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-29 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-104) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)部材: []、[] 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)アンカーボルト: []、[] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU(ボート(焼結)×96)	
添付図	図へ配-2、図へ設-29	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(3)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-30
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-105) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ターンテーブル部材: []、[] ターンテーブルアンカーボルト: []、[] (新規) ペレットラインコンベア(3)部材: []、[] ペレットラインコンベア(3)アンカーボルト: []、[] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-30	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{551} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(4)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	別表へ設-31
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{551} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-106) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(4)部材: []、[] ペレットラインコンベア(4)アンカーボルト: []、[] (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図へ配-2、図へ設-31	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-32 ポート（焼結）用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{552} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ポート（焼結）用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ポート（焼結）用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-32
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{552} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-32 ボート（焼結）用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-32	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{553} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(2)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ボート（焼結）用台車(2)
変更内容		変更なし
員数		2 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-33
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{553} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスパーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-2） [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-33	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-34 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{554} UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（ペレット用）
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） (1) スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(1) (2) スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	別表へ設-34
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{554} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-34 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-107) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-34 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [554] スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 第1類 スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(1), (2)部材： <input type="text"/> スクラップ貯蔵棚（ペレット用）(1), (2)アンカーボルト： : <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 356kgU（金属容器（ペレット）×24）	
添付図	図へ配-2、図へ設-34	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-35 金属容器（ペレット） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{555} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）
変更内容		改造 ・ 火災防止のため金属製に変更する。（ポリエチレン製の従来容器はすべて廃棄する）
員数		30 個
一般仕様	型式	瓶型容器式
	主要な構造材	別表へ設-35
	寸法（単位：mm）	<input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{555} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-35 金属容器（ペレット） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 5] 容器は金属製とする。 [11.3-設 14] パッキンには難燃性樹脂を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで覆う構造とする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-35	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{556} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属容器（ペレット）用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-36
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{556} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下／容器 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー（15.5cm 以上）を設ける。 （図臨台-2） [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する）
	安全機能を有する施設の地盤	—

表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（専用収納部）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図へ設-36

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{557} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚 (1) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) (2) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) (3) 仕上りペレット一時貯蔵棚(3) (4) 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	別表へ設-37
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{557} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-37 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-108) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設一37 仕上りペレット一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {557} 仕上りペレット一時貯蔵棚 第1類 仕上りペレット一時貯蔵棚架台部材： <input type="checkbox"/> 仕上りペレット一時貯蔵棚架台アンカーボルト ： <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> (1基分)、計4基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 980kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配一2、図へ設一37	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
員数		1 式 (1) 10 基 (2) 110 基 (3) 26 基
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3) 
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {558} 仕上りペレット貯蔵棚 第1類 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)アンカーボルト ： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) (1基分) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量： 33,320kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)	
添付図	図へ配-2、図へ設-38	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{559} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) {560} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車 (1) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) (2) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台	
一般仕様	型式	電動運搬式	
	主要な構造材	別表へ設-39	
	寸法 (単位: mm)	(1)	<input type="text"/>
		(2)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{559}・{560} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーをカバー内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-39	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (1/2)


事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{561} UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-40
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{561} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(収納部扉)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-40	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{562} UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚 (1) 余剰ペレット貯蔵棚(1) (2) 余剰ペレット貯蔵棚(2) (3) 余剰ペレット貯蔵棚(3) (4) 余剰ペレット貯蔵棚(4)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。 (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。	
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基	
一般仕様	型式	多段式
	主要な構造物材	別表へ設-41
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3) (4)
	その他の構成機器	金属缶
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{562} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-41 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-110) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {562} 余剰ペレット貯蔵棚 第1類 余剰ペレット貯蔵棚部材： <input type="text"/> 余剰ペレット貯蔵棚アンカーボルト ： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) 含む) (1 基分)、計 4 基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 3,124kgU (781kgU/基 金属缶×96)	
添付図	図へ配-2、図へ設-41	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-42 金属缶用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{563} UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
設置場所		工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-42
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{563} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスパーサー (15.5cm 以上) を設ける。 (図臨台-1) (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-42 金属缶用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づき設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-42	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{579} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-43
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{579} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-43 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-3、図臨成-119)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {579}燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 881kgU(ロードチャンネル×15)	
添付図	図へ配-2、図へ設-43	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{580} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)
設置場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室	
機器名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-44
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{580} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-2) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ設-44	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{581} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-45
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{581} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-45 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-22)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {581}燃料棒一時貯蔵棚 第1類 燃料棒一時貯蔵棚部材: <input type="text"/> 燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 881kgU(ロードチャンネル×15) [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-45	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{582} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-46
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{582} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-46	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{583} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数		1台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	別表へ設-47
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{583} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ設-47	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{584} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚 (1) 燃料棒貯蔵棚(1) (2) 燃料棒貯蔵棚(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため機器の一部を取り外す。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため機器の一部を取り外す。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	横置保管式
	主要な構造材	別表へ設-48
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{584} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-48、49 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-23、図臨組-24)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {584}燃料棒貯蔵棚 第1類 燃料棒貯蔵棚部材: [] 燃料棒貯蔵棚アンカーボルト: []、[]、[] (新規) (1基分) 計2基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	[22.1-建1] スカイシャイン線による外部被ばく防止のため、鉄板を設置する。
	換気設備	-
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 22,551kgU/基(ロッドチャンネル×384)×2基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-48、図へ設-49	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-49 トラバーサ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{585} 燃料棒貯蔵設備 トラバーサ
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 トラバーサ
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため部材を追加する。
員数		1 台
一般仕様	型式	移動式リフター型
	主要な構造材	別表へ設-49
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{585} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-49 トラバーサ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {585}トラバーサ 第1類 トラバーサ部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:500kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようレールストッパーで止める設計とする。	
添付図	図へ配-3、図へ設-50	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-50 運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{586} 燃料棒貯蔵設備 運搬車
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒貯蔵設備 運搬車
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数		1台
一般仕様	型式	移動搬送型
	主要な構造材	別表へ設-50
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{586} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-50 運搬車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {586}運搬車 第1類 運搬車部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-51	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{593} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		29 基
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-51
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{593} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) 第 2 核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配慮する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (593)燃料集合体一時貯蔵架台 第1類 燃料集合体一時貯蔵架台部材： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体一時貯蔵架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)含む) (1基分) 計29基
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(上部支持枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量： 2,034kgU/基×29基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{595} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台 (1) 燃料集合体貯蔵架台(1) (2) 燃料集合体貯蔵架台(2) (3) 燃料集合体貯蔵架台(3)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 高速増殖炉用ブランケット燃料用機器を撤去し燃料集合体用へ復元する。
員数		90 基 (1) 70 基 (2) 14 基 (3) 6 基
一般仕様	型式	燃料集合体自立保管式
	主要な構造材	別表へ設-52
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{595} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 (複数ユニット) 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照 [4.2-設 1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。) (図臨配-4、図臨組-26、図臨組-27)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {595}燃料集合体貯蔵架台 第1類 燃料集合体貯蔵架台(1)部材: [] [] [] 燃料集合体貯蔵架台(1)アンカーボルト: [] [] [] (新規) 含む) (1基分) 計70基 燃料集合体貯蔵架台(2)部材: [] [] 燃料集合体貯蔵架台(2)アンカーボルト: [] [] [] (新規) (1基分) 計14基 燃料集合体貯蔵架台(3)部材: [] [] [] 燃料集合体貯蔵架台(3)アンカーボルト: [] [] [] (1基分) 計6基
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(上部支持枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×72基、1,017kgU/基×17基、509kgU/基×1基 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-52	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-53 燃料集合体移送装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{596} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	旋回式
	主要な構造材	別表へ設-53
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{596} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-53 燃料集合体移送装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {596}燃料集合体移送装置 第1類 燃料集合体移送装置部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 燃料集合体移送装置アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図へ配-3、図へ設-53	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-54 天井走行クレーン（組立北 4.8t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立北 4.8t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-54
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する。）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-54 天井走行クレーン（組立北 4.8t） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第 1 類 天井走行クレーン（組立北 4.8t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立北 4.8t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造物には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：4.8t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-54	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-55 天井走行クレーン（組立北 3t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立北 3t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-55
	寸法	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。（他領域との干渉については次回以降申請する。）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-55 天井走行クレーン（組立北 3t） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第1類 天井走行クレーン（組立北 3t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立北 3t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：3t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-55	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立南 5t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-56
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/クレーン [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する。)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (594)天井走行クレーン※1 第1類 天井走行クレーン（組立南 5t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立南 5t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-56	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-57 天井走行クレーン（組立南 1t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立南 1t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-57
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体、燃料棒（劣化ウランに限る）
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-57 天井走行クレーン（組立南 1t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (594) 天井走行クレーン※1 第 1 類 天井走行クレーン（組立南 1t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立南 1t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造物には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウラン(劣化ウランに限る)を搬送する能力を有する(定格荷重：1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-57	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{597} 輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		付属建物 容器管理棟 保管室
機器名		輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-58
	寸法	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物容器管理棟の走行レールに設置する。

表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類 第3類 [6.1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようクレーンの支持部を設計する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 輸送容器の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 輸送容器を搬送する能力を有する（定格荷重：4.8t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ配-5、図へ設-58	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-59 シリンダ貯蔵ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{487} 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット
設置場所		付属建物 原料貯蔵所
機器名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット
変更内容		変更なし
員数		1 式 コンクリート製ピット 14 基×24 貯蔵孔 (336 容器分)
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造 縦置き式
	主要な構造材	別表へ設-59
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	位置決めガイド
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UF ₆ 固体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{487} [4.1-設 1] (UF ₆ シリンダで担保) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 [4.2-設 1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置({487}シリンダ貯蔵ピット内の{488}UF ₆ シリンダの表面間隔を 30.5 cm以上確保)に UF ₆ シリンダを貯蔵する。 (原料貯蔵所領域の臨界安全性の説明については、次回以降申請する) [4.2-設 6]原料貯蔵所領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] シリンダ貯蔵ピットは、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された原料貯蔵所の床スラブに設置する。

表へ設-59 シリンダ貯蔵ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {487} シリンダ貯蔵ピット (位置決めガイド) 第1類 部材: <input type="checkbox"/> アンカーボルト: <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> (1箇所) 計8箇所/貯蔵孔 336貯蔵孔
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] シリンダの転倒を防止する (貯蔵孔)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 515,675kgU (UF ₆ シリンダ×336本)	
添付図	図へ配-6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ貯蔵架台(1)～(3)	主要な構造材	柱(シリンダ貯蔵架台(1)(2)) はり(シリンダ貯蔵架台(1)(2)) 柱(シリンダ貯蔵架台(3)) はり(シリンダ貯蔵架台(3))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (シリンダ貯蔵架台(1)(2)) アンカーボルト(シリンダ貯蔵架台(3)) チェーン (容器保持)	

事業許可との対応：{491}

別表へ設-2 シリンダ転倒装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ転倒装置	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト オイルパン 遮熱板 固縛用アイボルト (シリンダ落下防止)	

事業許可との対応：{493}

別表へ設-3 天井走行クレーン（転換 5t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（転換 5t）	主要な構造材	はり（天井クレーン主桁） はり（サドル）	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{494}

別表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器貯蔵架台(1)～(6)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト チェーン (容器保持)	

事業許可との対応：{495}

別表へ設-5 大型粉末容器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器	主要な構造材	大型粉末容器本体	
	ウランを取り扱う部位	大型粉末容器	
	その他	パッキン (容器蓋)	

事業許可との対応：{496}

*1 製の大型粉末容器本体と蓋の間に収納されていることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設一6 大型粉末容器用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器用台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	ストッパー（容器落下防止） 補助輪軸受部（転倒防止） アウトリガー（転倒防止）	

事業許可との対応：{497}

別表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕掛品貯蔵棚(1)～(3)	主要な構造材	柱（仕掛品貯蔵棚(1)～(3)） はり（仕掛品貯蔵棚(1)～(3)）	
	ウランを取り扱う部位	－	
	その他	アンカーボルト （仕掛品貯蔵棚(1)～(3)） 落下防止バー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{498}

別表へ設-8 SUS容器用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(3)	主要な構造材	SUS容器用台車(3)	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	専用収納部 (容器落下防止及びブスペーサー) 固定ワイヤ	

事業許可との対応：{500}

別表へ設-9 SUS容器用台車(4) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(4)	主要な構造材	SUS容器用台車(4)	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	専用収納部 (容器落下防止及びブスペーサー) 固定ワイヤ	

事業許可との対応：{501}

別表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）	主要な構造材	柱（スクラップ貯蔵棚（粉末用）） はり（スクラップ貯蔵棚（粉末用））	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト （スクラップ貯蔵棚（粉末用）） 落下防止バー ストッパー	

事業許可との対応：{502}

別表へ設一11 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱(運搬台車(1)～(7)) はり(運搬台車(1)～(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(運搬台車(1)～(7)) 落下防止バー 落下防止棒 ストッパー	

事業許可との対応：{504}

別表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)	主要な構造材	柱 (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)) はり (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)) 落下防止バー	

事業許可との対応：{507}

別表へ設-13 金属容器（粉末）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（粉末）用台車(1)	主要な構造材	金属容器（粉末）用台車(1)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	容器落下防止（専用収納部） 固定ワイヤ	

事業許可との対応：{509}

別表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末一時貯蔵棚 (1)、(3)、(4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	
粉末一時貯蔵棚(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{510}

別表へ設-15 金属容器（粉末）用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（粉末）用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びびスパーサー）	

事業許可との対応：{513}

別表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (1)～(4)、(7)～(16)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (5)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (6)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{514}

別表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)、(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止） 落下防止バー(脱着式)	
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)、(4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止） 落下防止バー(脱着式)	

事業許可との対応：{529}

別表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止） 積載防止板 棚側板（中性子遮蔽板）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止） 積載防止板 棚側板（中性子遮蔽板）	

事業許可との対応：{532}

別表へ設-19 電動リフト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
電動リフト	主要な構造材	電動リフト本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	落下防止枠（容器落下防止）	

事業許可との対応：{534}

別表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	主要な構造材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	ボート (焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム (容器落下防止) ストッパー (容器落下防止)	

事業許可との対応 : {546}

別表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{546}

別表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト 落下防止柵(容器落下防止)	

事業許可との対応：{546}

別表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム (容器落下防止) ストッパー (容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{547}

別表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム (容器落下防止) ストッパー (容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{547}

別表へ設-25 乗移台2 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乗移台2	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト 落下防止枠（容器落下防止） ストッパー（容器落下防止） 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{548}

別表へ設-26 ボート運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート運搬台車(1)、(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	ストッパー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{549}

別表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	主要な構造材	柱(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) はり(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) 斜材(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) 柱(分配コンベア架台) はり(分配コンベア架台) 斜材(分配コンベア架台)	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト (焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) アンカーボルト(分配コンベア架台) コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{550}

別表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{550}

別表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート (焼結)	
	その他	アンカーボルト 落下防止枠 (容器落下防止)	

事業許可との対応：{550}

別表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(3)	主要な構造材	柱(ターンテーブル) はり(ターンテーブル) 斜材(ターンテーブル) 柱(ペレットラインコンベア(3)) はり(ペレットラインコンベア(3)) 斜材(ペレットラインコンベア(3))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(ターンテーブル) アンカーボルト (ペレットラインコンベア(3)) コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{551}

別表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム (容器落下防止) ストッパー (容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{551}

別表へ設-32 ボート（焼結）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート（焼結）用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びびスパーサー）	

事業許可との対応：{552}

別表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート（焼結）用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びスペーサー）	

事業許可との対応：{553}

別表へ設-34 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（ペレット用） (1)、(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{554}

別表へ設-35 金属容器（ペレット） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（ペレット）	主要な構造材	金属容器（ペレット）	
	ウランを取り扱う部位	金属容器（ペレット）	
	その他	パッキン（容器蓋）	

事業許可との対応：{555}

別表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（ペレット）用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びスペーサー）	

事業許可との対応：{556}

別表へ設一37 仕上りペレット一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット一時貯蔵棚(1)～(4)	主要な構造材	柱(仕上りペレット一時貯蔵棚架台) はり (仕上りペレット一時貯蔵棚架台)	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト ストッパー及び転倒防止部 (容器落下防止)	

事業許可との対応：{557}

別表へ設一38 仕上りペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット貯蔵棚架台 (1)～(10) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)	主要な構造材	はり (仕上りペレット貯蔵棚架台(1)～(10)) 柱(仕上りペレット貯蔵棚(前期型)) はり(仕上りペレット貯蔵棚(前期型)) 柱(仕上りペレット貯蔵棚(後期型)) はり(仕上りペレット貯蔵棚(後期型))	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト (仕上りペレット貯蔵棚架台(1)～(10)) ストッパー (容器落下防止) 転倒防止部 転倒防止凸部 積載防止板 転倒防止材 中性子遮蔽板 (仕上りペレット貯蔵棚)	

事業許可との対応：{558}

別表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	転倒防止部（容器落下防止）	

事業許可との対応：{559}, {560}

別表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットトレイ用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	収納部扉 スペーサー	

事業許可との対応：{561}

別表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
余剰ペレット貯蔵棚(1)～(4)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	金属缶	
	その他	アンカーボルト 落下防止パイプ (容器落下防止)	

事業許可との対応：{562}

別表へ設-42 金属缶用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属缶用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{563}

別表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒一時貯蔵棚	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル 厚み制限バー	

事業許可との対応：{579}

別表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(1)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 厚み制限バー	

事業許可との対応 : {580}

別表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒一時貯蔵棚	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止） ロッドチャンネル 厚み制限バー	

事業許可との対応：{581}

別表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	- (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト 厚み制限バー	

事業許可との対応：{582}

別表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(3)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ー (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト 厚み制限バー	

事業許可との対応：{583}

別表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒貯蔵棚(1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) 遮蔽板 (遮蔽) ロッドチャンネル 積載防止板	
燃料棒貯蔵棚(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) 遮蔽板 (遮蔽) ロッドチャンネル 積載防止板	

事業許可との対応 : {584}

別表へ設-49 トラバーサ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
トラバーサ	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止) レールストッパー 固定ボルト (レールストッパー) 転倒防止構造 固定ボルト (転倒防止構造)	

事業許可との対応：{585}

別表へ設-50 運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬車	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	ストッパー（落下防止） 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{586}

別表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体一時貯蔵架台	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠	

事業許可との対応：{593}

別表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体貯蔵架台(1)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー(被覆管)	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠 積載防止板	
燃料集合体貯蔵架台(2)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー(被覆管)	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠 積載防止板	
燃料集合体貯蔵架台(3)	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー(被覆管)	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠	

事業許可との対応：{595}

別表へ設-53 燃料集合体移送装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体移送装置	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応：{596}

別表へ設-54 天井走行クレーン（組立北 4.8t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（組立北 4.8t）	主要な構造材	はり （天井走行クレーン（組立北 4.8t）主桁） はり （天井走行クレーン（組立北 4.8t）サドル）	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{594}

別表へ設-55 天井走行クレーン（組立北3t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（組立北3t）	主要な構造材	はり （天井走行クレーン（組立北3t）主桁） はり （天井走行クレーン（組立北3t）サドル）	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{594}

別表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（組立南 5t）	主要な構造材	はり (天井走行クレーン(組立南 5 t)主桁) はり (天井走行クレーン(組立南 5 t)サドル)	
	ウランを取り扱う部位	－ (被覆管)	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{594}

別表へ設-57 天井走行クレーン (組立南 1t) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (組立南 1t)	主要な構造材	はり (天井走行クレーン(組立南 1 t)主桁) はり (天井走行クレーン(組立南 1 t)サドル)	
	ウランを取り扱う部位	— (被覆管)	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{594}

別表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）	主要な構造材	はり （天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）主桁） はり （天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）サドル）	
	ウランを取り扱う部位	－（被覆管）	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{597}

別表へ設-59 シリンダ貯蔵ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ貯蔵ピット	主要な構造材	位置決めガイド	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{487}

表へ設-60 核燃料物質の貯蔵施設 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (1/3)

加工施設の 技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質 の臨界防止	表へ設-59 シリンダ貯蔵ピット	[4.2-設1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置(487)シリンダ貯蔵ピット内の(488)UF ₆ シリンダの表面間隔を30.5cm以上確保)にUF ₆ シリンダを貯蔵する。	{486}粉末輸送容器貯蔵枠 {489}シリンダ転倒装置 {490}天井走行クレーン
	表へ設-1 シリンダ貯蔵架台	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	{858}付属建物 第3核燃料倉庫 (領域間距離)
	表へ設-2 シリンダ転倒装置		
	表へ設-3 天井走行クレーン (転換5t)		
	表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台		
	表へ設-5 大型粉末容器		
	表へ設-6 大型粉末容器用台車		
	表へ設-7 仕掛品貯蔵棚		
	表へ設-8 SUS容器用台車(3)		
	表へ設-9 SUS容器用台車(4)		
	表へ設-10 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)		
	表へ設-11 運搬台車		
	表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚		
	表へ設-13 金属容器 (粉末) 用台車(1)		
	表へ設-14 粉末一時貯蔵棚		
	表へ設-15 金属容器 (粉末) 用台車(2)		
	表へ設-16 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)		
	表へ設-17 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室 (2))		
	表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)		
	表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)		
	表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)		
	表へ設-23 ペレットラインコンベア(1)		
	表へ設-24 ペレットラインコンベア(2)		
	表へ設-25 乗移台2		
	表へ設-26 ボート運搬台車		
	表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)		

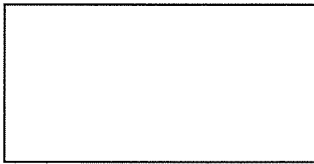

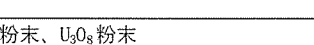
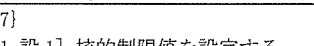
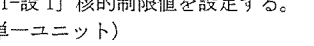
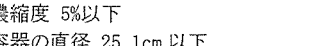
表へ設-60 核燃料物質の貯蔵施設 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲) (2/3)

加工施設の 技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質 の臨界防止	表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	{858}付属建物 第3核燃料倉庫 (領域間距離)
	表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)		
	表へ設-30 ペレットラインコンベア(3)		
	表へ設-31 ペレットラインコンベア(4)		
	表へ設-32 ボート(焼結)用台車(1)		
	表へ設-33 ボート(焼結)用台車(2)		
	表へ設-34 スクラップ貯蔵棚(ペレット用)		
	表へ設-35 金属容器(ペレット)		
	表へ設-36 金属容器(ペレット)用台車(1)		
	表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚		
	表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚		
	表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車		
	表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1)		
	表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚		
	表へ設-42 金属缶用台車(1)		
	表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚		
	表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1)		
	表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚		
	表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2)		
	表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3)		
	表へ設-48 燃料棒貯蔵棚		
	表へ設-49 トラバーサ		
	表へ設-50 運搬車		
	表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台		
	表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台		
	表へ設-53 燃料集合体移送装置		
	表へ設-54 天井走行クレーン(組立北4.8t)		
	表へ設-55 天井走行クレーン(組立北3t)		

表へ設-60 核燃料物質の貯蔵施設 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（3/3）

加工施設の技術基準	仕様表	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t）	[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	{858} 付属建物 第3 核燃料倉庫 (領域間距離)
	表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用） (第2 核燃料倉庫)	[4.2-設 6] 第2 核燃料倉庫領域に設置する。	
	表へ設-19 電動リフト		
	表へ設-59 シリンダ貯蔵ビット	[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。	
安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
地震による損傷の防止	—	—	—
津波による損傷の防止	—	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—	—
閉じ込めの機能	—	—	—
火災等による損傷の防止	—	—	—
溢水による損傷の防止	—	—	—
安全避難通路等	—	—	—
安全機能を有する施設	—	—	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
警報設備等	—	—	—
放射線管理施設	—	—	—
廃棄施設	—	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
遮蔽	—	—	—
換気設備	—	—	—
非常用電源設備	—	—	—
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—

追表へ設-3 (2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{517} 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	粉末一時貯蔵棚 (1) 粉末一時貯蔵棚 (1) (2) 粉末一時貯蔵棚 (2) (3) 粉末一時貯蔵棚 (3) (4) 粉末一時貯蔵棚 (4) (5) 粉末一時貯蔵棚 (5) (6) 粉末一時貯蔵棚 (6)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する (2) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する (3) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する (4) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する (5) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する (6) 改造 ・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する	
員数	6 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基	
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{517} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-30 (2次)、追図臨-31 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-3 (2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {517} (粉末一時貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.1-設2 (2次)] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 256kgU/基 (SUS容器又は金属容器(粉末)×16/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-1、図へ設-2 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-3 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-4 (2次) SUS容器用台車(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{520} 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(1)
設置場所	加工棟 成型工場 ベレット加工室	
機器名	SUS 容器用台車(1)	
変更内容	変更なし	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{520} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-4 (2次) SUS容器用台車(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-3 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-4 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-5 (2次) 金属容器 (粉末) 用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{521} 粉末貯蔵設備金属容器 (粉末) 用台車(3)
設置場所	(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	金属容器 (粉末) 用台車(3) (1) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-1 (2) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-2	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 台 (1) 1 台 (2) 1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{521} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスパーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-5 (2次) 金属容器 (粉末) 用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-4 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-5 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-6 (2次) フードボックス(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{522} 粉末貯蔵設備フードボックス
設置場所		加工棟 成型工場 前室(2)
機器名		フードボックス(4)
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{522} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2次)、追図臨-32 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。 [4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-6 (2次) フードボックス(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {522} (フードボックス(4)) 第2類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設3 (2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [7.1-設4 (2次)] 排気は局所排気系統に接続する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ配-1、図へ設-5 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-6 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-7 (2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{523} 粉末貯蔵設備原料粉末貯蔵棚
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)
機器名		原料粉末貯蔵棚 (1) 原料粉末貯蔵棚(1) (2) 原料粉末貯蔵棚(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{523} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-33 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-7 (2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (523) (原料粉末貯蔵棚) 第1類 部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (1) <input type="text"/> 追加を含む、(2) <input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー <input type="text"/>)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.1-設2(2次)]原料粉末貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量： 1,600kgU/基 (SUS容器×100/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-6、図へ設-7 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-7 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-8 (2次) 電動リフト 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{525} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(1)用電動リフト {528} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(2)用電動リフト
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
機器名		電動リフト (1) 電動リフト(5) (2) 電動リフト(6)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台
一般仕様	型式	電動昇降式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{525}、{528} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-8 (2次) 電動リフタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	[12.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [12.1-設2] ウランを搬送する能力を有する。(定格荷重：電動リフタ(5)200kg、電動リフタ(6)150kg)
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-8、図へ設-10 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-8 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-9 (2次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{526} 粉末貯蔵設備スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (3) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2) (4) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
機器名		スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) (4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する (4) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	多段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{526} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-34 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-9 (2次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {526} (スクラップ貯蔵棚) 第1類 部材: [] [] アンカーボルト: [] [] ([] 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の侵入を防止する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 [])
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.1-設2(2次)]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 2,304kgU/基 (SUS容器×144/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-9 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-9 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-10 (2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{564} UO ₂ ペレット貯蔵設備圧粉ペレット貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	圧粉ペレット貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	2 段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート (焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{564} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-35 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-10 (2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {564} (圧粉ペレット貯蔵棚) 第1類 部材 <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 494kgU/基 (ボート(焼結) × 69/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-11 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-10 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-12 (2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{565} UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	ペレットラインコンベア(2)	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	電動搬送式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 圧粉ペレット、UO ₂ ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{565} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2次)、追図臨-36 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-12 (2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {565} (コンベア(2)-1) 第1類 部材: [] [] アンカーボルト: [] [] {565} (コンベア(2)-2) 第1類 部材: [] [] アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム ([]))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計
	添付図	図へ配-1、図へ設-13 【三原燃 第19-0257】
	添付表	別表へ設-12 【三原燃 第19-0257】

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-14 (2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{566} UO ₂ ペレット貯蔵設備焼結ペレット貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	焼結ペレット貯蔵棚	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	二段貯蔵式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ボート(焼結)
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{566} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-37 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-14 (2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [566] (焼結ペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 515kgU/基 (ポート(焼結) × 72/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-14 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-14 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-15 (2次) ボート (焼結) 用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{568} UO ₂ ペレット貯蔵設備ボート (焼結) 用台車(3)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		ボート (焼結) 用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{568} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-15 (2次) ボート(焼結)用台車(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部(□□□□))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-15 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-15 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-16 (2次) ポート (焼結) 用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{569} UO ₂ ペレット貯蔵設備ポート (焼結) 用台車(4)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		ポート (焼結) 用台車(4)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{569} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-16 (2次) ポート(焼結)用台車(4) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部(□))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-16 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-16 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-17 (2次) 金属容器 (ペレット) 用台車(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{570} UO ₂ ペレット貯蔵設備金属容器 (ペレット) 用台車(2)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		金属容器 (ペレット) 用台車(2)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	手押運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{570} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-17 (2次) 金属容器 (ペレット) 用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-17 【三原燃 第 19-0257】	
添付表	別表へ設-17 【三原燃 第 19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-18 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{571} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所	加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する	
員数	1 基	
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{571} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm 以下、幅 100.0cm 以下、高さ 170.0cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-38 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-18 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {571} (仕上りペレット一時貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(固定構造)
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-19 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-18 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-19 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{571} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		仕上りペレット一時貯蔵棚(2)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数		1 基
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{571} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm 以下、幅 100.0cm 以下、高さ 170.0cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-39 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-19 (2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (571) (仕上りペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> (571) (仕上りペレット一時貯蔵棚架台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-20 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-19 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-20 (2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{572} UO ₂ ペレット貯蔵設備ペレットトレイ用台車(2)	
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名		ペレットトレイ用台車(2)	
変更内容		変更なし	
員数		1 台	
一般仕様	型式	手押運搬式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{572} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

追表へ設-20 (2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(収納部扉 ())
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-21 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-20 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-21 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{573} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数		32 基
一般仕様	型式	多段収納式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{573} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm 以下、幅 100.0cm 以下、高さ 170.0cm 以下 貯蔵棚表面間距離 列方向 28.0cm 以上、列間 140.0cm 以上 貯蔵棚配列数 短手方向 2 列以下、長手方向 16 列以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-40 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-21 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {573} (仕上りペレット貯蔵棚) 第1類 部材: <input type="text"/> {573} (仕上りペレット貯蔵棚架台) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (<input type="text"/> 追加を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (<input type="text"/>))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-22 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-21 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{574} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
変更内容		変更なし
員数		1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{574} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ([]))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-23 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-22 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096 号にて認可済み

追表へ設-23 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{575} UO ₂ ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
設置場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
変更内容		改造 ・ 臨界防止のためスペーサーを設置する
員数		1 台
一般仕様	型式	電動運搬式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{575} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表へ設-23 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー (□))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-26 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-23 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-24 (2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{587} 燃料棒貯蔵設備燃料棒貯蔵棚
設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名		燃料棒貯蔵棚
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	バラック式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ロッドチャンネル
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{587} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 1 (2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨-1 (2次)、追図臨-41 (2次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

追表へ設-24 (2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {587} (燃料棒貯蔵棚) 第1類 部材: [] [] [] アンカーボルト [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ([]))
	遮蔽	-
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	-
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計 [99-設2] 最大貯蔵量: 587kgU/基 (ロードチャンネル×10/基)	
添付図	図へ配-1、図へ設-24 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-24 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表へ設-25 (2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{588} 燃料棒貯蔵設備ロッドチャンネル用台車(4)	
設置場所	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室		
機器名	ロッドチャンネル用台車(4)		
変更内容	変更なし		
員数	1 台		
一般仕様	型式	手押し式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{588} [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 [3.2-設 2 (2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42 (2次))。 [3.2-設 3] 周囲にスパーサー(30.5cm 以上)を設ける。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。(他領域との干渉について次回以降申請する。)	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	-	

追表へ設-25 (2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止板(□))
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図へ設-25 【三原燃 第19-0257】	
添付表	別表へ設-25 【三原燃 第19-0257】	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

1. 変更の概要

申請対象建物・構築物及び変更内容を表ト-1に、付属建物第1廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ト-2に、付属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ト-3に、付属建物第2廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ト-4に、付属建物第3廃棄物倉庫及び貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)の建物改造工事の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ト-5に、付属建物除染室・分析室の工事番号及び工事名称と工事の主目的を表ト-6に、放射性廃棄物の廃棄施設の新たな申請対象機器及び変更内容を表ト-7に、申請機器の名称対比表を表ト-付1に示す。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する設備・機器及び建物をそれぞれ追表ト-7及び追表ト-8に示す。

なお、工場棟転換工場チェックタンク室の地下集水槽地下ピットは検査を行う。

改造工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表ト-8に示す。なお、取り外した設備・機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管し、次回以降申請する新規制対応工事において復旧する。

また仮移設又は代替措置を講じる放射性廃棄物の廃棄設備（液体廃棄設備）を表ト-9に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属建物第1廃棄物処理所

今回申請する付属建物第1廃棄物処理所の建物は、昭和52年8月に施設検査を受検後、同年9月に「施設検査合格証」を受領し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必

・ 要な補修を実施している。

付属建物第1廃棄物処理所に関する仕様を表ト建-1-1に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-1に、付属建物第1廃棄物処理所前室を含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-1に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-1に示す。

・ 申請範囲の概要

付属建物第1廃棄物処理所に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-1-2(1/3)～(3/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)、(2階)及び(R階)

図イ建-1-3(1/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)

図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図

図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置図

図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン

図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表

図イ建-1-7-1：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図

図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図

図イ建-1-9(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)

図イ建-1-10(1/11)～(11/11)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災・爆発の影響評価(1)～(11)

(2) 付属建物第1廃棄物処理所前室

今回は付属建物第1廃棄物処理所本体の機械室に前室の設置を申請する。

付属建物第1廃棄物処理所前室に関する仕様を表ト建-1-2に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-2に、付属建物第1廃棄物処理所本体を含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-1に、エキスパンションジョイントの各部位の仕様を表ト建-3-6(2/2)に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-2に示す。

・ 申請範囲の概要

付属建物第1廃棄物処理所前室に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-1-2(1/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)

図イ建-1-3(1/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)

図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図

- 図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置図
- 図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン
- 図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表
- 図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図
- 図イ建-1-9(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
- 図イ建-1-10(1/11)～(4/11)及び(6/11)～(11/11)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災・爆発の影響評価(1)～(4)及び(6)～(11)

(3) 付属建物第2廃棄物処理所

今回申請する付属建物第2廃棄物処理所の建物は、昭和59年7月に施設検査を受検後、同年8月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2廃棄物処理所に関する仕様を表ト建-1-3に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-3に、連絡通路及びエキスパンションジョイントを含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-2に、エキスパンションジョイントの各部位の仕様を表ト建-3-6(1/2)～(2/2)に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-3に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第2廃棄物処理所に関する概要を以下の図に示す。

- 図イ建-1-1：敷地内建物配置図
- 図イ建-1-2(1/3)～(3/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)、(2階)及び(R階)
- 図イ建-1-3(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
- 図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図
- 図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置図
- 図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン
- 図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表
- 図イ建-1-7-1：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図
- 図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図
- 図イ建-1-9：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1/2)
- 図イ建-1-10(1/11)～(3/11)及び(5/11)～(11/11)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災・爆発の影響評価(1)～(3)及び(5)～(11)

(4) 付属建物第3廃棄物倉庫

今回申請する付属建物第3廃棄物倉庫の建物は、昭和60年11月に施設検査を受検後、同年12月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第3廃棄物倉庫に関する仕様を表ト建-1-4に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-4に、建物の各部位の仕様を表ト建-3-3に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-4に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第3廃棄物倉庫に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図ト建-4-1(1/2)～(2/2)：付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(1階)～(R階)

図ト建-4-2：付属建物 第3廃棄物倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係

図ト建-4-3：付属建物 第3廃棄物倉庫 管理区域区分図

図ト建-4-4：付属建物 第3廃棄物倉庫 鉄扉、シャッタ配置、建具表及び補強概要図

図ト建-4-5：付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域図

図ト建-4-5-1：付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧

図ト建-4-5-2(1/7)～(7/7)：付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災・爆発の影響評価(1)～(7)

(5) 付属建物除染室・分析室

今回申請する付属建物除染室・分析室の建物は、昭和53年1月に施設検査を受検後、同年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物除染室・分析室に関する仕様を追表ト建-1-6に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-5に、建物の各部位の仕様を表ト建-3-4に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-5に示す。

・申請範囲の概要

付属建物除染室・分析室に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-3-1：工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2：工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)

図イ建-3-3：工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)

図イ建-3-7：工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1)

図イ建-3-8：工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2)

図イ建-3-9：工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(3)

図イ建-3-10：工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価

(6) 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット

今回は工場棟転換工場内のチェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査を申請する。

チェックタンク室地下集水槽地下ピットに関する仕様表を表ト建-1-7 に、主要な構造材の仕様表を表ト建-2-6 に、各部位の仕様表を表ト建-3-5 に示す。

・申請範囲の概要

チェックタンク室地下集水槽地下ピットに関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(7) 廃棄物貯蔵設備(5)

今回は付属建物第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)を申請する。

廃棄物貯蔵設備(5)に関する仕様表を表ト建-1-5 に、主要な構造材の仕様表を表ト建-2-7 に示す。

・申請範囲の概要

廃棄物貯蔵設備(5)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(8) 放射線管理棟及び付属建物放射線管理棟前室

今回申請する放射線管理棟の建物は、昭和47年6月に施設検査を受検後、同年7月に「施設検査合格証」を受領し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

放射線管理棟に関する仕様表を表ト建-1-8 に、付属建物放射線管理棟前室に関する仕様表を表ト建-1-9 に示す。

(9) 付属建物廃棄物管理棟

今回申請する付属建物廃棄物管理棟の建物は、平成元年3月に施設検査を受検後に使用を開始している。

付属建物廃棄物管理棟に関する仕様表を表ト建-1-10 に示す。

(10) 設備・機器

今回申請する廃棄施設の設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前確認受検、検査合格証の受領後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、“施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う”旨が示され、これに基づき、平成16年を起点とし長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回新たに申請する設備・機器に関する仕様を表ト設一気 1～52、63～85、表ト設-液 1～16 及び表ト設-固 1～3 に、配置を図ト配一気 1～3、5、6、図ト配-液 1～3 及び図ト配-固 1、2 に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト設一気 86、液 17 に示す。本申請の設備・機器は廃棄物処理工程の中の、気体廃棄物の廃棄工程、液体廃棄物の廃棄工程、及び固体廃棄物の廃棄工程（事業許可 224～227 ページ）を構成する設備の一部である（図ト系一気 1～3、5、6、図ト系-液 1～2、図ト系-固 1 参照）。なお、付属建物第 3 核燃料倉庫に設置する気体廃棄設備(4)については、付属建物第 3 核燃料倉庫の建物申請に合わせて次回以降申請とする。（表ト設一気 53～62、図ト配一気 4、図ト系一気 4 については欠番とする。）

また、先行して申請した機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する機器の仕様表を追表ト-7 に示す。

取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配準-1、図イ配準-2、図ト配準-1 及び図ト配準-2 に示す。

また表ト-9 に示した放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄設備）の仮移設・代替措置を講じる設備の工事範囲を図ト配準-3、4 に示す。

表ト-1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象建物・構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	附属建物第1 廃棄物処理所	1 式	改造
屋外	附属建物第1 廃棄物処理所前室	1 式	新設
屋外	附属建物第2 廃棄物処理所	1 式	改造
屋外	附属建物第3 廃棄物倉庫	1 式	改造
屋外	附属建物除染室・分析室	1 式	改造
工場棟転換工場 チェックタンク室	地下集水槽地下ピット	1 式	変更なし
附属建物 第3 廃棄物倉庫	廃棄物貯蔵設備(5)	1 式	改造

表トー2 付属建物第1廃棄物処理所の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書ー建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建3 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書ー建6 参照)
6-a. 柱脚補強	○	—	—
6-b. 鉄骨ブレース新設	○	—	—
6-c. 鉄骨ブレース交換補強	○	—	—
6-d. 鉄骨梁交換補強	○	—	—
6-e. 屋根面ブレース追設	○	—	—
6-f. 柱補強	○	—	—
6-g. 柱梁仕口部補強	○	—	—
6-h. 柱脚部溶接補強	○	—	—
6-i. 間仕切り壁更新	—	—	○
6-j. 外壁サイディング補強	—	○	—
6-k. 鋼板新設	—	○	—
6-l. シャッタ新設	—	—	—
6-m. 鉄扉補強	—	○	—

注) : ・4. 工事の方法 4. 1. 1. 付属建物第1廃棄物処理所(1)手順 参照

- ・表ト建-2-1 付属建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
- ・I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-7(1/3)~(3/3) 参照
- ・図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-3 付属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 参照)
7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設	—	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 2. 付属建物第1廃棄物処理所前室(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-8 参照
- ・ 図イ建-1-2(1/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-4 付属建物第2廃棄物処理所の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建6 参照)
8-a. 柱梁仕口部補強	○	—	—
8-b. 外部階段移設	—	—	—
8-c. 耐火壁追設	—	—	○
8-d. エキスパンションジョイント改造	○	—	—
8-e. 鋼板新設	—	○	—
8-f. 外壁サイディング補強	—	○	—
8-g. 鉄扉新設	—	○	—
8-h. 鉄扉補強	—	○	—
8-i. 折板追設補強	—	○	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 3. 付属建物第2廃棄物処理所(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-9(1/2)~(2/2) 参照
- ・ 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(2/2) 参照

表ト-5 付属建物第3廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)の検査の
工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 参照)
9-a. 外壁更新 ^(注1)	—	○
9-b. 鉄扉補強 ^(注1)	—	○
9-c. シャッタ交換 ^(注1)	—	○
9-d. 折板張替え補強 ^(注1)	—	○
12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の 改造 ^(注2)	○	—

注1) : ・ 4. 工事の方法 4.1.4. 付属建物第3廃棄物倉庫(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-4 付属建物第3廃棄物倉庫主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-10 参照
- ・ 図ト建-4-1(1/2)~(2/2) 及び 図ト建-4-2 参照

注2) : ・ 4. 工事の方法 4.1.7. 付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5) (1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-7 付属建物第3廃棄物倉庫(廃棄物貯蔵設備(5)) 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-13 参照

表ト-6 付属建物除染室・分析室の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 参照)
10-a. 鉄扉新設	—	○

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.5. 付属建物除染室・分析室(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-5 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/2)及び表1-3-11 参照

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(1/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(1)	給気ファン	1 式	改造、変更なし
	排気ファン	1 式	改造、変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設、変更なし
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設、改造
	給気ダクト・ダンパ	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	2 式	改造
	スクラバ（焙焼・還元炉、乾燥機系統）	4 基	改造
	水スクラバ（ウラン回収第1系列系統）	1 基	改造
	アルカリススクラバ（ウラン回収第1系列系統）	1 基	改造
	排ガス冷却装置（ウラン回収第1系列系統）	1 基	改造
	コンデンサ（ウラン回収第1系列系統）	1 基	改造
	スクラバ（ウラン回収第2系列系統）	1 基	改造
	排ガス分解装置	2 基	改造
スクラバ（分析系統）	1 基	改造	
気体廃棄設備(2)	給気ファン	1 式	改造、変更なし
	排気ファン	1 式	改造、変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(2/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(3)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	改造
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	変更なし
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
気体廃棄設備(5)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	改造
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
	スクラバ（局所排気系統）	1 式	改造

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(3/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(6)	空調機給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造、変更なし
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗淨棟)	1 式	新設
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2 廃棄物処理所)	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗淨棟)	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2 廃棄物処理所)	1 式	新設
	給気ダクト・ダンパ	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	2 式	改造
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	1 式	改造

表ト-7(2) 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
廃液処理 設備(1)	転換第1 廃液貯槽	1 基	改造
	洗浄液受槽	1 基	改造
	洗浄液バグフィルタ	2 基	変更なし
	ろ液受槽	1 基	改造
	ろ液バグフィルタ	2 基	変更なし
	地下集水槽	2 基	改造
	転換第2 廃液貯槽	1 基	改造
	混合槽	1 基	改造*1
	集水槽(チェック)	3 基	改造*1
	廃液貯槽 (ウラン回収(第1 系列)系統)	1 基	改造
	イオン交換塔	1 式	撤去
廃液処理 設備(4)	貯留タンク	2 基	改造
	貯留タンク(チェック)	3 基	改造
	ろ過機	1 基	改造
	ろ液受槽	1 基	改造
	堰 (貯留タンク、貯留タンク (チェック)、ろ過機)	1 式	改造
	集水ピット	1 基	改造

*1：既設を撤去し、新規に製作し設置する。

表ト-7(3) 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
保管廃棄 設備	クレーン	1 基	変更なし
焼却設備	集塵機	1 基	改造
	クレーン	3 基	改造

表トー付 1(1) 申請機器名称対比表（気体廃棄物の廃棄設備）（1/5）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
608	工場棟転換工場、付属建物第2核燃料 倉庫、付属建物除染室・分析室の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
609		
617		
608		排気ファン
610		
617		
627		
639		高性能エアフィルタ
608		
611		
608	—	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
612	—	
608	—	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
613	—	
608	工場棟転換工場、付属建物第2核燃料 倉庫、付属建物除染室・分析室の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ダクト・ダンパ
614		
628		
608		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
615		
629		
608		
616	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	
636		
608	スクラバ	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)
626		
608	—	水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)
630	—	
608	—	アルカリススクラバ (ウラン回収第1系列系統)
631	—	
608	—	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)
632	—	

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (2/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
608	—	コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)
633		
608	—	スクラバ (ウラン回収第2系列系統)
634		
608	排ガス分解装置	排ガス分解装置
635		
637		
608	スクラバ	スクラバ (分析系統)
638		
640	工場棟成型工場、放射線管理棟の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
641		
649		
640		排気ファン
642		
649		
652		
640		高性能エアフィルタ
643		
640		—
644		
640	—	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
645		
640	工場棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設 備*2	給気ダクト・ダンパ
646		
650		
640		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
647		
651		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
640		
648		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (3/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
653	加工棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
654		
662		
653		排気ファン
655		
662		
665		
653		高性能エアフィルタ
656		
653	—	給気逆流防止ダンパ
657		(屋外との境界部)
653	—	排気逆流防止ダンパ
658		(屋外との境界部)
653	加工棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ダクト・ダンパ
659		
663		
653		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
660		
664		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
653		
661		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (4/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
679	付属建物第 1 廃棄物処理所の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン (廃棄物処理室・排気室給気系統)
680		
688		
679		排気ファン
681		
688		
691		高性能エアフィルタ
679		
682		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (廃棄物処理室・排気室給気系統)
679		
683		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
679		
684		給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室・排気室給気系統)
679		
685		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
689		
679		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
686		
690		スクラバ (局所排気系統) (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)
679		
687		
679		
692		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (5/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
693	付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第2 廃棄物処理所の気体廃棄物の廃棄設備 *2	空調機給気ファン
694		
704		
693		排気ファン
695		
691		
704		
693		高性能エアフィルタ
696		
693		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟) (洗浄室・貯蔵室 (3)、廃液処理室、 排気室、測定室給気系統)
697		
693		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2 廃棄物処理所)
698		
693		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)
699		
693		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2 廃棄物処理所) (廃棄物プレス室局所排気系統)
700		
693		給気ダクト・ダンパ
701		
705		
693		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
702		
706		
693	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	
703		

*1 : 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2 : 既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表トー付 1(2) 申請機器名称対比表 (液体廃棄物の廃棄設備)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
707	転換第一廃液貯槽	転換第 1 廃液貯槽
708	液面高検知設備	
709	洗浄液受槽	洗浄液受槽
711	—	
710	洗浄液バグフィルタ A/B	洗浄液バグフィルタ
712	ろ液受槽	ろ液受槽
714	—	
713	ろ液バグフィルタ A/B	ろ液バグフィルタ
715	地下集水槽	地下集水槽
717	液面高検知設備	
718	—	
716	地下ピット	地下ピット
719	転換第二廃液貯槽	転換第 2 廃液貯槽
720	液面高検知設備	
721	混合槽	混合槽
722	液面高検知設備	
723	集水槽	集水槽(チェック)
724	液面高検知設備	
725	液貯槽(廃液貯槽)	廃液貯槽(ウラン回収(第 1 系列)系統)
726	—	
752	貯留タンク (1)	貯留タンク
753		
754	貯留タンク (2)	貯留タンク(チェック)
755		
756	濾過機	ろ過機
757	—	ろ液受槽
758		
759	—	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)
760	—	集水ピット
761		

*1: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表トー付 1(3) 申請機器名称対比表 (固体廃棄物の廃棄設備)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
792	集塵装置	集塵機
797	電動ホイスト	クレーン
823	クレーン	クレーン

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表ト-8 放射性廃棄物の廃棄施設（液体・固体廃棄物の廃棄設備）の取り外し対象機器

設置場所	名称		事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備の 区分 ^{注2)}
付属建物 シリンダ洗浄棟	廃液処理 設備 (3)	20 ^{注3)} 廃液貯槽(洗浄工程)(配管系統を含む)	727	区分3
		21 ^{注3)} 沈殿槽(配管系統を含む)	729	区分3
		22 ^{注3)} 遠心ろ過機	731	区分3
		23 ^{注3)} 液受槽(配管系統を含む)	732	区分3
		24 ^{注3)} ろ過機	734	区分3
		25 ^{注3)} 液受槽(配管系統を含む)	735	区分3
		26 ^{注3)} 集水槽(チェック)(配管系統を含む)	737	区分3
		27 ^{注3)} イオン交換塔	739	区分3
		28 ^{注3)} 液受槽(配管系統を含む)	741	区分3
		29 ^{注3)} 乾燥機	743	区分3
		30 ^{注3)} フードボックス	744	区分3
	31 ^{注3)} 廃液貯槽(チェック)(配管系統を含む)	745	区分3 ※一部、区分2 (表ト-9 参照)	
付属建物 第1廃棄物処理所	焼却設備	33 ^{注3)} ピット (配管系統を含む)	795	区分3 ※一部、区分2 (表ト-9 参照)
放射線管理棟	固体廃棄物 処理設備	32 ^{注3)} ドラム缶用廃棄物プレス	804	区分3
付属建物 除染室・分析室	除染設備	34 ^{注3)} 廃水中和設備 (配管系統を含む)	806	区分3
		35 ^{注3)} 分別・解体フード(ドラム缶傾転機を含む)	808	区分3
		36 ^{注3)} 水洗槽(配管系統を含む)	809	区分3
		39 ^{注3)} 乾燥機	813	区分3
		41 ^{注3)} クレーン	815	区分3
放射線管理棟		42 ^{注3)} 解体用フードボックス	816	区分3
		43 ^{注3)} 切断機	817	区分3

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配準-1「工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図」、図イ配準-2「付属建物 シリンダ洗浄棟 設備・機器準備工事範囲図」、図ト配準-1「放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図」及び図ト配準-2「付属建物 第1廃棄物処理所 設備・機器準備工事範囲図(1階)」における当該機器の番号を示す。

表ト-9 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の仮移設・代替措置対象機器

設置場所	名称		事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備の 区分 ^{注2)}
付属建物 シリンダ洗浄棟	廃液処理設備 (3)	31 ^{注3)} 廃液貯槽(チェック)(配管系統を含む)	745	区分2
付属建物 第1廃棄物処理所	焼却設備	33 ^{注3)} ピット (配管系統を含む)	795	区分2

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図ト配準-3「付属建物 シリンダ洗浄棟 液体廃棄物の廃棄設備 工事範囲図」、図ト配準-4「付属建物 第1廃棄物処理所 液体廃棄物の廃棄設備 工事範囲図」に当該機器の番号を示す。

追表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器（機能・性能を申請する機器）

施設区分	名称	員数	仕様表番号
廃液処理設備 (5)	乾燥機	1 基	追表ト設-14 (4 次)

追表ト-7(2) 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器（機能・性能を申請する機器）

施設区分	名称	員数	仕様表番号
気体廃棄設備 (1)	スクラバ（蒸発・加水分解系統）	2 基	追表ト設-1 (5 次)
	切替ダンパ	1 式	追表ト設-2 (5 次)
	地震連動閉止ダンパ	2 式	追表ト設-3 (5 次)

追表ト-8 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	放射線管理棟	1 式	追表ト建-1-8 注 (4 次申請：表ト建-1-1)
	付属建物放射線管理棟前室	1 式	追表ト建-1-9 注 (4 次申請：表ト建-1-2)
	付属建物廃棄物管理棟	1 式	追表ト建-1-10 注 (1 次申請：表ト-1)

注：申請時の仕様表番号

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属建物第1廃棄物処理所

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また、付属建物第1廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を6-a.～6-m.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第1廃棄物処理所に核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 付属建物第1廃棄物処理所にある気体廃棄設備(5)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟の気体廃棄設備(6)を運転し、付属建物第1廃棄物処理所との境界扉を開放することで、付属建物第1廃棄物処理所の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、床を復旧する。工事後の第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。

- ・ 復旧時に再利用しない部材のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。
- 6-a. 柱脚補強^{(注1)(注2)}：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する。
配置を図ト建-1-9～12に示す。
 - 6-b. 鉄骨ブレース新設^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する。
配置を図ト建-1-9及び11～14に、鉄骨ブレース補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-c. 鉄骨ブレース交換補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄骨ブレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨ブレースの交換により補強する。
配置を図ト建-1-9～10及び12に、鉄骨ブレース補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-d. 鉄骨梁交換補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する。
配置を図ト建-1-7、9及び11に示す。
 - 6-e. 屋根面ブレース追設^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する。
配置を図ト建-1-8に、屋根面ブレース補強概略図を図ト建-1-15に示す。
 - 6-f. 柱補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する。
配置を図ト建-1-7及び10に示す。
 - 6-g. 柱梁仕口部補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の大梁仕口部及び継手部を溶接により補強する。
配置を図ト建-1-7～10及び12に、柱梁仕口部補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-h. 柱脚部溶接補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する。
配置を図ト建-1-6及び9～12に、柱脚部溶接補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-i. 間仕切り壁更新^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する。
配置を図ト建-1-1に示す。
 - 6-j. 外壁サイディング補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。
配置を図ト建-1-1～2、4、及び6～14に、外壁サイディング補強概略図を図ト建-1-15に示す。
 - 6-k. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する。
配置を図ト建-1-6及び9～12に示す。
 - 6-l. シャッター新設^(注2)：前室の新設に伴い、付属建物第1廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャッターを新設する。
配置を図ト建-1-1及び4に示す。
 - 6-m. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35及びSD-74)を鉄扉補強材により補強する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-1-1及び4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

注3) 石膏ボード施工マニュアル（石膏ボード工業会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

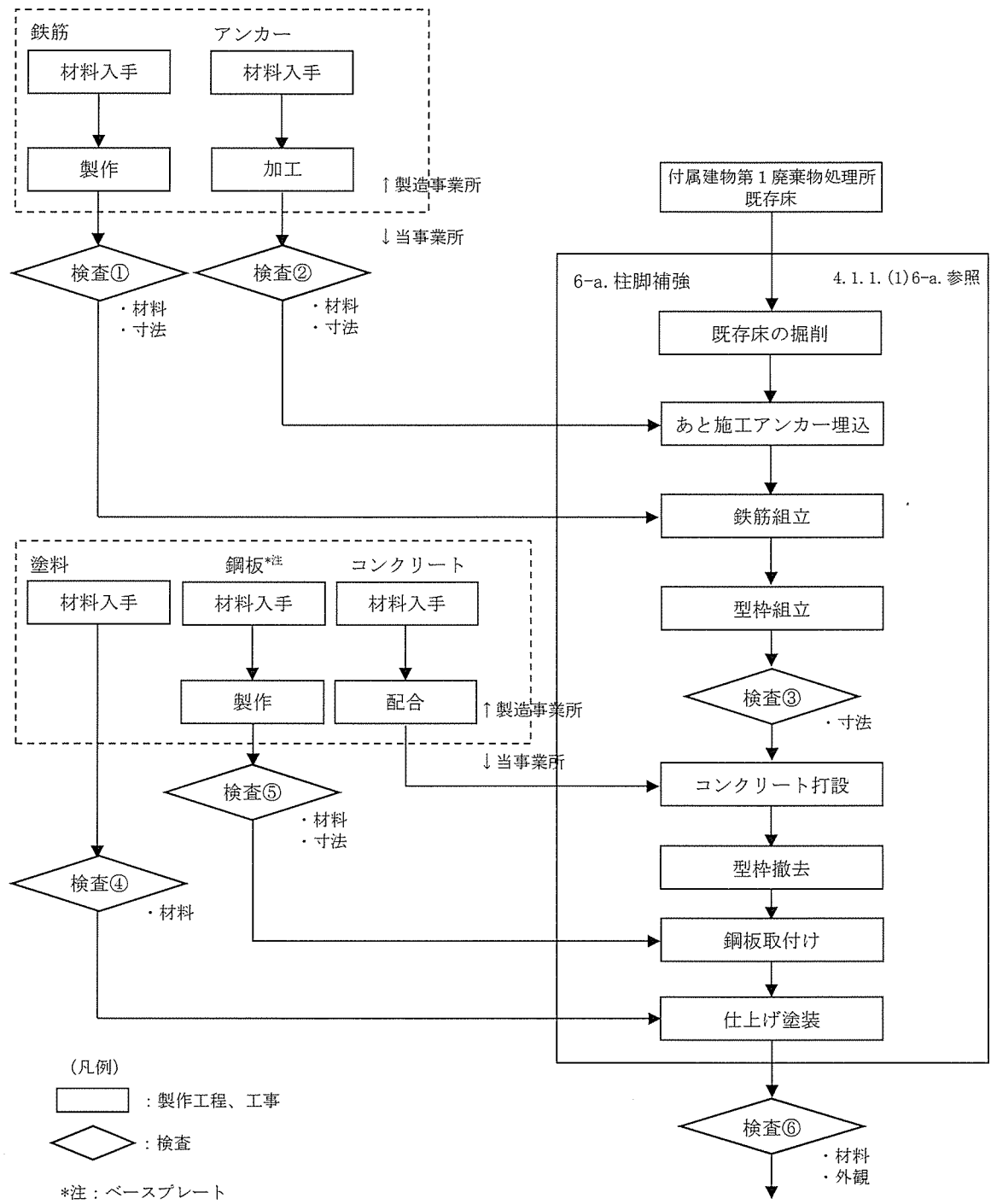
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

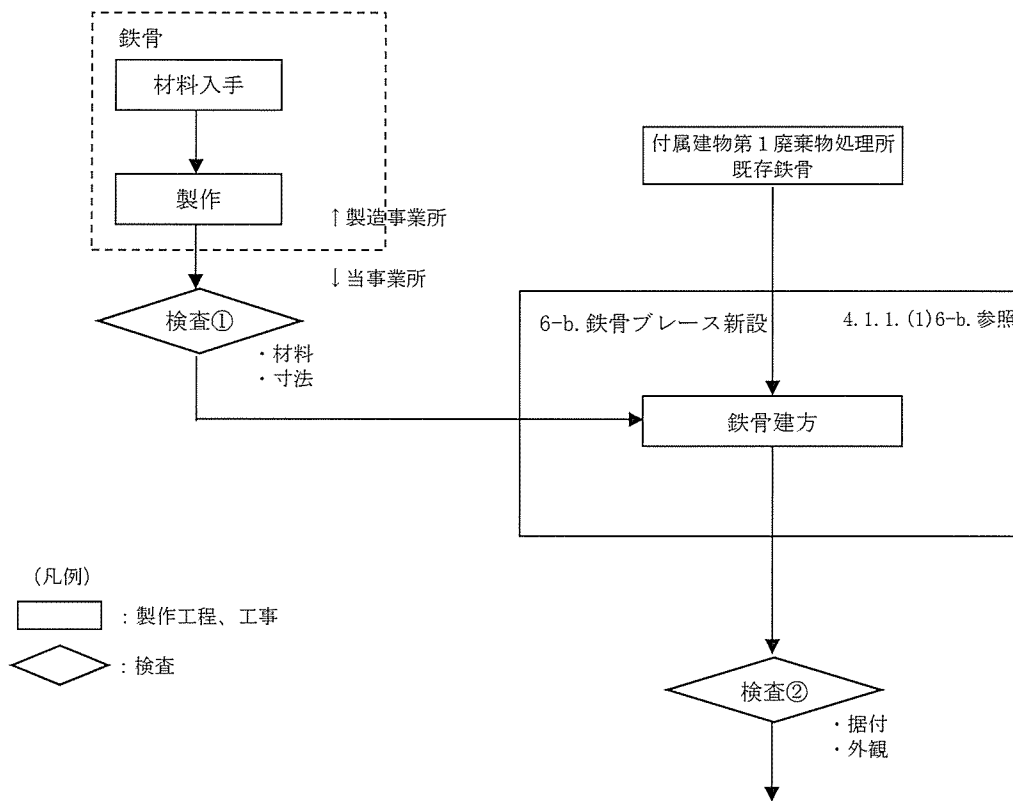
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



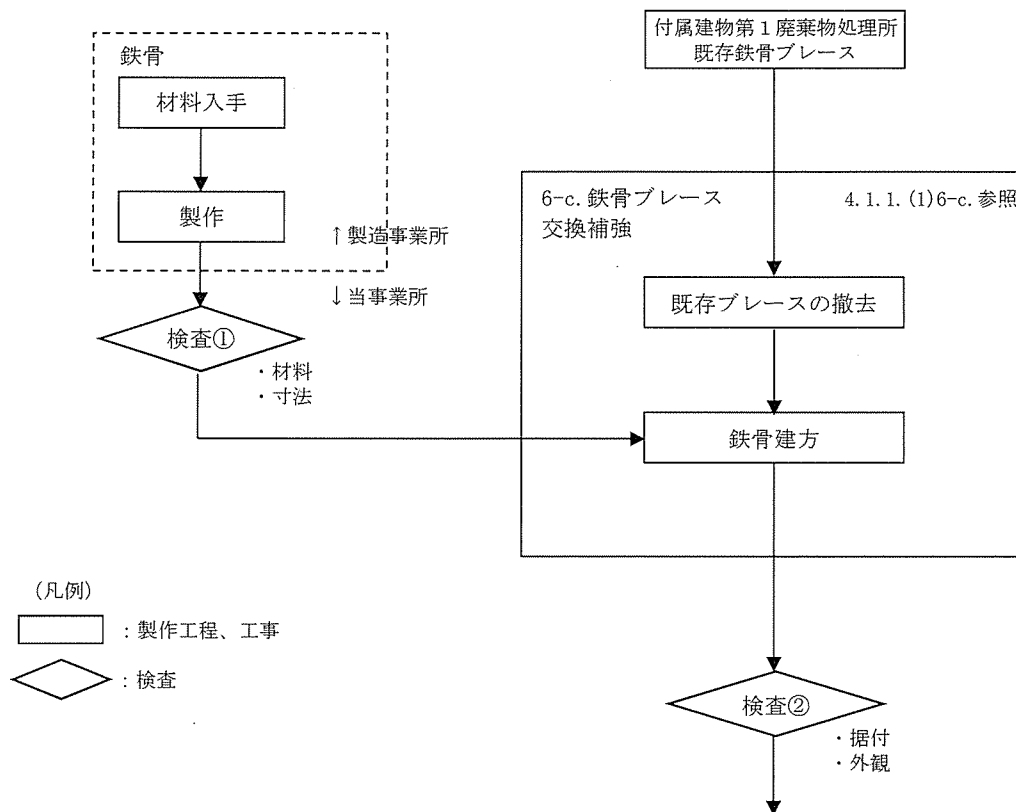
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-a. 柱脚補強の手順フロー図



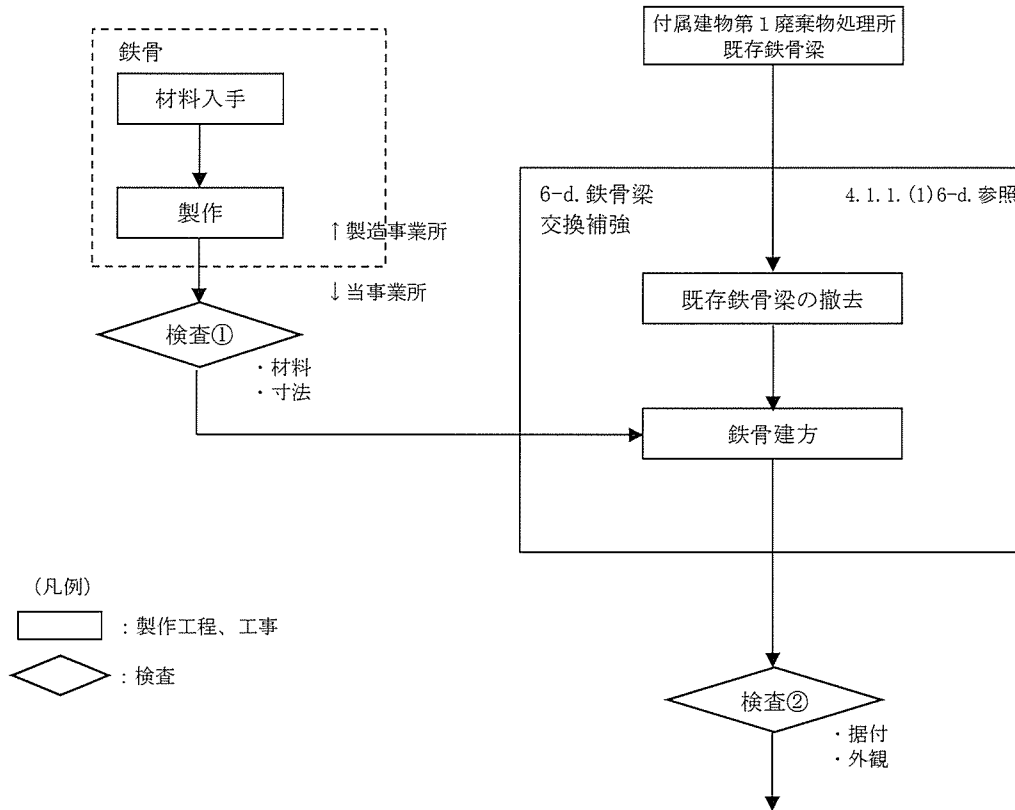
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-b. 鉄骨ブレース新設の手順フロー図



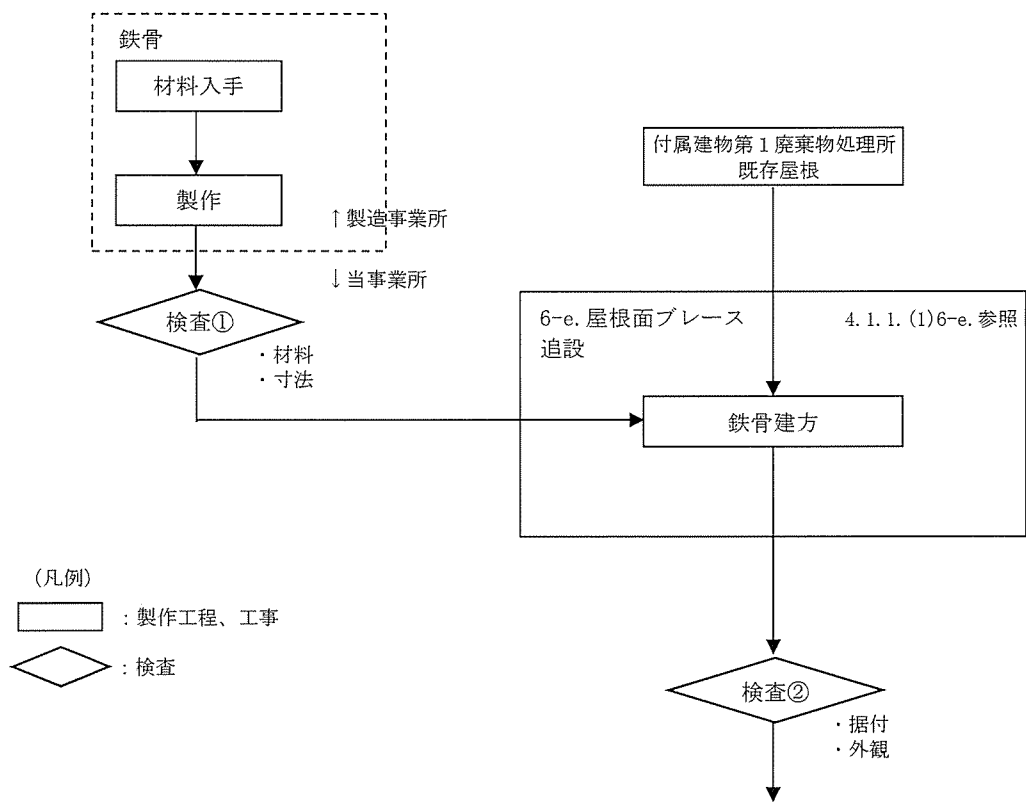
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-c. 鉄骨ブレース交換補強の手順フロー図



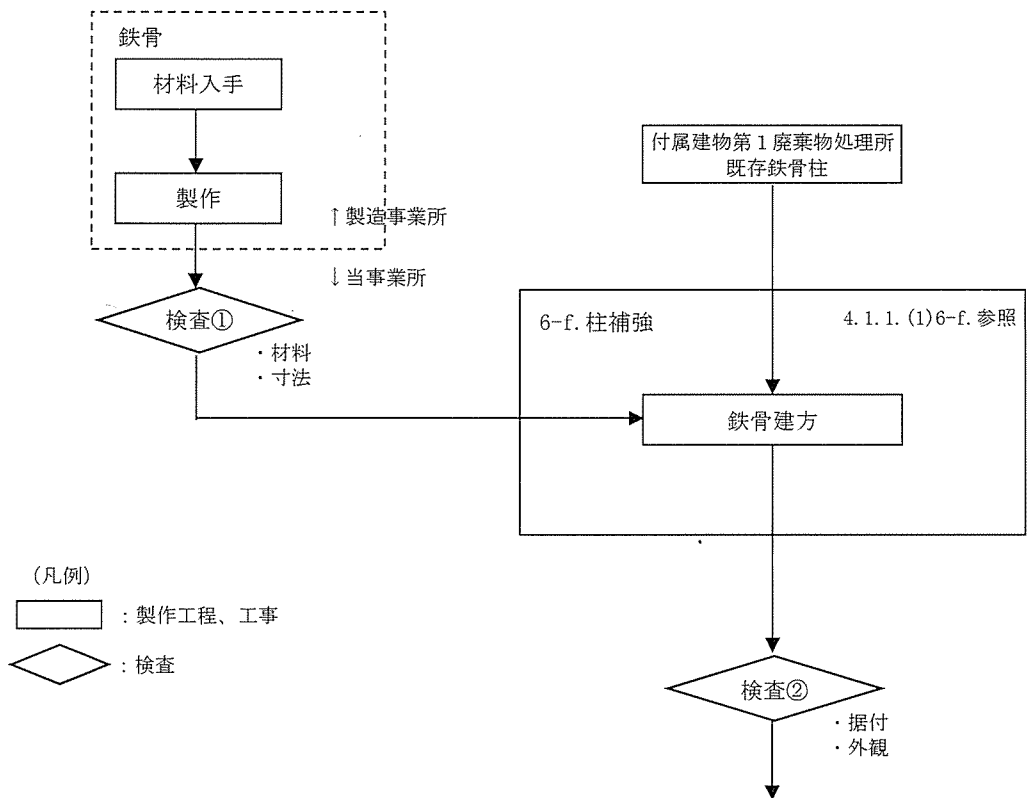
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-d. 鉄骨梁交換補強の手順フロー図



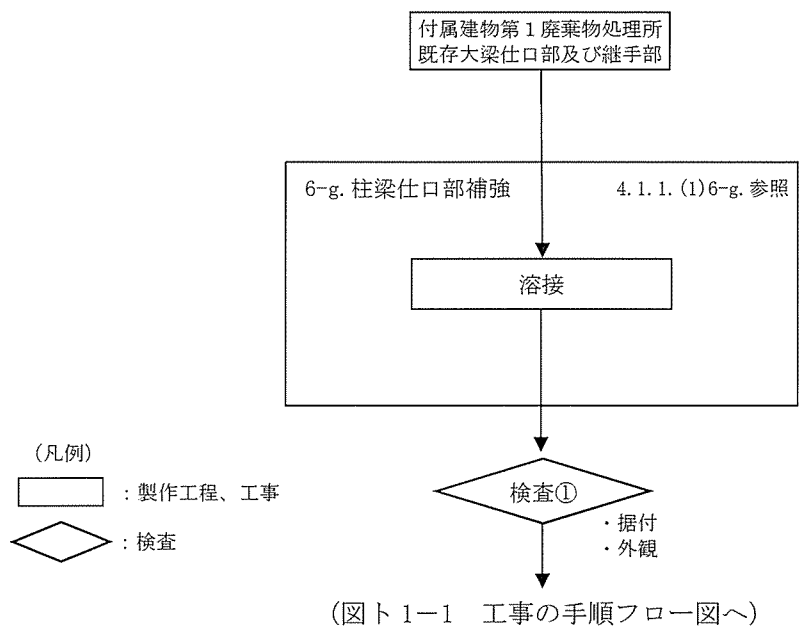
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-e. 屋根面ブレース追設の手順フロー図

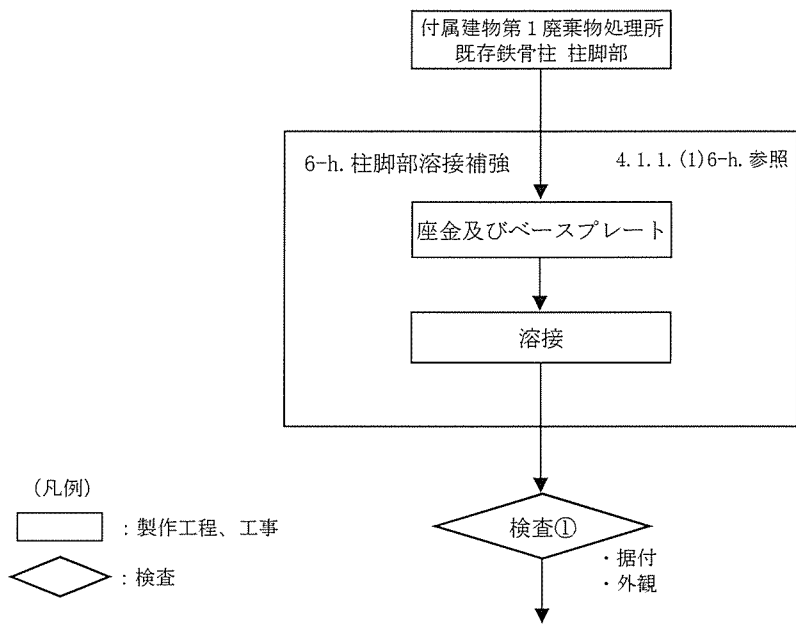


(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-f. 柱補強の手順フロー図

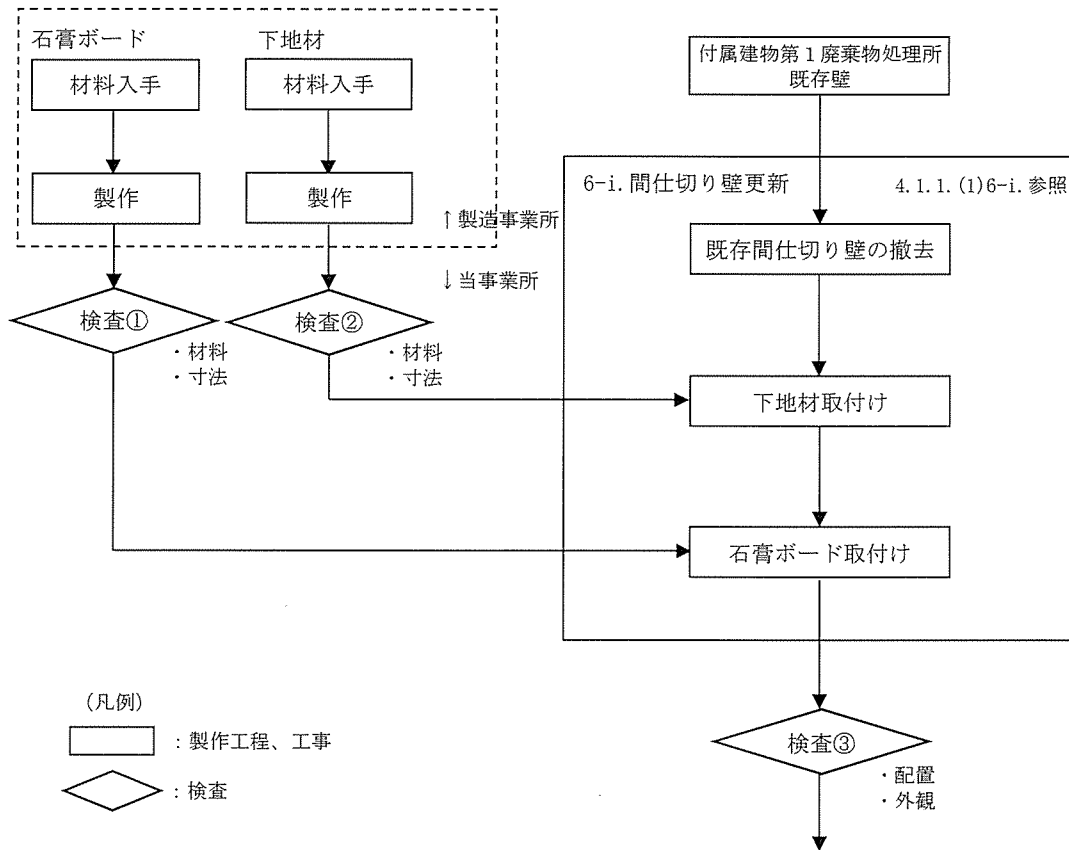


図ト 6-g. 柱梁仕口部補強の手順フロー図



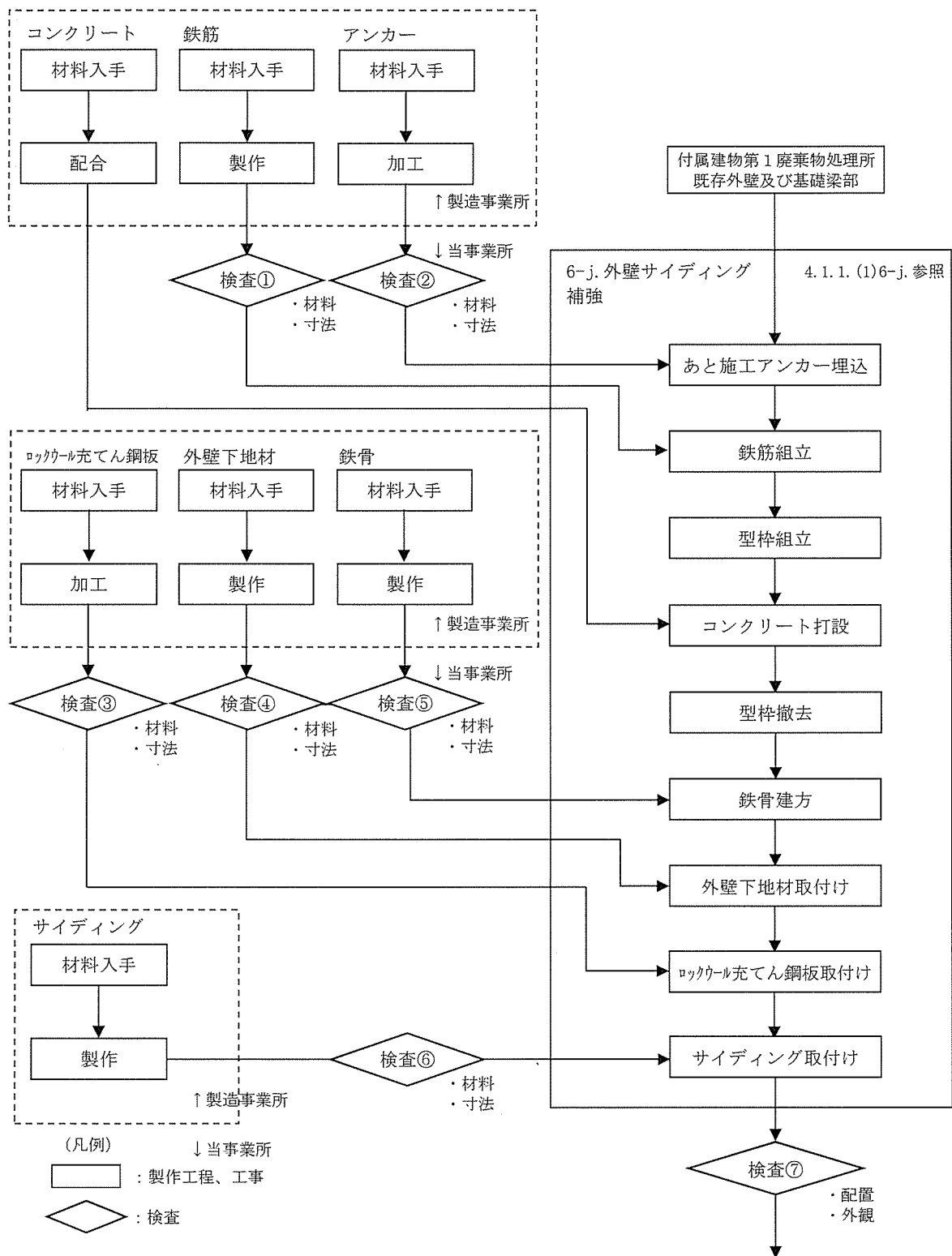
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-h. 柱脚部溶接補強の手順フロー図



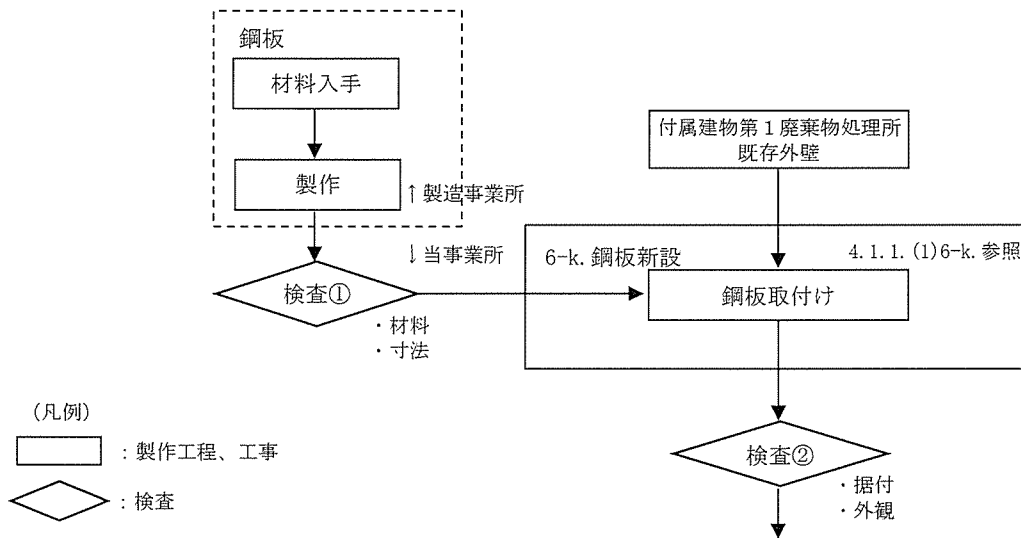
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-i. 間仕切り壁更新の手順フロー図



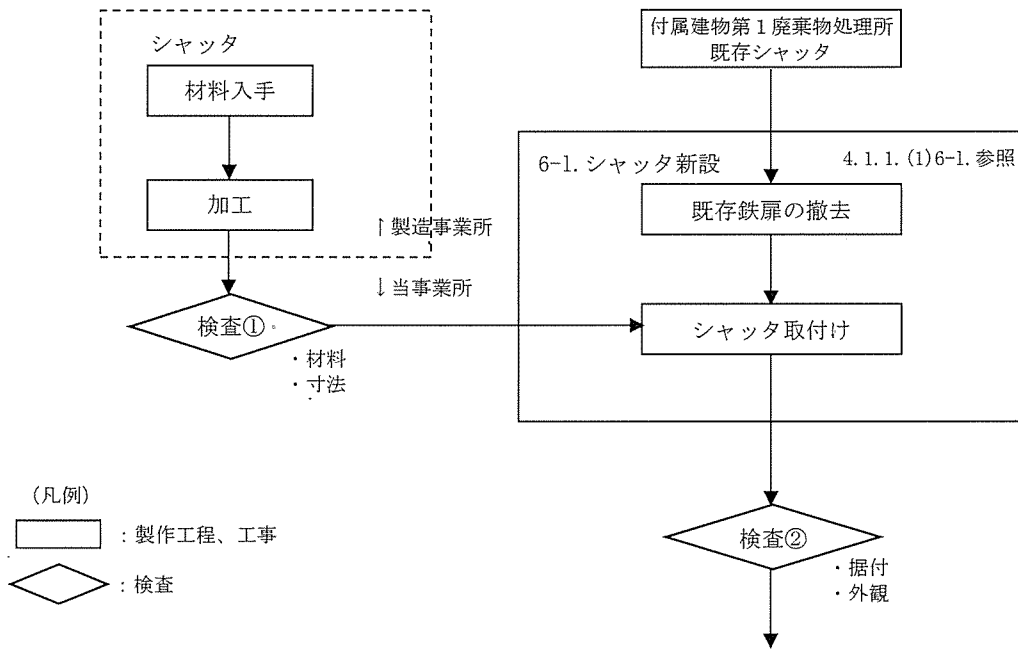
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-j. 外壁サイディング補強の手順フロー図



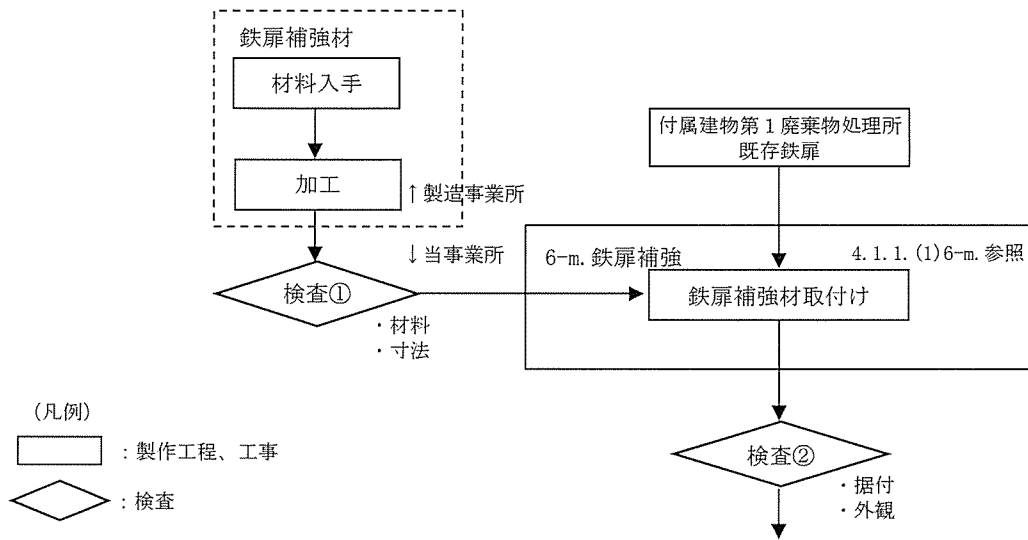
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-k. 鋼板新設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-1. シャッター新設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-m. 鉄扉補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-7(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 2. 付属建物第1廃棄物処理所前室

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a. 参照）により行う。また、付属建物第1廃棄物処理所前室の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を7-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

本工事は新設工事であり、建物の遮蔽能力に影響はなく、また核燃料物質は近傍にないので、特別な措置は講じない。

7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設^(注1、注2、注3)：付属建物第1廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する。

配置を図ト建-1-1~2、4、6~7、13及び図ト建-2-1~7に、エキスパンションジョイントの配置を図イ建-1-5に、鉄扉の配置を図イ建-1-6に、建具表を図イ建-1-7に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き

（日本エキスパンションジョイント工業会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 1-1(1/4)に、検査の方法を表 1-3-8 に示す。

4. 1. 3. 付属建物第2廃棄物処理所

(1) 手順

今回申請の付属建物第2廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。また、付属建物第2廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を8-a.～8-i.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第2廃棄物処理所に核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 付属建物第2廃棄物処理所にある気体廃棄設備(6)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第1廃棄物処理所の気体廃棄設備(5)及び付属建物シリンダ洗浄棟の気体廃棄設備(6)を運転し、付属建物第2廃棄物処理所との境界扉を開放することで、付属建物第2廃棄物処理所の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 復旧時に再利用しない部材のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

8-a. 柱梁仕口部補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金及びベースプレートを溶接により補強する。

配置を図ト建-3-7～13に示す。

8-b. 外部階段移設^(注2)：付属建物第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する。

配置を図ト建-3-1～2、4、6～7に示す。

- 8-c. 耐火壁追設^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する。
配置を図ト建-3-1~2に示す。
- 8-d. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐震性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する。
配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1に示す。
- 8-e. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。
配置を図ト建-3-1に示す。
- 8-f. 外壁サイディング補強^(注2)^(注4)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。
また、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との境界部にエキスパンションジョイントを設置する。
配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1~4及び6~20に、外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図を図ト建-3-21に示す。
- 8-g. 鉄扉新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に示す。
- 8-h. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1~2及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。
- 8-i. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。
配置を図ト建-3-3に示す。

注)：適用指針

- 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
注3) 石膏ボード施工マニュアル（石膏ボード工業会）
注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
（日本エキスパンションジョイント工業会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

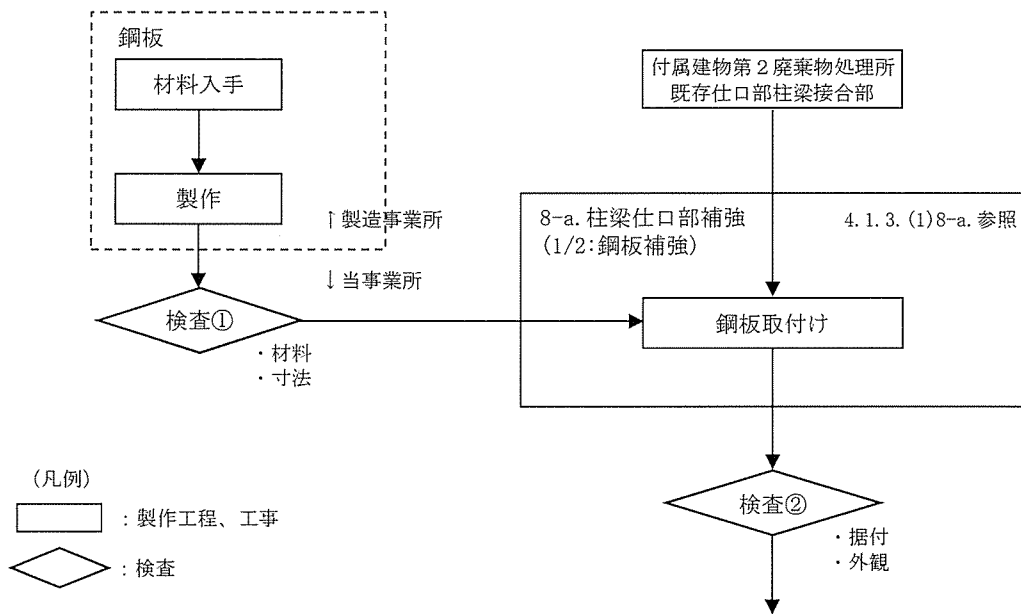
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる

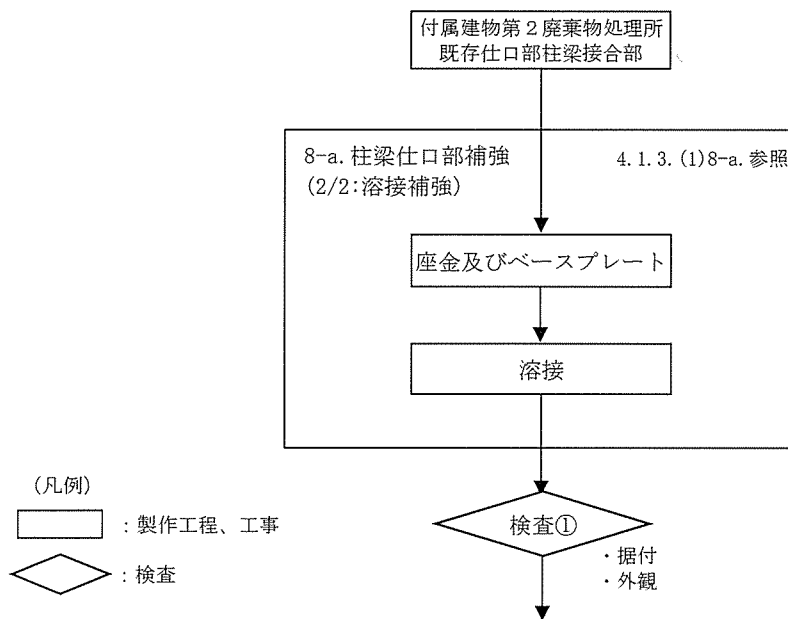
養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
 - ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



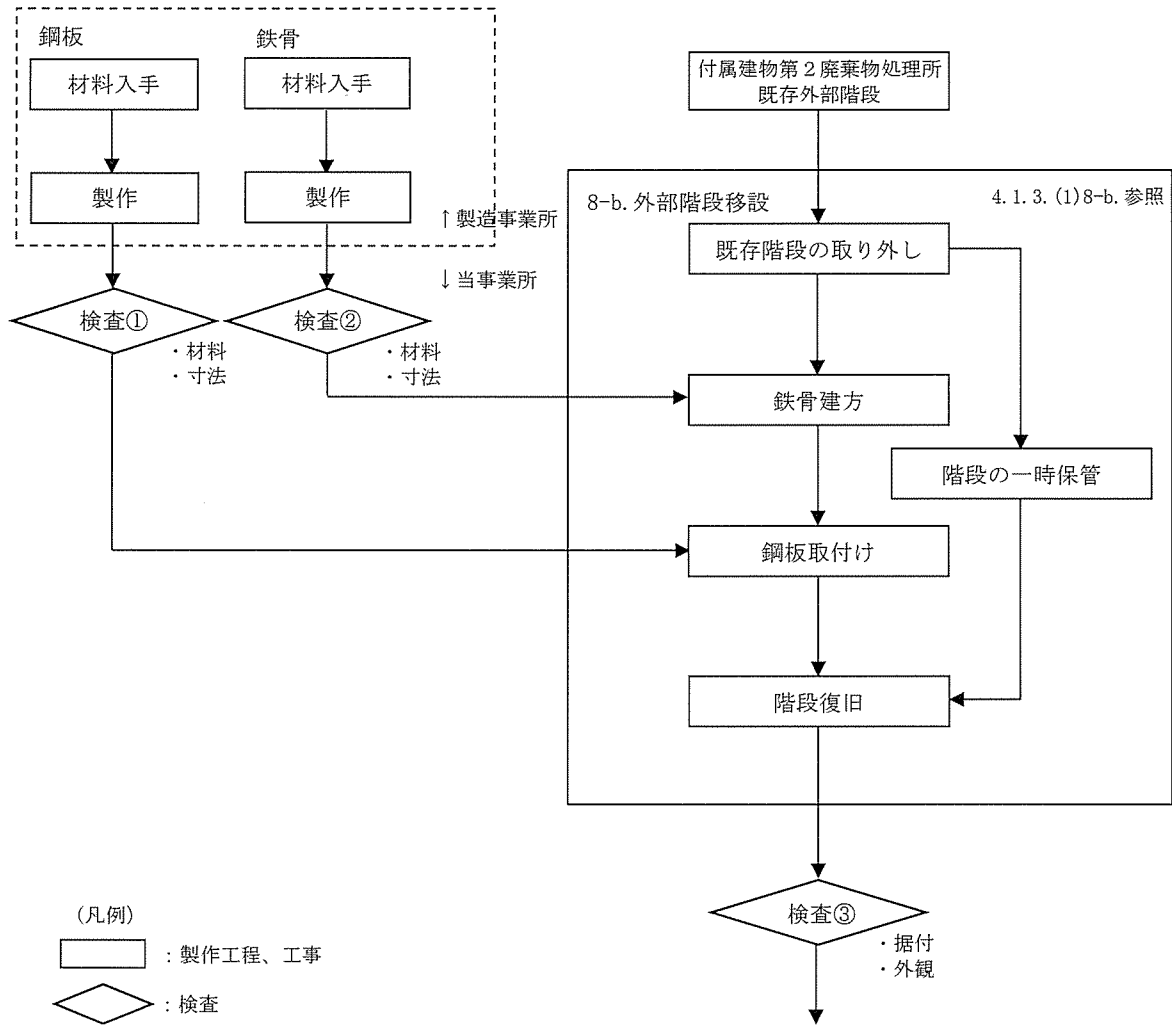
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-a. 柱梁仕口部補強 (1/2: 鋼板補強) の手順フロー図



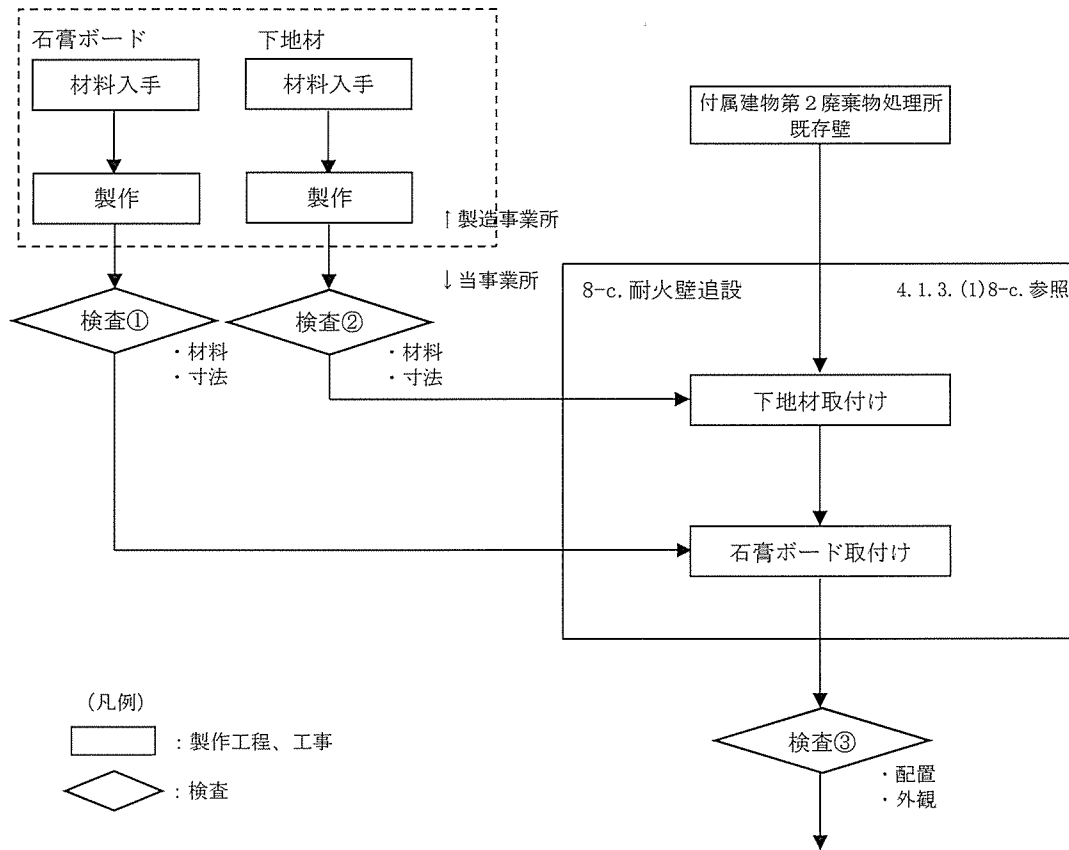
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-a. 柱梁仕口部補強 (2/2 : 溶接補強) の手順フロー図



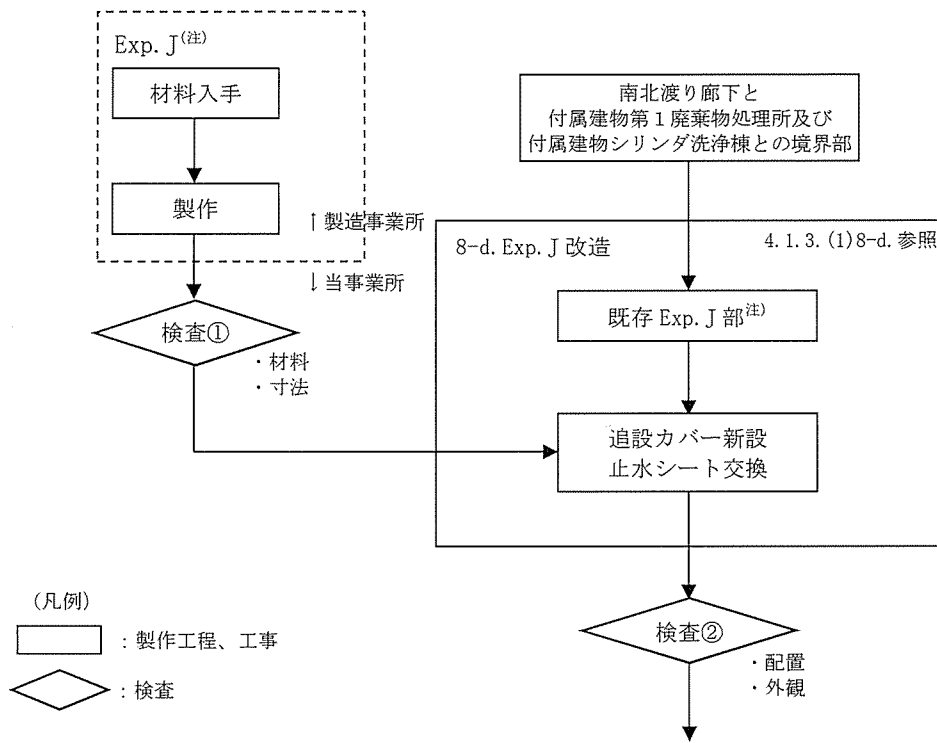
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-b. 外部階段移設の手順フロー図



(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

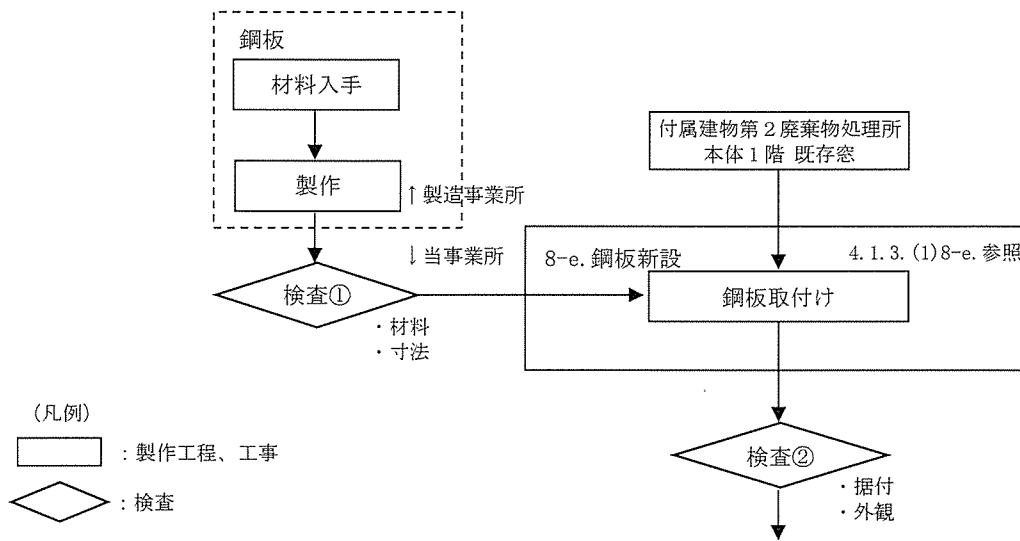
図ト 8-c. 耐火壁追設の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

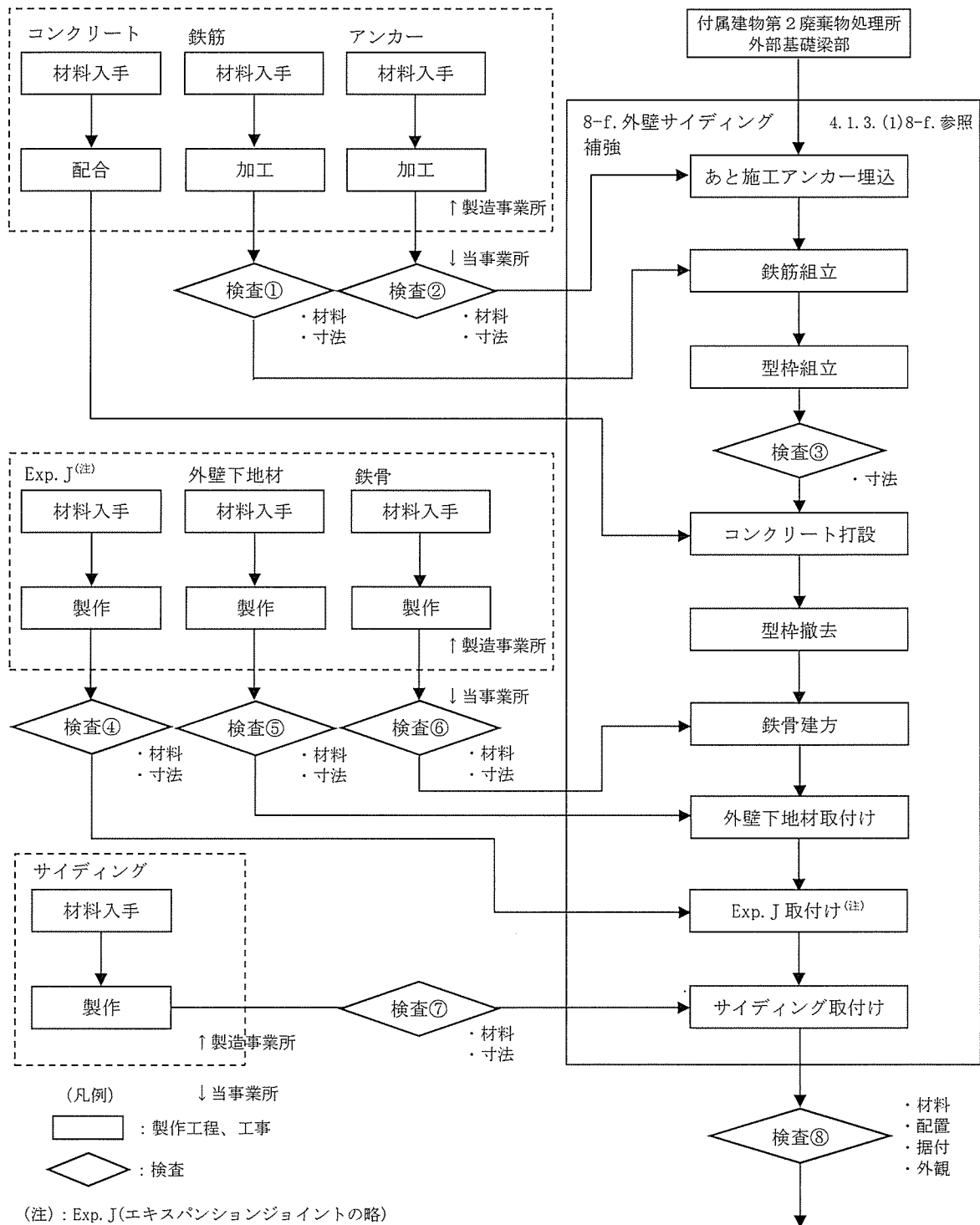
図ト 8-d. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

(注) : Exp. J (エキスパンションジョイントの略)



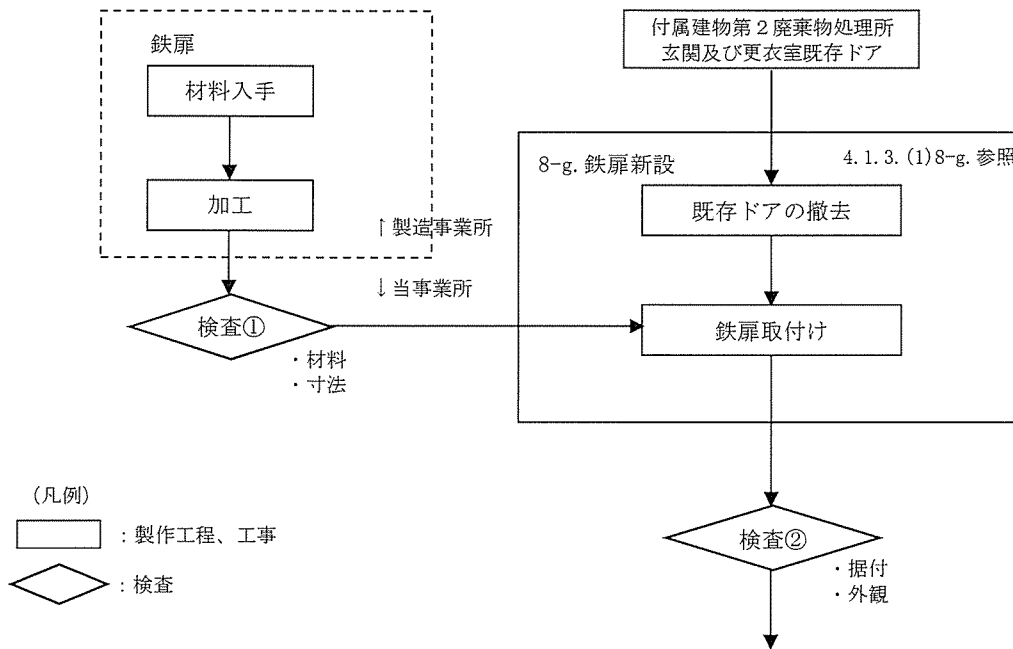
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-e. 鋼板新設の手順フロー図



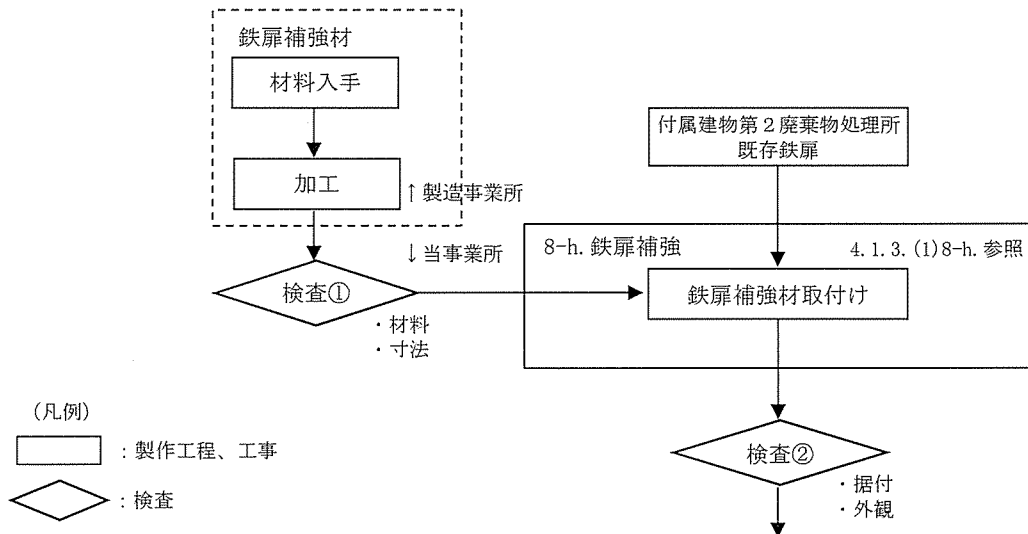
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-f. 外壁サイディング補強の手順フロー図



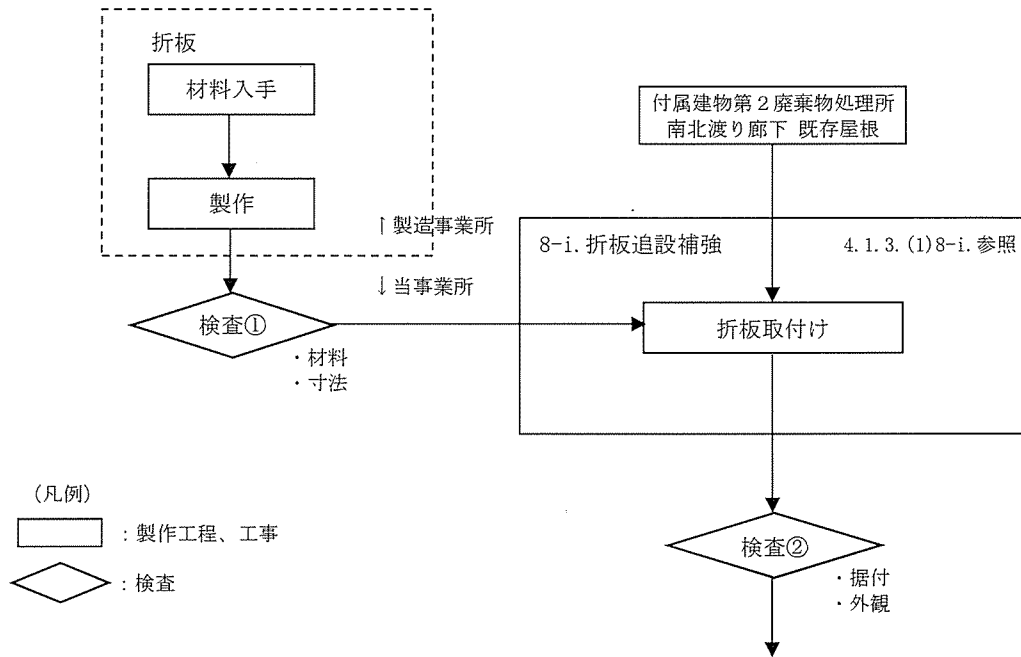
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-g. 鉄扉新設の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-h. 鉄扉補強の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-i. 折板追設補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-9(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 4. 付属建物第3廃棄物倉庫

(1) 手順

今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また、付属建物第3廃棄物倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を9-a.～9-d.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に核燃料物質はない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に保管されている放射性固体廃棄物は、事前に付属建物廃棄物管理棟等に移動することで、工事中に放射性廃棄物は保管されていない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 第2種管理区域境界にある外壁、鉄扉、シャッタ、屋根を撤去、取り外す際には、第2種管理区域を一時的に非管理区域に変更する。境界の壁、鉄扉、シャッタ、屋根の復旧後、第2種管理区域とする。

9-a. 外壁更新^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する。

配置を図ト建-4-6、8、11～12、14～17に示す。

9-b. 鉄扉補強^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する。

配置を図ト建-4-4、6及び8に、建具表及び補強概略図を図ト建-4-4に示す。

9-c. シャッタ交換^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する。

配置を図ト建-4-4、6及び8に、建具表を図ト建-4-4に示す。

9-d. 折板張替え補強^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する。

配置を図ト建-4-7～8及び13に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

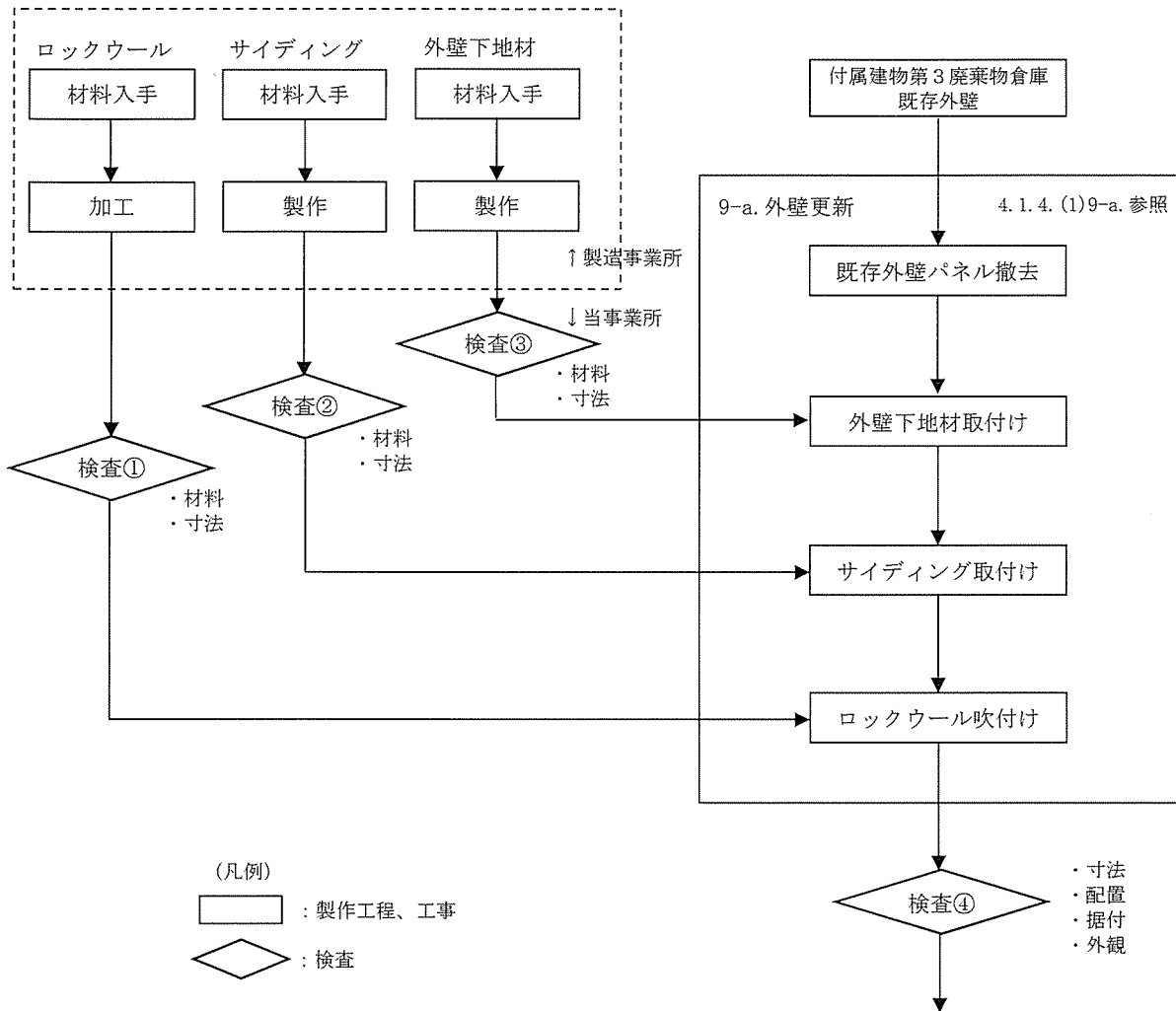
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる

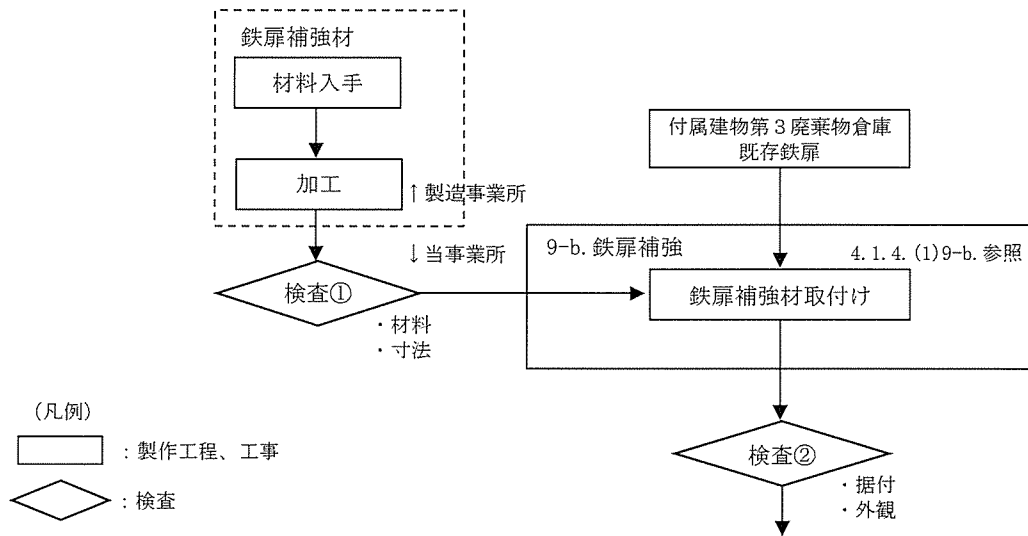
養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



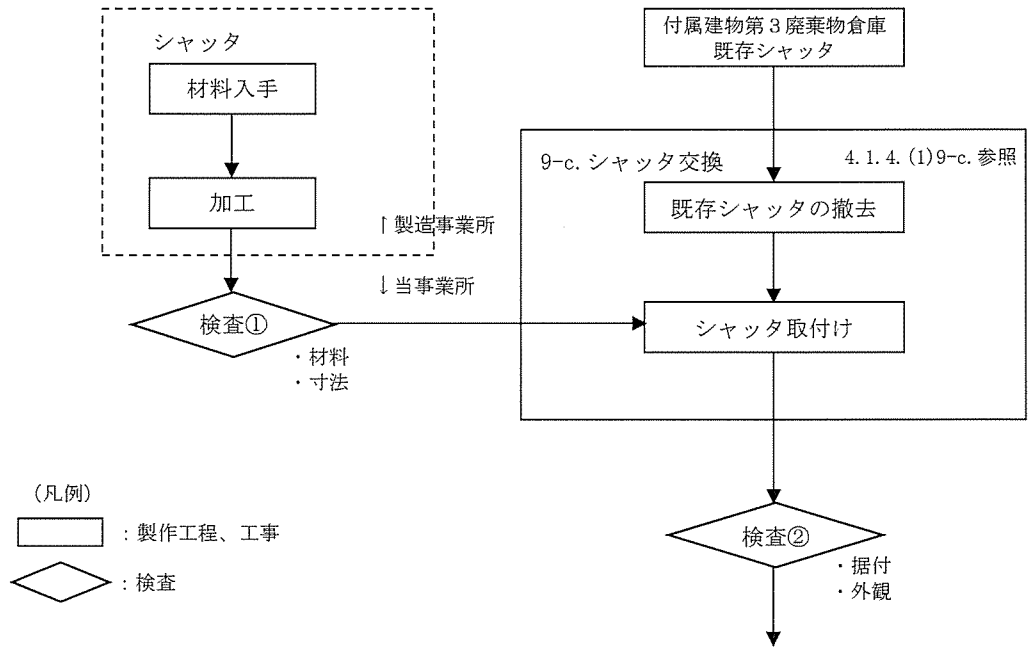
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-a. 外壁更新の手順フロー図



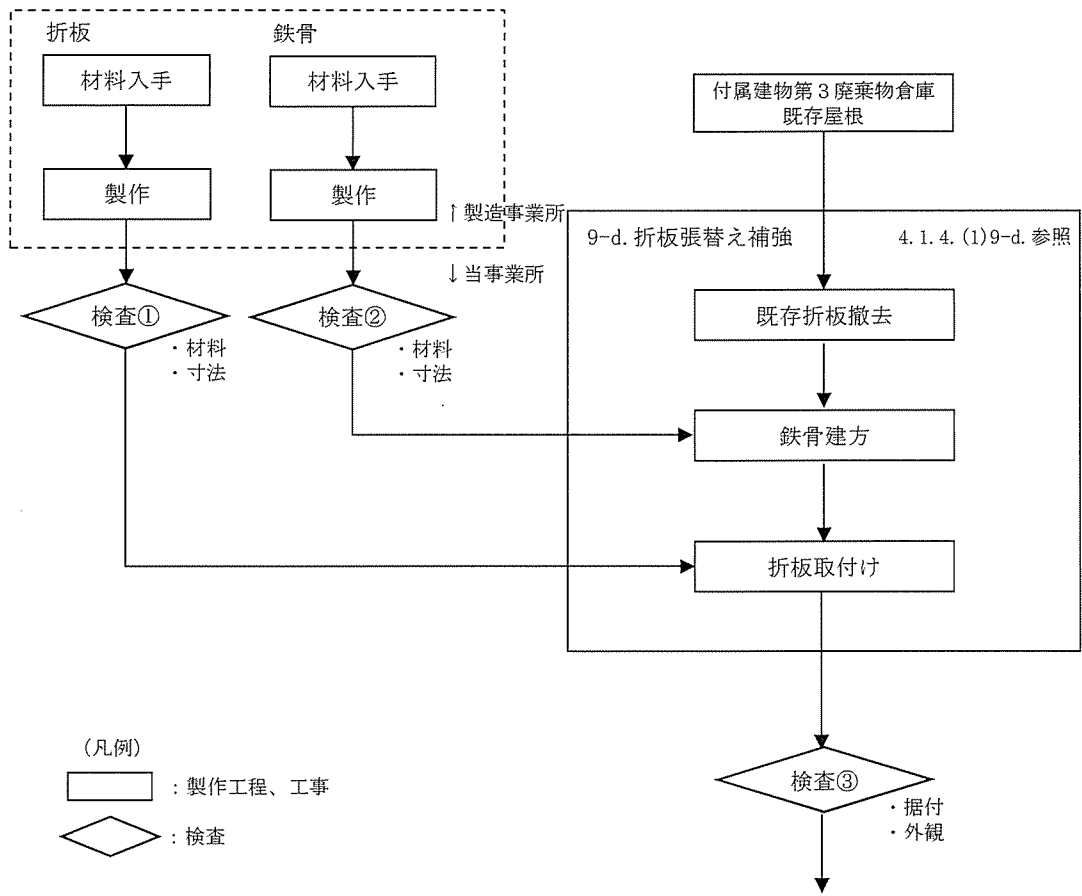
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-b. 鉄扉補強の手順フロー図



(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-c. シャッタ交換の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-d. 折板張替え補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-10(1/2)～(2/2)に示す。

4. 1. 5. 付属建物除染室・分析室

(1) 手順

今回申請の付属建物除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-4参照）により行う。また、付属建物除染室・分析室の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を10-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物除染室・分析室に核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 気体廃棄設備(1)を停止させる必要がある場合は、隣接する工場棟成型工場の気体廃棄設備(2)を運転し、工場棟転換工場との境界扉を開放することで、工場棟転換工場の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 復旧時に再利用しない部材のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

10-a. 鉄扉新設^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物除染室・分析室の4次申請にて認可されたシャッタの外側に鉄扉(SD-220)を新設する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

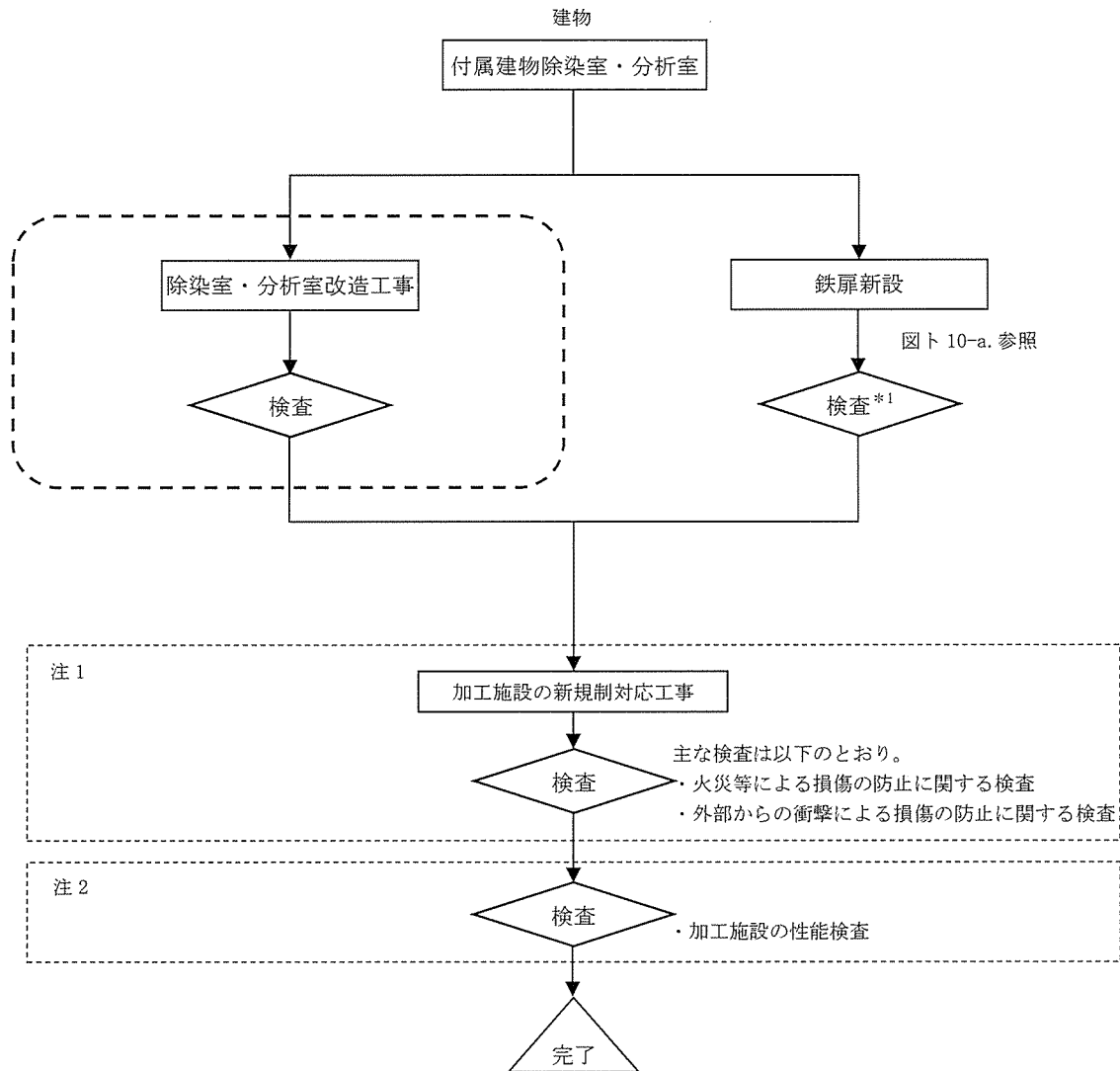
注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外

- の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
 - ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



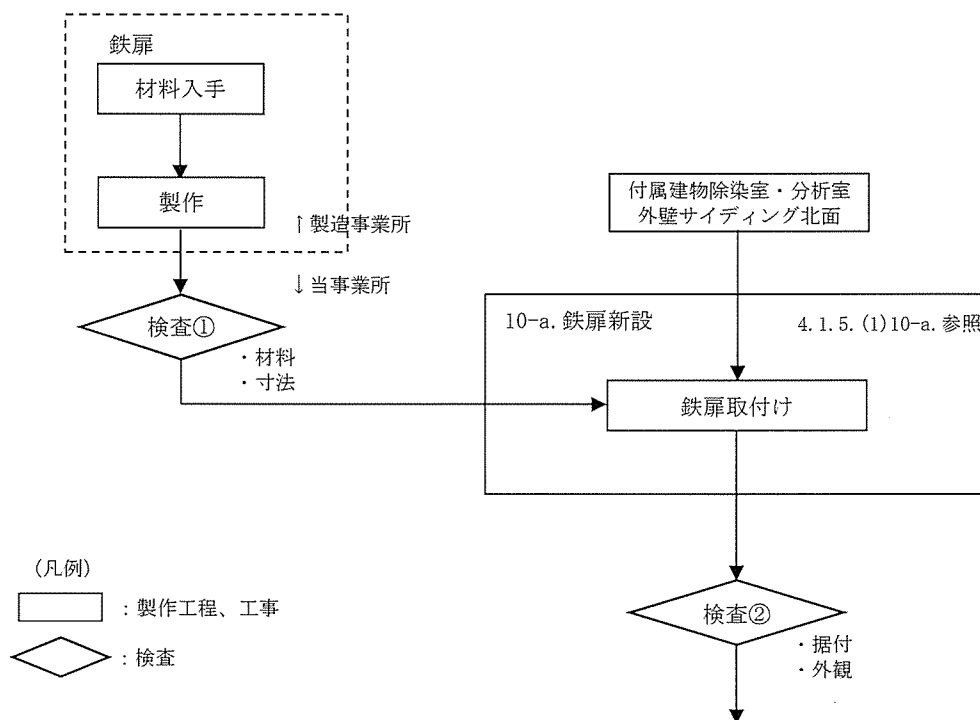
図ト1-4 工事の手順フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
 - : 検査
 - : 既認可
(4次申請:285ページ参照)

*1: I-2 検査の項目及び方法
表1-3-11 参照

注1: 付属建物除染室・分析室以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図ト 1-4 工事の手順フロー図へ)

図ト 10-a. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-11に示す。

4. 1. 6. 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット

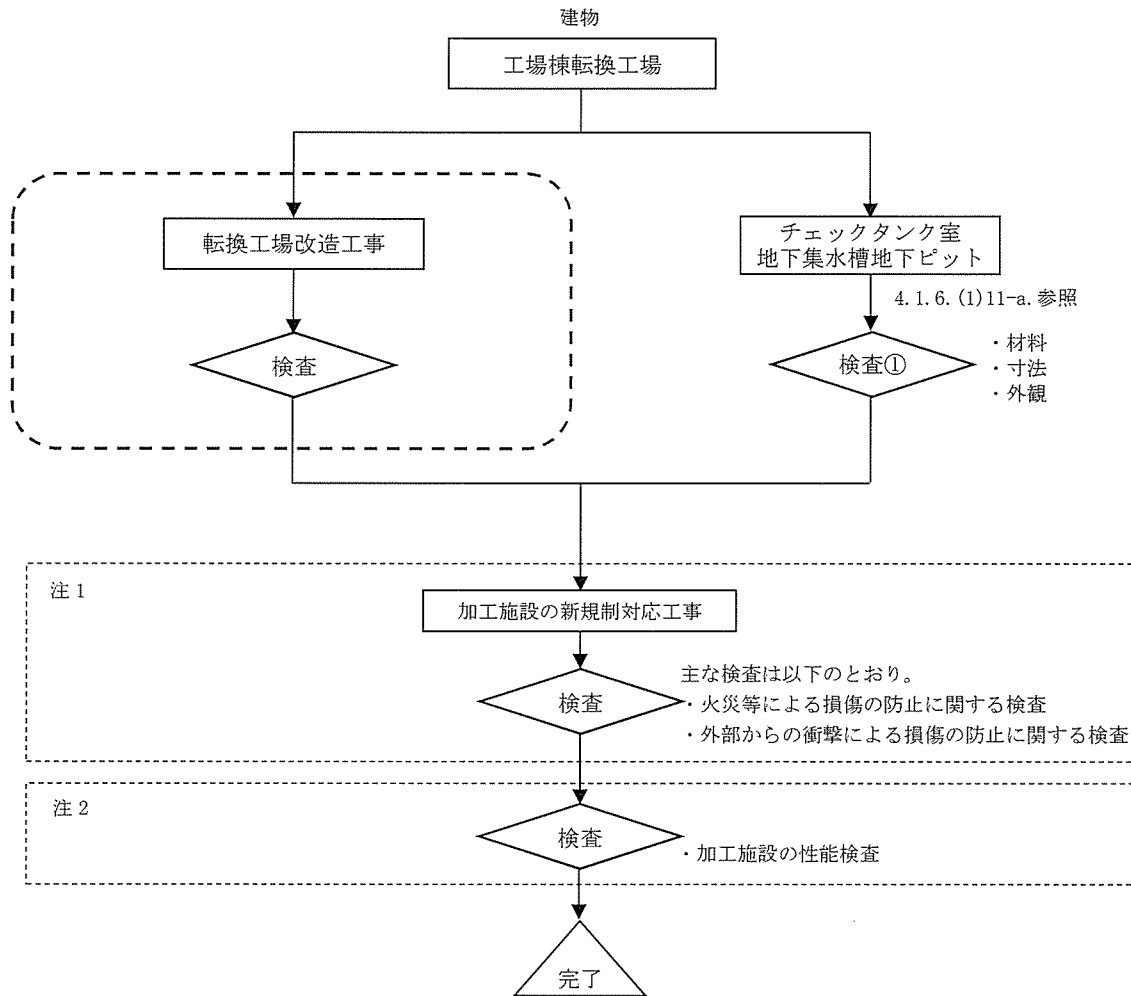
(1) 手順

今回申請の工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピットは改造工事を伴わない。以下に示す手順（図ト11-a. 参照）により検査を行い適合の確認を実施する。また、チェックタンク室地下集水槽地下ピットの工事番号とその検査の方法を11-a. に示す。

11-a. チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査：工場棟転換工場内のチェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査をする。

配置を図ト建-5-1に示す。

- 1) チェックタンク室地下集水槽地下ピットについて I - 2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。



図ト 11-a. チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
 - : 検査
 - : 既認可
(4次申請:29ページ参照)

注1: 工場棟転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-12に示す。

4. 1. 7. 付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)

(1) 手順

今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト12-a. 参照)により行う。また、廃棄物貯蔵設備(5)の工事番号とその検査の方法を12-a. に示す。

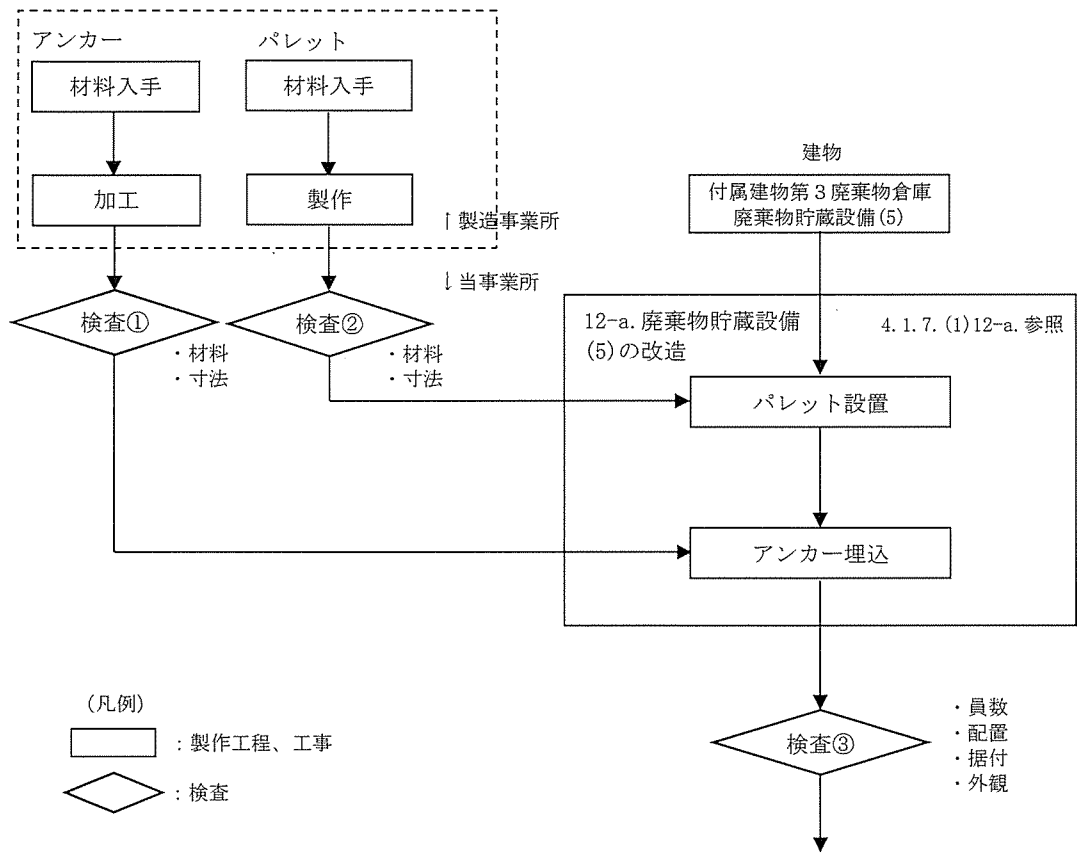
なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に核燃料物質はない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に保管されている放射性固体廃棄物は、事前に付属建物廃棄物管理棟等に移動することで、工事中に放射性廃棄物は保管されていない。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 第2種管理区域境界にある外壁、鉄扉、シャッタ、屋根を撤去、取り外す際には、第2種管理区域を一時的に非管理区域に変更する。境界の壁、鉄扉、シャッタ、屋根の復旧後、第2種管理区域とする。

12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の改造：付属建物第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアである廃棄物貯蔵設備(5)にパレットを設置し、アンカーボルトで固定する。

配置を図ト配一固1(1/3)～(3/3)に示す。



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の改造の手順フロー図

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-13に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2-1. 気体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 1-1、図イ 2-1、図イ 2-2、図ハ 2-1、図ハ 2-2、図ヘ 2-1、図ト 1-1、図ト 1-2、図ト 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 19-0257 号、三原燃 第 18-1216 号、三原燃 第 19-0801 号、三原燃 第 20-0273 号)に示している。

工場棟転換工場転換加工室の大型粉末容器貯蔵架台、工場棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚と余剰ペレット貯蔵棚、付属建物第2核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、加工棟成型工場粉末貯蔵室(1)の原料粉末貯蔵棚、加工棟成型工場粉末貯蔵室(2)のスクラップ粉末貯蔵棚(粉末用)、加工棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚、及び付属建物シリンダ洗浄棟貯蔵室(3)の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、工事エリアから離れていない場合には、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。工事中は気体廃棄施設の運転を行い、負圧維持する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせて切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

設備・機器を取り外したダクトに対しては閉止措置を行うが、第1種管理区域の負圧維持のために継続使用する系統のダクトについては閉止措置を行わず継続使用する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 新設又は改造する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-3-1及び図ト2-3-2参照)

- 1) 取り外し対象の機器・設備について、固定しているボルト等を外して取り外しを行う。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は機器・設備を取り外した状態で一時的に使用する。
- 2) 第1種管理区域内で取り外した機器・設備を再度使用する場合は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。仮置き場所は先行して設工認申請(三原燃 第18-1216号、三原燃 第19-0801号)した場所とする。

※ 1)~2)の工事のうち、建物干渉による取り外し工事は先行して申請した設工認(三原燃 第18-1216号、三原燃 第19-0801号)で実施しているため、本設工認

申請では対象外とする。

- 3) アンカーボルト等の補強部材、機器、ダクト、ダンパ等(本項では以下「部品」と記載)の機器の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 4) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 5) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 6) 検査合格後、当事業所の工事实施場所に搬入する。
- 7) 設備・機器の移設、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、復旧、施工工事(所定系統への接続含む)及びI-2の検査を実施する。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は、性能検査を行うまで機能を維持し、検査終了後に使用を開始する。
- 8) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-4-1及び図ト2-4-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

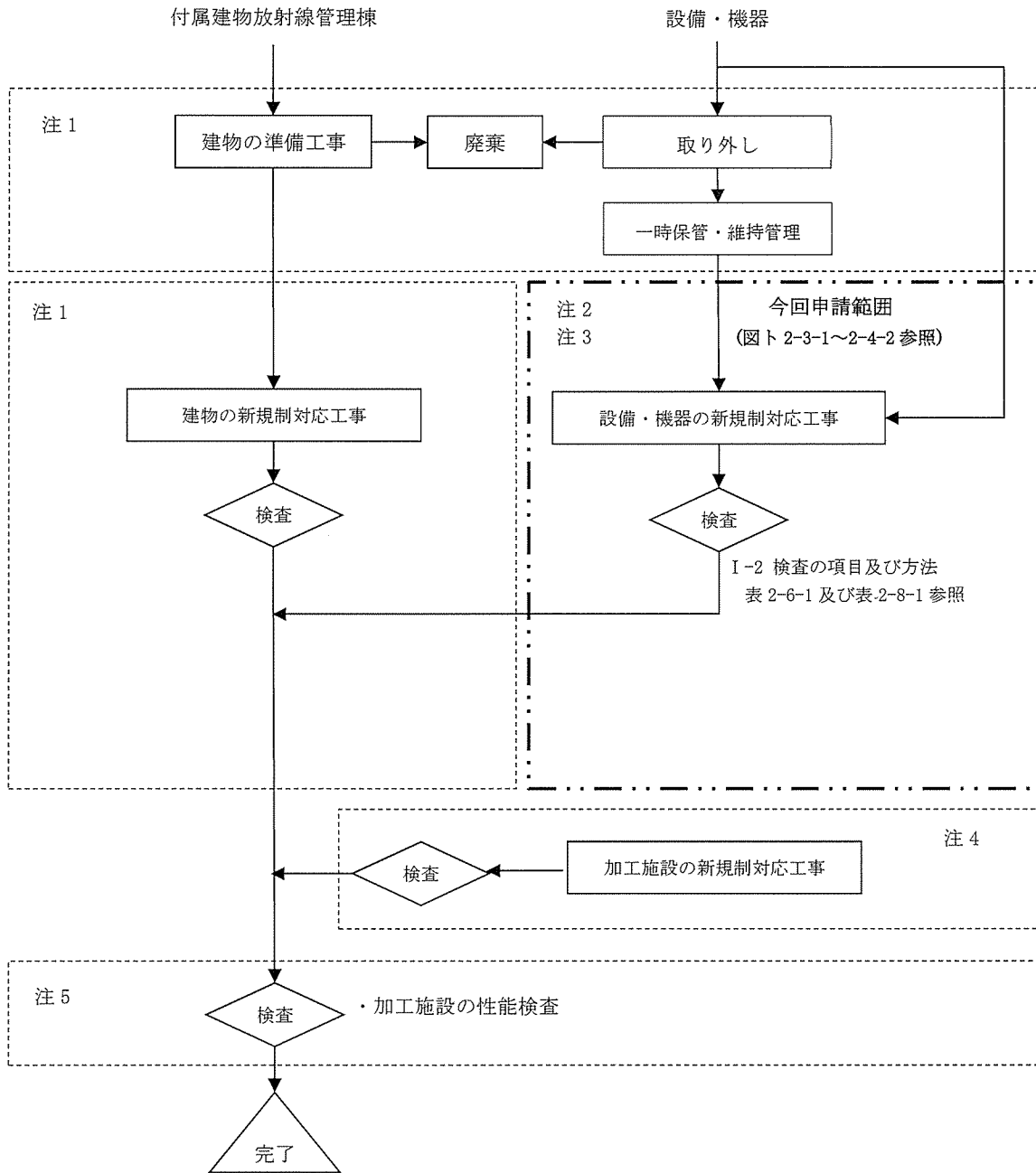
- c. 入退域・放射線管理
 - ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
 - ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
 - ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



注 1：先行設工認申請済み。

注 2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注 3：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注 4：附属建物放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

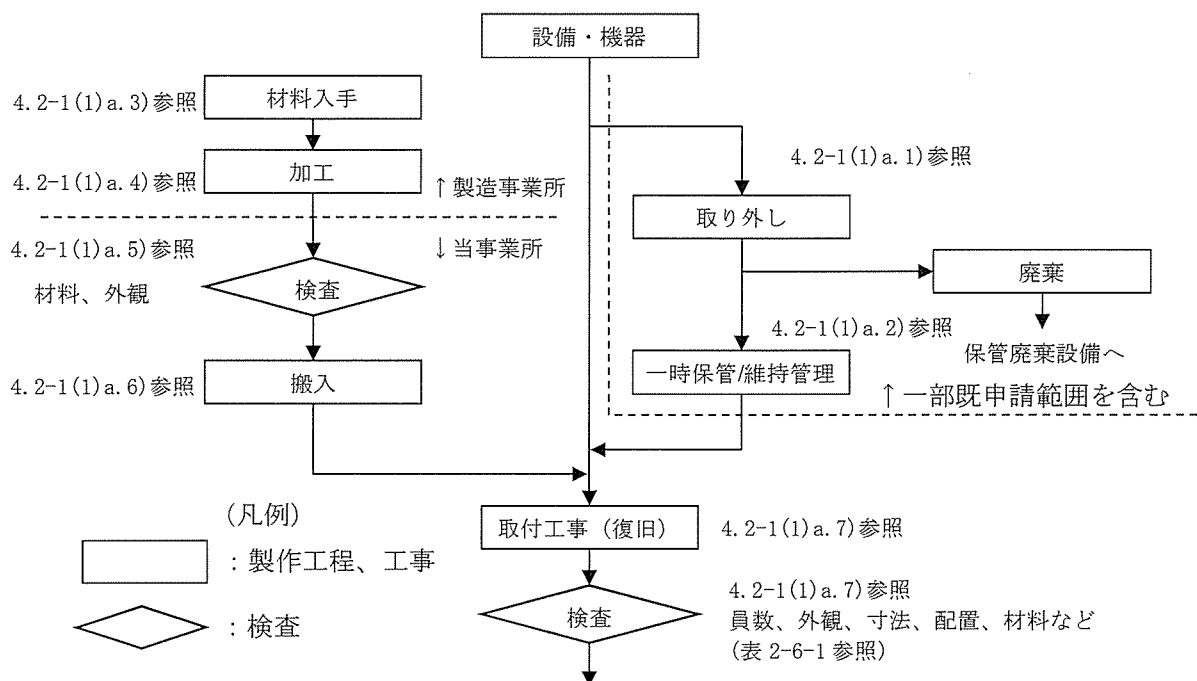
注 5：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

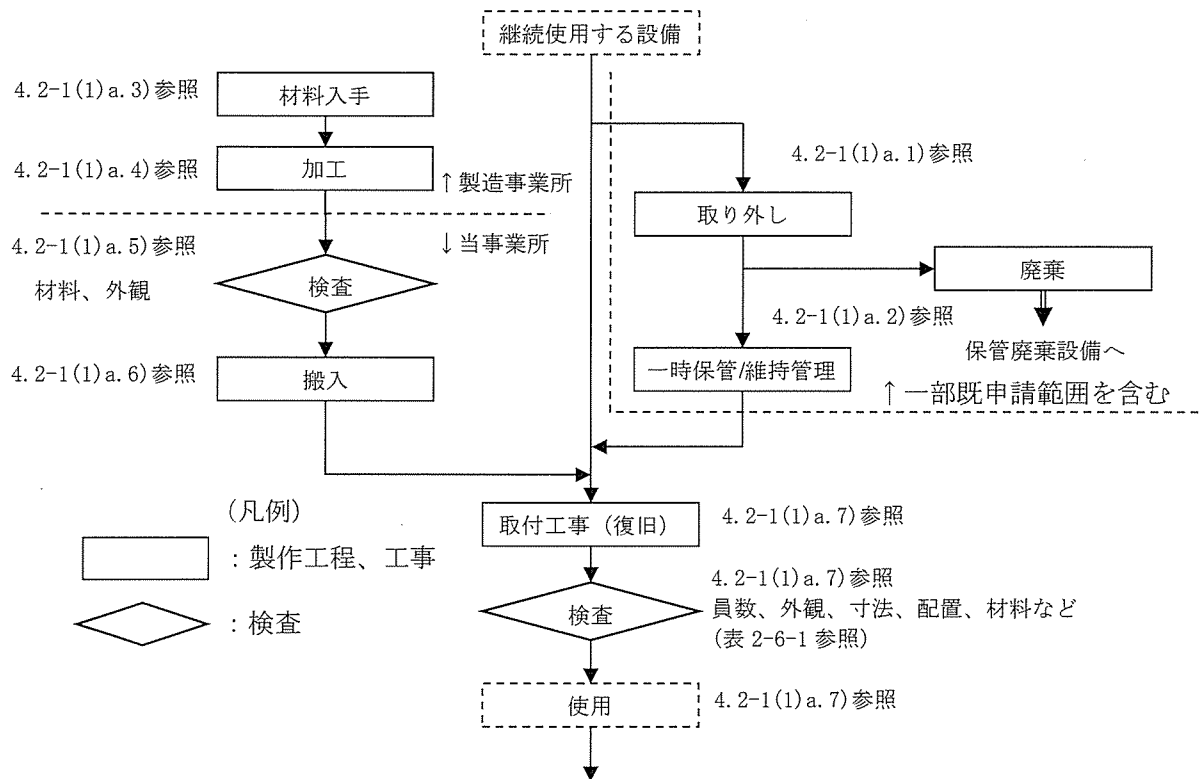
◇ : 検査

図ト2-2 建物工事と設備工事との関係図 (附属建物放射線管理棟)



工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
 附属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
 附属建物第2核燃料倉庫 (図ヘ 2-1) または
 工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
 附属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
 加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
 附属建物第1廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
 附属建物第2廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
 附属建物シリング洗浄棟 (図イ 1-1) へ

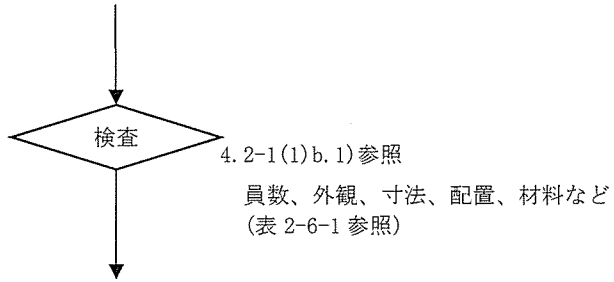
図ト 2-3-1 工事の手順フロー図(新設又は改造する設備・機器)



工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
 付属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
 付属建物第2核燃料倉庫 (図へ 2-1) または
 工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
 付属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
 加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
 付属建物第1廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
 付属建物第2廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
 付属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 1-1) へ

図ト 2-3-2 工事の手順フロー図(新設又は改造する継続使用の設備・機器)

変更しない設備・機器



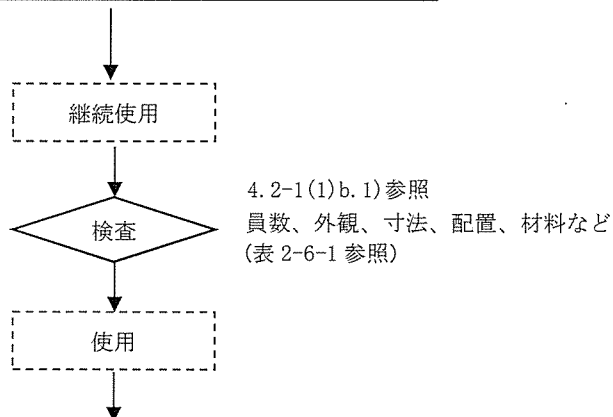
工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
付属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
付属建物第2核燃料倉庫 (図へ 2-1) または
工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
付属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
付属建物第1廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
付属建物第2廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
付属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 1-1) へ

(凡例)

◇ : 検査

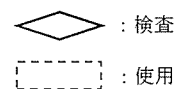
図ト 2-4-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

変更しない設備・機器（継続使用の設備・機器）



工場棟転換工場（図イ 2-1）または
附属建物除染室・分析室（図イ 2-2）または
附属建物第 2 核燃料倉庫（図へ 2-1）または
工場棟成型工場（図ハ 2-1）または
附属建物放射線管理棟（図ト 2-2）または
加工棟成型工場（図ハ 2-2）または
附属建物第 1 廃棄物処理所（図ト 1-1）または
附属建物第 2 廃棄物処理所（図ト 1-2）または
附属建物シリンダ洗浄棟（図イ 1-1）へ

（凡例）



図ト 2-4-2 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

4. 2-2. 液体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1 及び図ハ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 19-0257 号、三原燃 第 18-1216 号、三原燃 第 19-0801 号)に示している。

なお、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-5-1及び図ト2-5-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-6-1及び図ト2-6-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種

要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

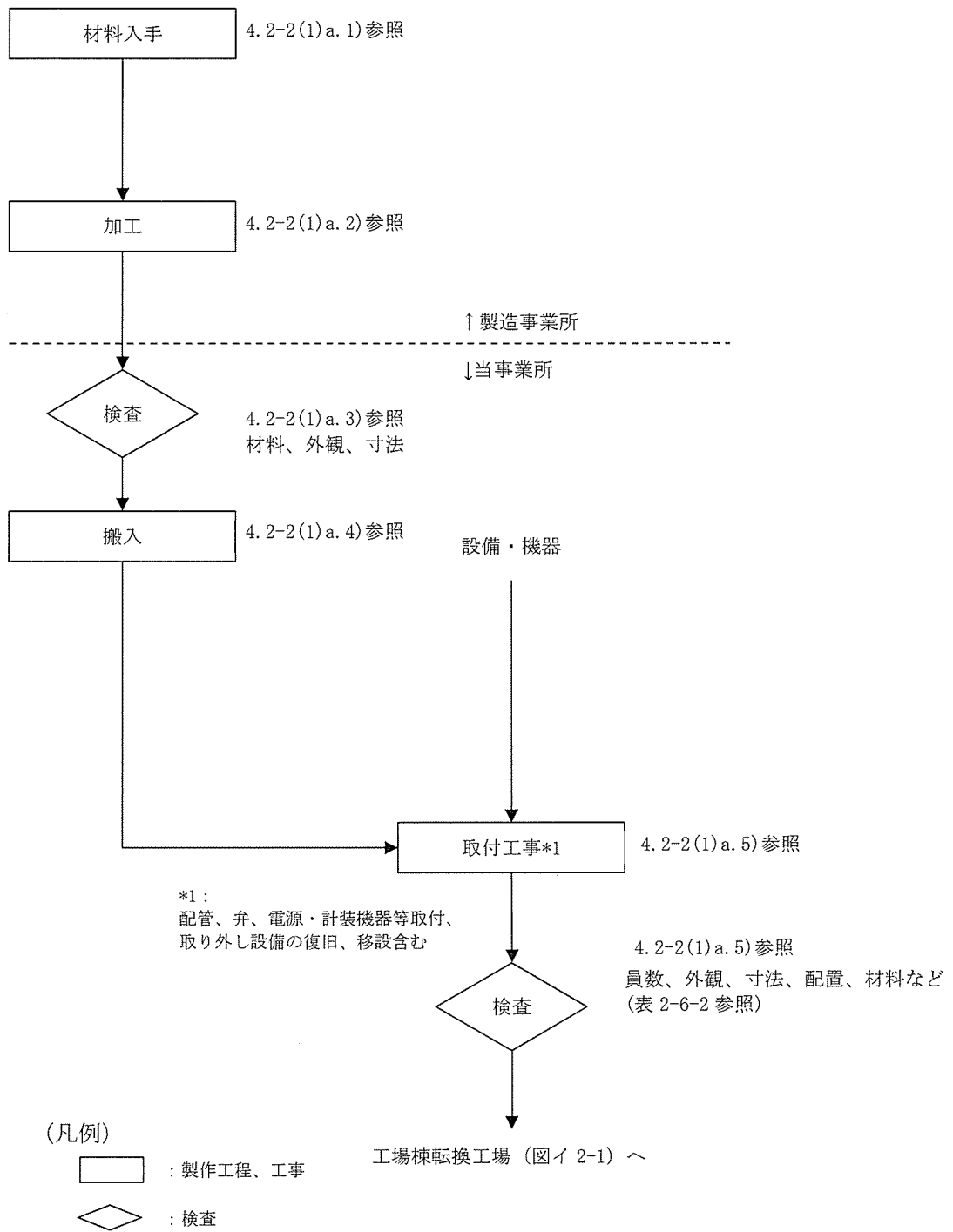
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

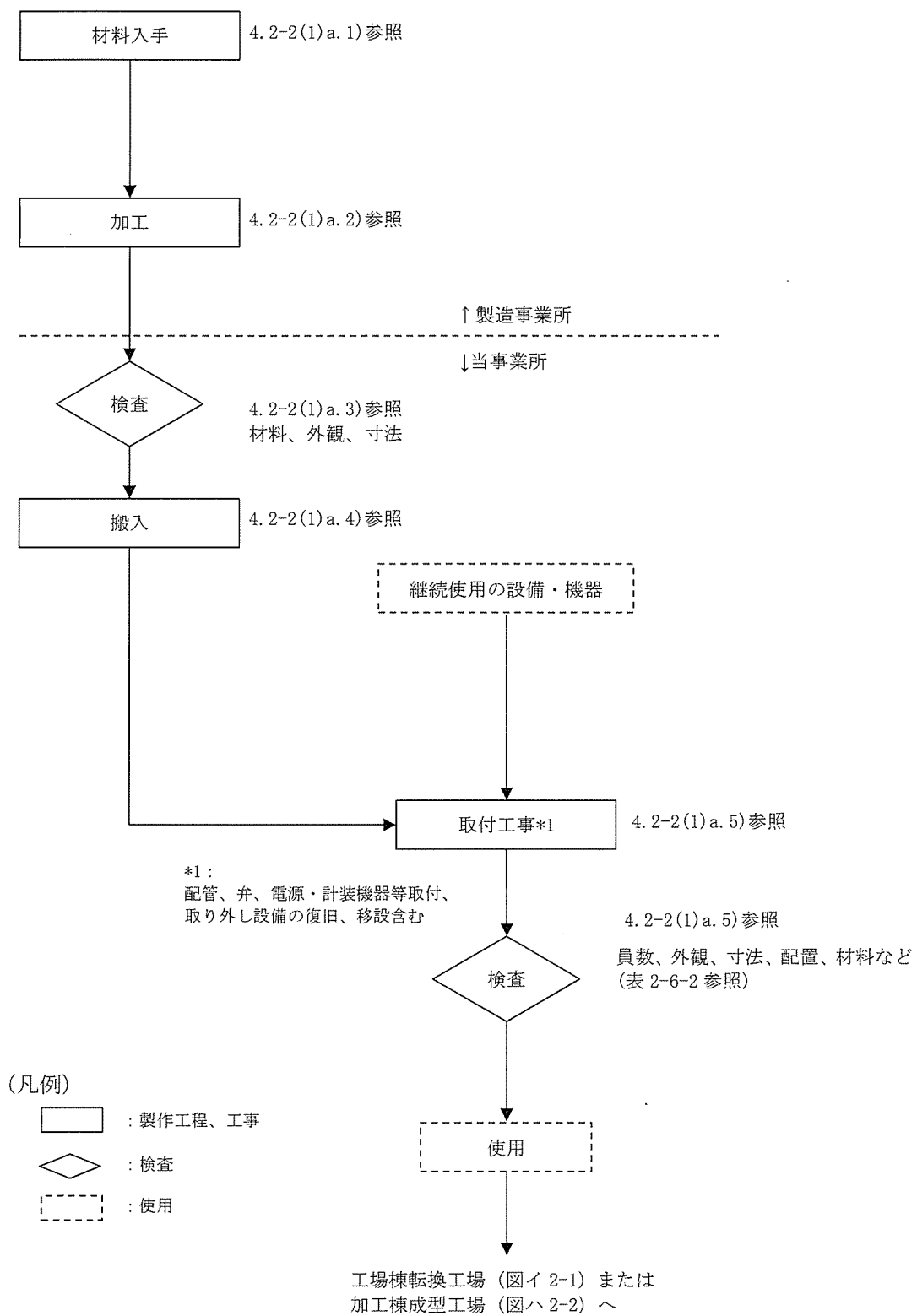
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-2 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。

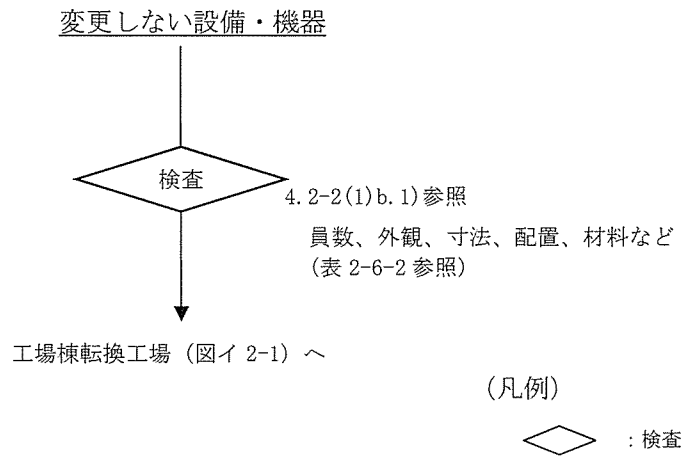


図ト 2-5-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)



図ト 2-5-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

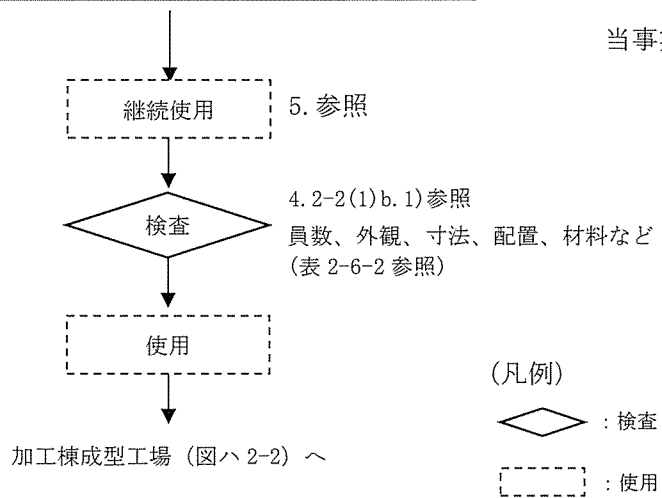
当事業所



図ト 2-6-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

変更しない設備・機器 (継続使用の設備・機器)

当事業所



図ト 2-6-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

4. 2-3. 固体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第20-0273号)に示している。

なお、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-7-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-8-1参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

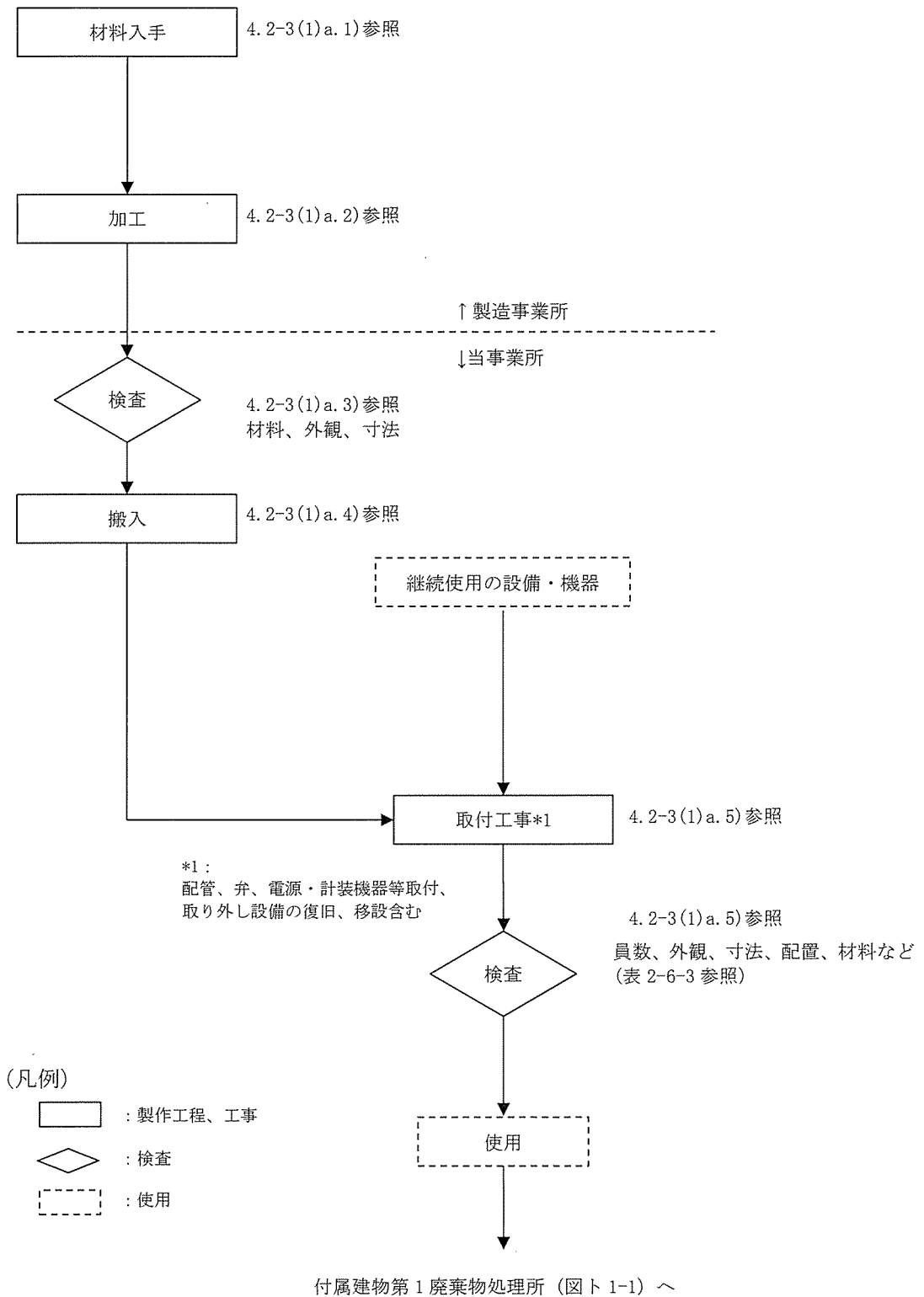
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

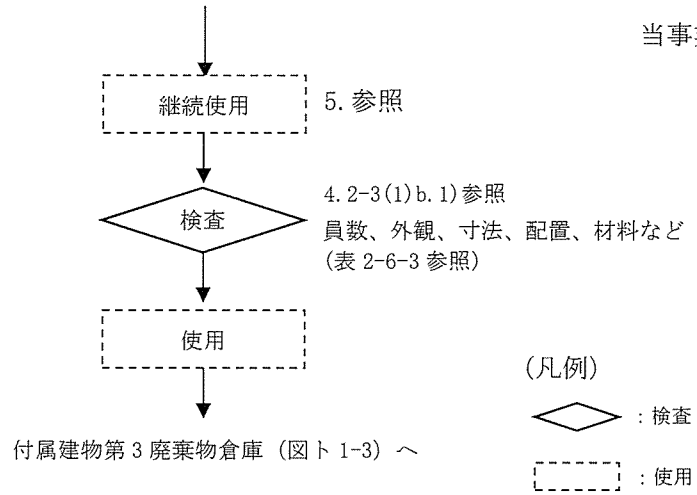
検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-3 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



図ト 2-7-1 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

変更しない設備・機器（継続使用の設備・機器）

当事業所



図ト 2-8-1 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

4. 2-4. イオン交換塔(廃液処理設備(1))(撤去)

(1) 手順

今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-9-1参照)。

建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

- 1) 対象設備・機器を撤去する前に以下の作業を実施する。
 - ・必要に応じ周辺をシート等で養生する。
 - ・第1種管理区域に設置されている設備・機器は、付着しているウランを回収及び除染を実施する。
 - ・局所排気ダクト、配管(ガス、工業用水等)が接続されている設備・機器は元栓閉止後、切り離しを行い、閉止栓または閉止板を用いて縁切りを実施する。
 - ・可燃性ガス、試薬を取扱う設備、配管は水によりフラッシングを実施後、開放する。
 - ・電源が接続されている設備・機器は、主電源を切断後、不要なケーブル類を撤去する。
- 2) 設備・機器が固定されているボルト等を外す。
- 3) クレーン、フォークリフト、ハンドリフター等の適切な道具や設備で、撤去する設備・機器を切り離し、解体または保管場所に移動する。
- 4) 第1種管理区域より撤去する設備・機器のうち、核燃料物質で汚染しているものは、放射性固体廃棄物として200ℓドラム缶に収納する形に減容して、保管廃棄設備に搬送して保管する。なお、第2種管理区域より撤去する設備・機器は指定された保管場所まで移動し、シート等で養生する。また、撤去・解体作業を実施する際、必要に応じ以下作業を実施する。
 - ・火気を使用する場合は、周辺設備・機器に不燃シート等にて養生する。
 - ・粉塵・ヒュームが発生する場合は、局所廃棄設備等を仮設する。
- 5) 設備・機器撤去後の床表面は、修復後、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する(閉じ込め機能、核燃料物質等による汚染の防止については、添付書類適合説明書 資料18設(21.1-設1)参照。)
- 6) 撤去後の床を工事資機材等の仮置き場として使用する場合は、保護シート等で養生してから使用する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。

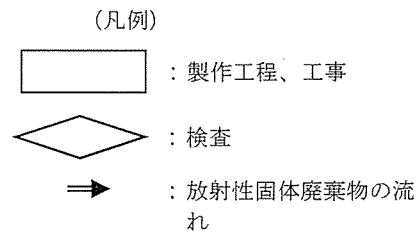
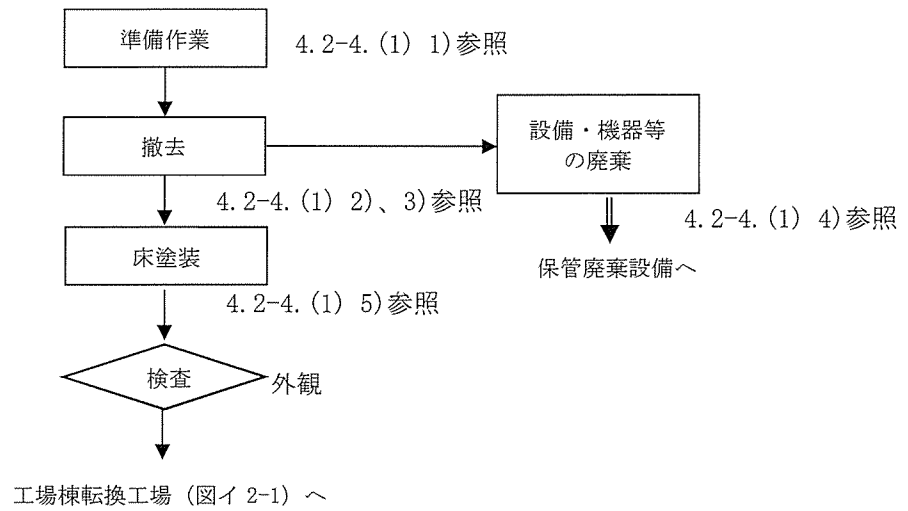
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
 - ・高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-2 に、検査の方法を表 2-8-2 に示す。



図ト 2-9-1 工事の手順フロー図 (撤去)

4. 3. 準備工事

4. 3. 1. 放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所

(1) 手順

今回申請の放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。

取り外した設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物シリンダ洗浄棟には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。放射線管理棟、付属建物除染室・分析室及び付属建物第1廃棄物処理所には核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口部を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- a. 核燃料物質の汚染のおそれのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大するおそれがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。
- b. 取り外し対象の設備・機器は、固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、設備・機器の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- c. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

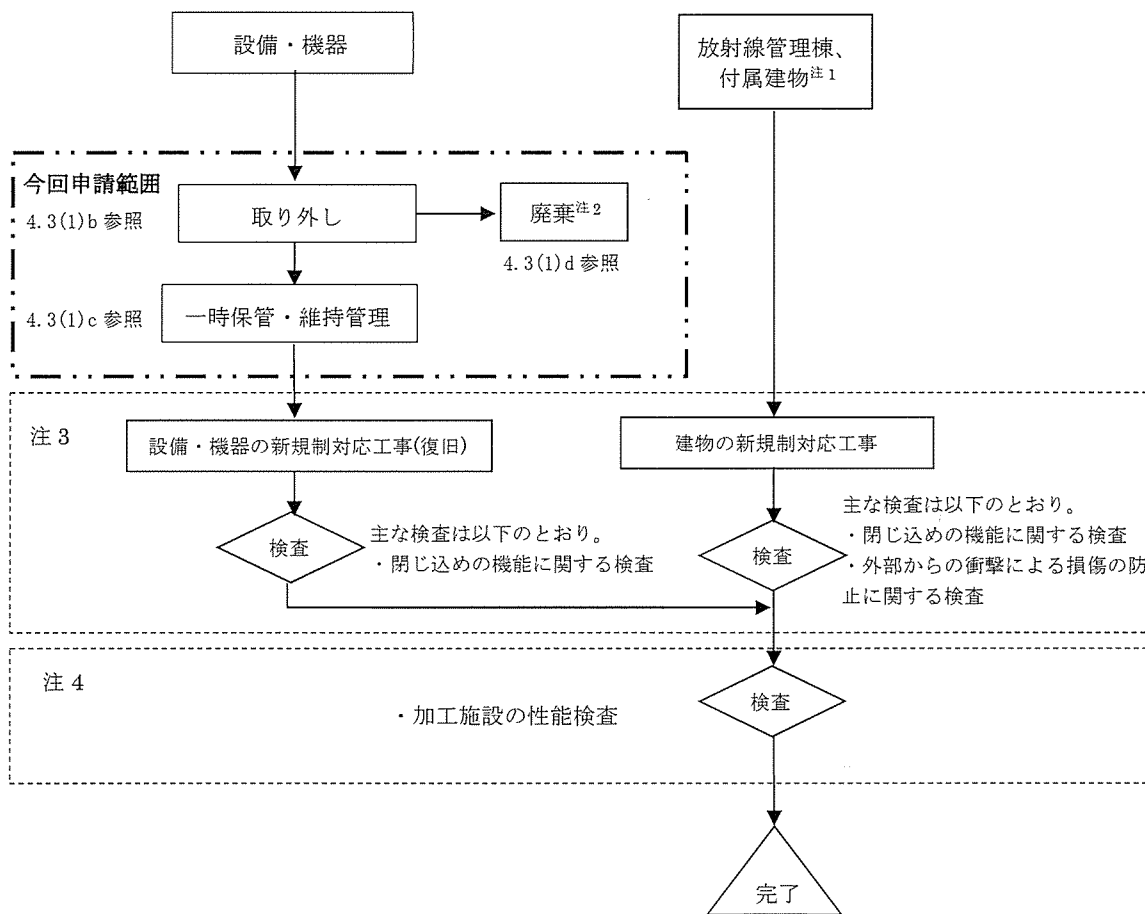
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

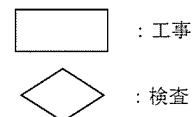
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



- 注 1：付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第 1 廃棄物処理所。
 注 2：第 1 種管理区域内で取り外した設備・機器のうち、核燃料物質で汚染され、不要となったものは、放射性廃棄物として保管廃棄する。
 注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室は第 4 次申請にて申請済み、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第 1 廃棄物処理所は今回申請する。設備・機器については次回以降申請を行う。
 注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)



図ト準一1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

4. 3. 2. 付属建物シリンダ洗浄棟 廃液処理設備(3)

本申請に係る工事では、付属建物第2廃棄物処理所で実施する建物工事と干渉する廃液処理設備(3)の配管系統の一部を取り外し、代替措置を講じる。

管理区域内での手洗い等で発生した廃水の送液に使用する配管系統を確保するため、建物工事との干渉を避けた迂回経路を敷設する。

(1) 手順

今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-2参照）により行う。

代替措置を講じる設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物シリンダ洗浄棟には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口部を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- 1) 代替措置対象設備（配管）の製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を入手し、設備を加工製作する。
- 2) 当事業所にて当該設備の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・ 代替配管の材質が難燃性であることを『メーカー仕様書』により確認する。（材料）
 - ・ 代替配管に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
- 3) 当該系統に接続されている廃液処理設備の運転を停止する。
- 4) 取り外し対象の設備（配管）を固定しているボルトなどを取り外し、当該設備を取り外す。
- 5) 取り外した設備（配管）の内、再使用しない物については、200ℓドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。
- 6) シリンダ洗浄棟外壁に開口を設け、代替措置対象設備（配管）の据え付けを行う。
- 7) 既設の配管に代替措置対象設備（配管）を接続する。
- 8) 代替措置完了後に使用前の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・ 代替措置を講じた配管系統に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
 - ・ 代替措置を講じた配管の接合部に緩みがないことを工具等により確認する。（据付）

- ・ 接合部から廃液の漏れがないことを目視により確認する。（その他）
- 9) 廃液処理設備の運転を開始する。なお当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。また使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

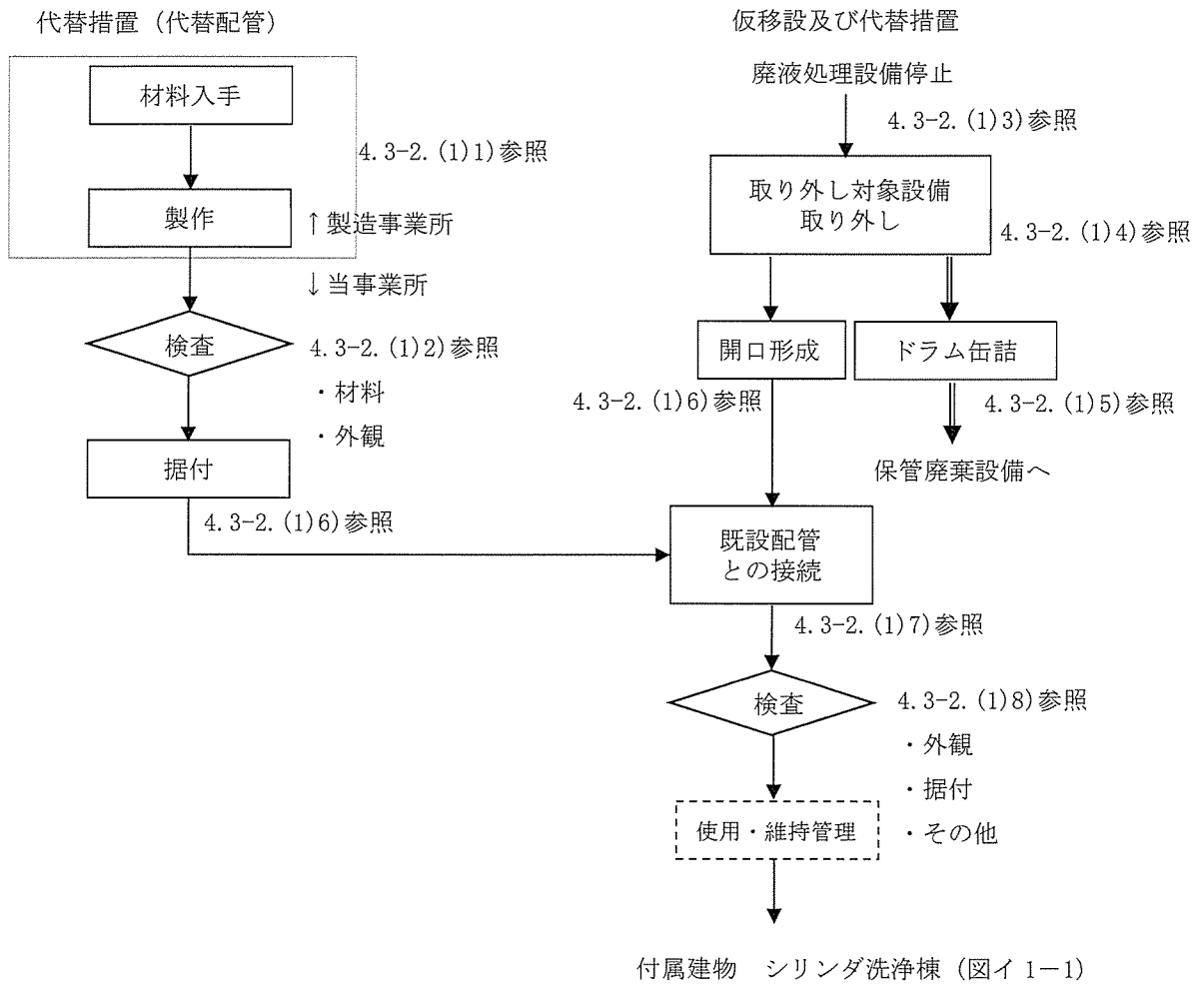
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)

- : 製作工程、工事
- : 検査
- : 放射性固体廃棄物の流れ
- : 使用・維持管理

図ト準-2 工事の手順フロー図（付属建物 シリンダ洗浄棟 廃液処理設備(3)の工事）

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は仮移設及び代替措置であるため新規制基準適合のための検査は行わず、新規制基準対応工事後に行う。

4. 3. 3. 付属建物 第1 廃棄物処理所 焼却設備

本申請に係る工事では、付属建物第1 廃棄物処理所で実施する建物工事と干渉する焼却設備（ピット）の配管系統の一部を取り外し、代替措置を講じる。

管理区域内での手洗い等で発生した廃水の送液に使用する配管系統を確保するため、建物工事との干渉を避けた迂回経路を敷設する。

(1) 手順

今回申請の付属建物第1 廃棄物処理所での設備の代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-3参照）により行う。

仮移設及び代替措置を講じる設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第1 廃棄物処理所には核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口部を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- 1) 代替措置対象設備（配管）の製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を入手し、設備を加工製作する。
- 2) 当事業所にて当該設備の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・ 代替配管の材質が難燃性であることを『メーカー仕様書』により確認する。（材料）
 - ・ 代替配管に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
- 3) 当該系統に接続されている廃液処理設備の運転を停止する。
- 4) 取り外し対象の設備（配管）を固定しているボルトなどを取り外し、当該設備を取り外す。
- 5) 取り外した設備（配管）の内、再使用しない物については、200ℓドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。
- 6) 代替措置対象設備（配管）の据え付けを行う。
- 7) 既設の配管に代替措置対象設備（配管）を接続する。
- 8) 代替措置完了後に使用前の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・ 代替措置を講じた配管系統に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
 - ・ 代替措置を講じた配管の接合部に緩みがないことを工具等により確認する。（据付）
 - ・ 接合部から廃液の漏れがないことを目視により確認する。（その他）

- 9) 廃液処理設備の運転を開始する。なお当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。また使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

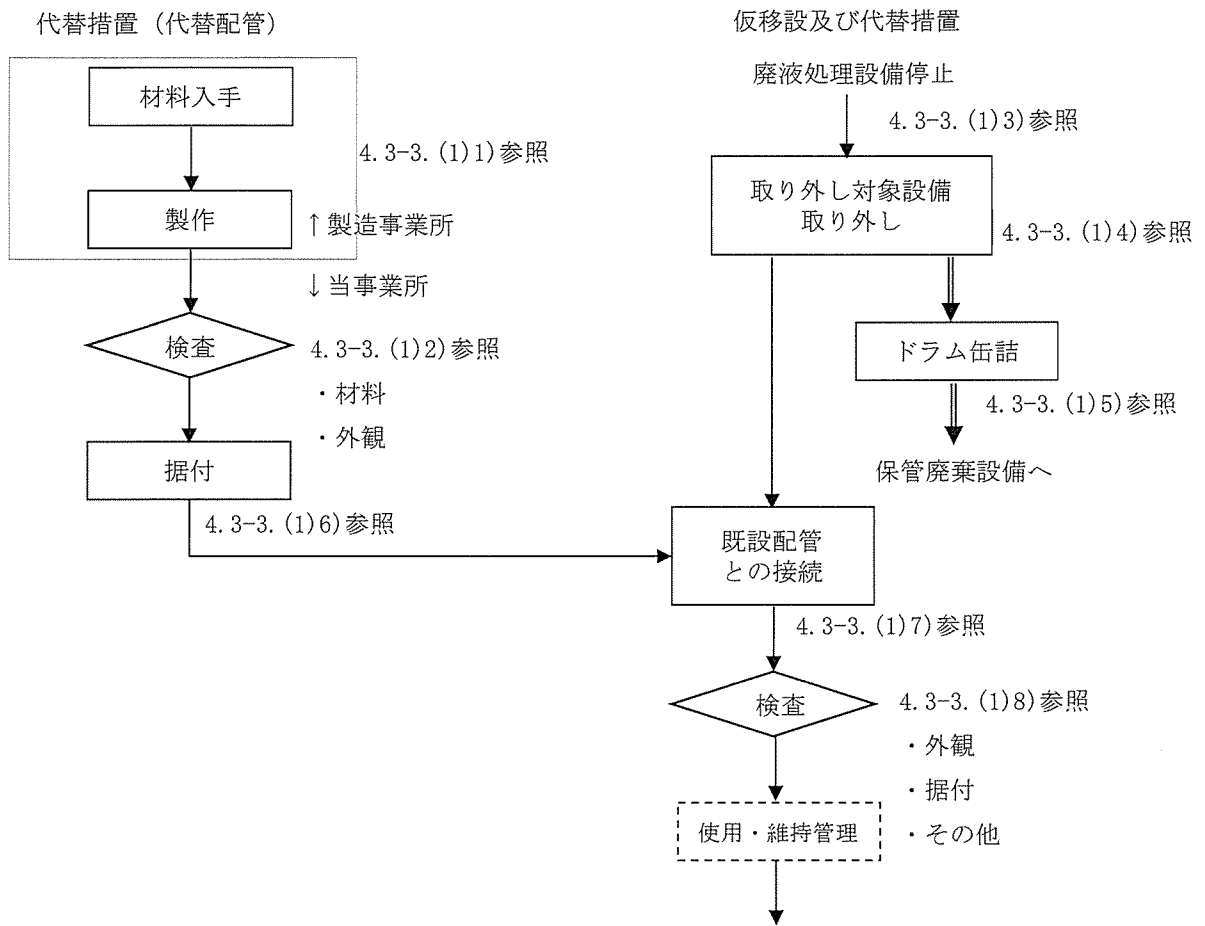
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



付属建物 第1 廃棄物処理所 (図ト1-1)

(凡例)

- : 製作工程、工事
- : 検査
- \Rightarrow : 放射性固体廃棄物の流れ
- : 使用・維持管理

図ト準-3 工事の手順フロー図 (付属建物 第1 廃棄物処理所 焼却設備の工事)

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は仮移設及び代替措置であるため新規制基準適合のための検査は行わず、新規制基準対応工事後に行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物第3 廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)については、管理区域の閉じ込め機能の維持のため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

加工施設の維持管理に不可欠な管理区域内の手洗い等で発生した排水を貯留及び処理するため、廃液処理設備(1)及び廃液処理設備(4)については、廃液や手洗い水等の貯留設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

また廃液処理設備(3)の一部設備、付属建物第1 廃棄物処理所の焼却設備の一部設備(ピット)も同様に手洗い水等の貯留設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

管理区域内で発生した廃棄物の減容に使用するため、焼却設備の集塵機については、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

廃棄物を収納した廃棄物ドラム缶を搬送するため、焼却設備のクレーン及び保管廃棄設備のクレーンについては、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物第3 廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表卜建一1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(1/17)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {865}建物 付属建物 第1廃棄物処理所 {866}堰(内部溢水止水用) {868}飛散防止用防護ネット {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建一1-1)参照	
機器名	付属建物第1廃棄物処理所 堰(内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柱脚補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する ・ 鉄骨ブレース新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する ・ 鉄骨ブレース交換補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨ブレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨ブレースの交換により補強する ・ 鉄骨梁交換補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する ・ 屋根面ブレース追設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する ・ 柱補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する ・ 柱梁仕口部補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の大梁仕口部及び継手部を溶接により補強する ・ 柱脚部溶接補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁サイディング補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする ・ 鋼板新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する ・ シャッタ新設 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所前室の新設に伴い、第1 廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャッタを新設する ・ 鉄扉補強 <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35 及び SD-74)を鉄扉補強材により補強する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切り壁更新 <ul style="list-style-type: none"> 内部火災による延焼防止を目的に、第1 廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する
-------------	---

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(3/17)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第1廃棄物処理所の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第1廃棄物処理所の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1廃棄物処理所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建</p> <p>屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)</p> <p>基礎 : (本体) 杭基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-1に示す
	寸法(単位:m)	<p>(本体) </p> <p>延べ床面積: 約 410m²</p>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(4/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度：設計GLから-6.0m 配置：図ト建-1-6参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){866} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){868} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 気体廃棄設備(5){680,685,686,688~690} □ 非常用通報設備(放送設備){890,892} □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明){902,903}、誘導灯{902,904}

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(5/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、1-4 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照 <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-16 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-6-3 参照 □ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照 ・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-5-1 参照 □ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照
---------------	------------	--

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(6/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-2-4 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-3-4、3-5 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非-1-4、1-5 参照 <p>[6.1-建10] 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の水平地震力1.5Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の水平地震力については、[99-建2]に示す。</p>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-14 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1 廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第1 廃棄物処理所の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(7/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-1-3、1-4参照) ○ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ○ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-1-4に示すように最大で約9.2mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-1に示す第1廃棄物処理所のALC屋根は、折板屋根と同等以上の強度を有しており、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外北側に設置のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-1-1参照)</p> <p>[8.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの後ろにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ：図イ建-1-1参照 フィルタ：図ト系5-3参照
---------------	-----------------	---

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(8/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離[※]を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ト建-1-1、1-2 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(11/11)参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、表ト建-2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-1-1、1-4参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第1廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(9/17)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1廃棄物処理所は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(5){679~690, 692}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧: 5Pa以上</p> <p>[10.1-建 6] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ100mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-3参照) なお、漏水検知警報設備(867)は次回以降申請する。</p>
---	----------------	---

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(10/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱) : 10 個 (1 階) □ 感知器(空気管式) : 4 基 (2 階) □ 警報設備(ベル) : 3 個 (1 階 : 2 個、2 階 : 1 個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5 参照 <p>[11.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899, 901} を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 発信機(P 型) : 3 個 (1 階 : 2 個、2 階 : 1 個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4、3-5 参照 <p>[11.1-建 3] 消防法第十七条第 1 項に基づき、消火器 {894, 898} を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器 10 型 : 11 本 (1 階 : 9 本、2 階 : 2 本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第 6 項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ非-4-9、4-10 参照 <p>[11.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 {894, 896} と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ {894, 897} は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓 : 不凍式 2 基 (第 1 廃棄物処理所の近傍) (図リ非-4-1 参照) □ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ非-4-1 参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照 <p>[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第 1 廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-1 に示す。 <p>[11.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) : 図リ非-5-1 参照 □ 緊急対策設備 (3) (堰(内部溢水止水用)) : 図リ非-6-3 参照 ・ 使用材料 : 表ト建-2-1 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) [] : ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 □ [] : 強力長シャックル □ 緊急対策設備 (3) (堰(内部溢水止水用)) : ステンレス鋼(固定式)
---------------	-------------	--

表ト建-1-1 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表(11/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4] 第1 廃棄物処理所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-1-9(2/2)参照</p> <p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建-1-1、1-2 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(2/2)参照</p> <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表(12/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図リ非-6-1 参照</p> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図リ非-6-3 参照</p> <p>[12.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[12.1-建4] 第1 廃棄物処理所内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-3 参照)</p> <p>[12.1-建6] 第1 廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-4 参照</p> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(8台(1階：7台、2階：1台))及び誘導灯(7個(1階)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-4、1-5 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備){782~794}(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(5)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(13/17)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-建1] 第1廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。 [18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-建1] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)
	遮蔽	[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10 ⁻² mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
換気設備	[23.1-建1] 20,000m ³ /時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(5)を施設できる構造とする。	

表ト建一1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(14/17)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 10%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 10%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続 *3: 受信器を介して接続 *4: 中継盤を介して接続</p> <p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 10%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 10%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置{889}(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○	警報設備(ベル)*4	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																							
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																																								
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○																																							
		無線式	-	-	○																																							
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○																																								
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																								
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																								
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																								
	誘導灯	○	-	○																																								

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(15/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25-1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3台(1階) □ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台(1階)、無線式1台(1階) ・ 設置設備の配置 図リ非-2-4 参照
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。なお、耐震重要度分類第2類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力については、[6.1-建10]に示す。</p> <p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第1廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所 建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 第1廃棄物処理所の鉄扉 補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建4] F3竜巻に対し、第1廃棄物処理所の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 位置:図リ非-5-1、5-3 参照 建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。 なお、第1廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。 また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。</p> <p>[99-建5] 敷地境界から第1廃棄物処理所までの距離は140mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建6] 第1廃棄物処理所に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあるため、第2種管理区域として設定する。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(16/17)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-1-10(4/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(5/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図イ建-1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11)</p> <p>図ト建-1-1 付属建物 第1廃棄物処理所 1階平面図</p> <p>図ト建-1-2 付属建物 第1廃棄物処理所 2階平面図</p> <p>図ト建-1-3 付属建物 第1廃棄物処理所 屋根伏図</p> <p>図ト建-1-4 付属建物 第1廃棄物処理所 立面図</p> <p>図ト建-1-5 付属建物 第1廃棄物処理所 断面図</p> <p>図ト建-1-6 付属建物 第1廃棄物処理所 杭及び基礎及び1階伏図</p> <p>図ト建-1-7 付属建物 第1廃棄物処理所 2階床梁伏図</p> <p>図ト建-1-8 付属建物 第1廃棄物処理所 R階伏図</p> <p>図ト建-1-9 付属建物 第1廃棄物処理所 A,B通り軸組図</p> <p>図ト建-1-10 付属建物 第1廃棄物処理所 C通り軸組図</p> <p>図ト建-1-11 付属建物 第1廃棄物処理所 2,5通り軸組図</p> <p>図ト建-1-12 付属建物 第1廃棄物処理所 8,9通り軸組図</p> <p>図ト建-1-13 付属建物 第1廃棄物処理所 A,C通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-1-14 付属建物 第1廃棄物処理所 2,9通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p>
-----	--

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(17/17)

添付図	<p>図ト建-1-15 付属建物 第1廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び屋根面ブレース補強概略図</p> <p>図ト建-1-16 付属建物 第1廃棄物処理所 鉄骨ブレース補強、柱梁仕口部補強、柱脚部溶接補強概略図</p> <p>図ト遮-1 付属建物 第1廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図ト系5-3 気体廃棄設備(5) 廃棄物処理室・排気室 給気系統</p> <p>図リ非-1-4 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-1-5 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-5 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-9 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-10 消火設備 消火器(第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-5-1 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-5-3 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット取付概略図(第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-6-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画</p> <p>図リ非-6-3 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(付属建物 第1廃棄物処理所 1階)</p> <p>図リ電建-1 付属建物 第1廃棄物処理所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-2 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(1/11)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{880}建物 附属建物 第1廃棄物処理所前室 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	附属建物第1 廃棄物処理所前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所前室の新設 第1 廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1 廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1 廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1 廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 非常用通報設備(放送設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る 	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約20㎡
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(2/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 基礎梁下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第1廃棄物処理所前室1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第1廃棄物処理所前室及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第1廃棄物処理所前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> □ 第1廃棄物処理所前室 ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備 {890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備) {899, 900} □ 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902, 903}、誘導灯 {902, 904})

表ト建一1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(3/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所前室は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所前室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所前室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所前室の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建一1-5、図ト建一1-1、2-1~2-4 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建一1-5 参照 <p>[6.1-建5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建一2-2、図ト建一2-1~2-7 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非一2-4 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非一4-1 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非一3-4 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置：図リ非一1-4 参照
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(4/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-2-1~2-7 参照 <ul style="list-style-type: none"> □ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 □ 第1廃棄物処理所前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 □ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。 □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[8.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[8.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 <p>[8.1-建4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-2-2、2-3参照) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[8.1-建5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p>
----------------------	------------------------	---

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(5/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2-3に示すように最大で約4.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す第1廃棄物処理所前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。</p> <p>[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1廃棄物処理所前室は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LPガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離[※]を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 ・ 火災影響評価対象：(図ト建-2-1参照) ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/11)～(4/11)、(6/11)～(11/11)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72条第2号ロに定める一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(6/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。 ・ 第1廃棄物処理所前室は、表ト建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-2-1、2-3参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 第1廃棄物処理所前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 3] 第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッターを解放するため、エキスパンションジョイントに止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャッター解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1~2-4参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5参照

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(7/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱)：2個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-4 参照 <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894,897}は、次回以降申請とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋外消火栓：不凍式1基(第1廃棄物処理所前室の近傍)(図リ非-4-1参照) □ 各消火栓に設置するホース：20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m以下(図リ非-4-1参照) ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ非-4-2参照 <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第1廃棄物処理所前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2に示す。 <p>[11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4] 第1廃棄物処理所前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-2-1参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(2/2)参照 <p>[11.3-建7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 ・ 耐火シールを施工する貫通部の配置 図イ建-1-8参照
----------------------	--------------------	--

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(8/11)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置 図り非-1-4 参照 <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置 図り非-1-4 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーン{798}(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>

表ト建-1-2 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(9/11)

技術基準に基づく設計(注)	換気設備	—																												
	非常用電源設備	<p>[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 受信器を介して接続</p> <p>[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備 □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(899)(次回以降申請)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																										
自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○																										
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																										
	誘導灯	○	—	○																										
通信連絡設備	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 設置設備の配置 図リ非-2-4参照 																													

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(10/11)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第1 廃棄物処理所前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1 廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1 廃棄物処理所前室 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ◦ 第1 廃棄物処理所前室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ◦ 第1 廃棄物処理所前室の鉄扉 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建5] 敷地境界から第1 廃棄物処理所前室までの距離は 135m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約 160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁、屋根及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建6] 第1 廃棄物処理所前室は、第1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2 種管理区域として設定する。</p>
----------------------	--

表ト建一1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表(11/11)

添付図	<p>図イ建一1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建一1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建一1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建一1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建一1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建一1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建一1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建一1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建一1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建一1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建一1-10(1/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建一1-10(2/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建一1-10(3/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建一1-10(4/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建一1-10(6/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建一1-10(7/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建一1-10(8/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建一1-10(9/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建一1-10(10/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図イ建一1-10(11/11) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(11)</p> <p>図ト建一1-1 付属建物 第1廃棄物処理所 1階 平面図</p> <p>図ト建一2-1 付属建物 第1廃棄物処理所前室 平面図</p> <p>図ト建一2-2 付属建物 第1廃棄物処理所前室 屋根伏図</p> <p>図ト建一2-3 付属建物 第1廃棄物処理所前室 立面図</p> <p>図ト建一2-4 付属建物 第1廃棄物処理所前室 断面図</p> <p>図ト建一2-5 付属建物 第1廃棄物処理所前室 伏図</p> <p>図ト建一2-6 付属建物 第1廃棄物処理所前室 Y1, Y2 通り軸組図</p> <p>図ト建一2-7 付属建物 第1廃棄物処理所前室 X1, X2 通り軸組図</p> <p>図リ非一1-4 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非一2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非一3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非一4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非一4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(1/17)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{869}建物 附属建物 第2 廃棄物処理所 {870}堰(内部溢水止水用) {872}飛散防止用防護ネット {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	附属建物第2 廃棄物処理所 堰(内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柱梁仕口部補強 第2 廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する ・ エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁サイディング補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する ・ 鉄扉新設 第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する ・ 鉄扉補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する ・ 折板追設補強 第2 廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存 ALC 屋根は残置し、折板の追設により補強する ・ 鋼板新設 第2 廃棄物処理所本体の1 階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2 廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2 廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する
-------------	--

表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表(3/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2 廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2 廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
<p>員数</p>	<p>1 式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 1424 635 1541"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="635 1424 1406 1541"> <p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1541 635 1570"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="635 1541 1406 1570"> <p>表ト建-2-3 に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1570 635 1711"> <p>寸法 (単位: m)</p> </td> <td data-bbox="635 1570 1406 1711"> <p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1711 635 1740"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="635 1711 1406 1740"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1740 635 1769"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="635 1740 1406 1769"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1769 635 1798"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="635 1769 1406 1798"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>	<p>寸法 (単位: m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>												
<p>寸法 (単位: m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積: (本体) 約 385m² (渡り廊下) 約 15m²</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												